

厚生労働省 令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金  
社会福祉推進事業

被後見人等が本人らしい生活を送れるよう、  
チームにおける意思決定支援の下での  
本人のための財産管理・身上保護の取組を  
全国的に進めるための研修の在り方等を検討する事業

報告書

令和2年3月  
みずほ情報総研株式会社



## 目 次

第1章 事業概要 .....	5
第1節 事業の背景・目的 .....	5
1. 事業の背景 .....	5
2. 事業の目的 .....	5
第2節 事業の全体像 .....	6
1. 事業概要 .....	6
2. 事業全体の流れ .....	6
第3節 事業の体制 .....	8
第2章 アンケート調査 .....	11
第1節 調査目的 .....	11
第2節 調査概要 .....	11
第3節 調査結果 .....	12
第3章 ヒアリング調査 .....	26
第1節 「研修プログラム」の在り方に関するヒアリング調査 .....	26
1. 調査の目的 .....	26
2. 調査方法と調査対象の選定 .....	26
第2節 調査結果 .....	28
1. 「研修プログラム」の在り方に関するヒアリング調査 .....	28
第4章 後見事務 WG における検討 .....	31
1. WG 設置目的 .....	31
2. WG 検討状況 .....	31
3. WG 検討結果 .....	31
第5章 財産活用 WG における検討 .....	39
1. WG 設置目的 .....	39
2. WG 検討状況 .....	39
3. WG 検討結果 .....	39
第6章 本調査のまとめ .....	43
まとめと提言 .....	43





# 第1章 事業概要

## 第1節 事業の背景・目的

### 1. 事業の背景

- 平成29年3月に閣議決定された成年後見利用促進基本計画（以下、「基本計画」という。）では、これまでの成年後見制度について「財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上を目的とした財産の積極的な利用に欠ける」などの硬直性が指摘されてきた点を踏まえ、今後は、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点を重視し、利用者がメリットを実感できるような制度・運用とすることを目指すこととされている。
- また、基本計画では、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、本人の状況に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制を構築することが示されている。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太方針2019）」においても、「成年後見制度の利用を促進するため、『認知症施策推進大綱』も踏まえ、中核機関の整備や意思決定支援研修の全国的な実施などの施策を総合的・計画的に推進する。」と示されている。

### 2. 事業の目的

- 成年後見制度利用促進基本計画及び骨太方針2019を踏まえ、被後見人等が本人らしい生活を送れるよう、チームによる意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の取組を全国的に進めるための研修の在り方を検討し、「研修プログラム」を作成することを目的として実施した。

#### 研修における目的及び重要となるポイント

- ✓ 成年後見制度においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく**意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とすること。**
- ✓ これまでの成年後見制度が、**財産の保全のみの観点が重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠ける**などの硬直性が指摘されてきた点を踏まえると、**本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とする必要があること。**

## 第2節 事業の全体像

### 1. 事業概要

- 本事業は、検討委員会及び「意思決定支援を踏まえた後見事務全般に関するワーキンググループ」（以下、「後見事務 WG」という。）と、「本人の意思を尊重し、本人らしい生活を送るための財産活用における後見事務の在り方に関するワーキンググループ」（以下、「財産活用 WG」という。）を設置するとともに、アンケート調査、ヒアリング調査を実施した。
- アンケート調査は、主に、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職を対象に行った。
- ヒアリング調査では、「意思決定支援に関する取組事例調査」と「『研修プログラム』の在り方に関するヒアリング調査」の2種類を行った。

図表1 本事業の実施体制

	実施内容	実施手法
検討委員会・WGの設置	検討委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 有識者による検討委員会・WGを設置し、事業全体の進め方、「研修プログラム」の内容等に関して検討を行う。</li> </ul>
	WG(後見事務)の設置	
	WG(財産活用)の設置	
アンケート調査	専門職へのアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 意思決定支援ガイドラインを作成している地域において、専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士)を対象としたアンケート調査を行う。</li> </ul>
ヒアリング調査	意思決定支援に関する取組事例調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 意思決定支援を踏まえた後見事務に関するガイドラインを定めている地域の専門職にヒアリングを行う。</li> </ul>
	「研修プログラム」の在り方に関するヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 専門職団体、当事者団体等に対して、ヒアリングを行う。</li> </ul>

「研修プログラム」の作成

(成果物)

- ✓ 報告書
- ✓ シラバス
- ✓ 研修で使用するスライド / 等

### 2. 事業全体の流れ

- 本事業では、アンケート調査、ヒアリング調査の実施に加え、検討委員会及びワーキンググループ（後見事務 WG・財産活用 WG）を設置した。
- 検討委員会は、「研修プログラム」の検討・承認を行うことを目的とし、設置した。
- 後見事務 WG は、「研修プログラム」の具体的な内容、取り扱う事例の検討などを行うことを目的とし、設置した。意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる運用に向けた検討を行った。
- 財産活用 WG は、本人の利益や生活の向上を目的とした積極的な財産管理の在り方に関する検討を目的として、設置した。本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した財産管理の運用に向けた検討を行った。

図表2 検討委員会の開催概要

No.	開催日時	検討内容
1	令和元年 7 月 25 日 (木) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査全体の実施方針の検討</li> <li>● ヒアリング調査及びアンケート調査実施方針の検討</li> <li>● 作業スケジュールの確認</li> <li>● 「研修プログラム」の構成・シラバスに関する検討</li> </ul>
2	令和元年 11 月 1 日 (金) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種調査進捗状況の中間報告</li> <li>● ワーキンググループにおける検討結果の中間報告</li> <li>● 「研修プログラム」の内容に関する検討</li> </ul>
3	令和 2 年 3 月 17 日 (火) 15:00~17:00 <u>〔新型コロナにより開催中止〕</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種調査進捗状況の報告</li> <li>● ワーキンググループにおける検討結果の中間報告</li> <li>● 「研修プログラム」の内容に関する検討</li> <li>● 報告書取りまとめに向けた検討</li> </ul>

図表3 後見事務 WG の開催概要

No.	開催日時	検討内容
1	令和元年 8 月 20 日 (火) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文献調査結果の報告</li> <li>● 「研修プログラム」の構成・シラバスに関する検討</li> <li>● 収集対象とする好事例に関する検討</li> </ul>
2	令和元年 10 月 21 日 (月) 17:00~19:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「研修プログラム」の内容に関する検討</li> <li>● 「研修プログラム」の中で取り扱う事例に関する検討</li> </ul>
3	令和元年 11 月 11 日 (月) 15:00~17:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「研修プログラム」の内容に関する検討</li> </ul>
4	令和 2 年 1 月 28 日 (火) 17:00~19:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「研修プログラム」の内容に関する検討</li> </ul>
5	令和 2 年 2 月 20 日 (木) 17:00~19:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「研修プログラム」の内容に関する検討</li> </ul>

図表4 財産活用 WG の開催概要

No.	開催日時	検討内容
1	令和元年 10 月 17 日 (木) 17:00~19:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 収集対象とする好事例に関する検討</li> <li>● 「研修プログラム」の内容に関する検討</li> </ul>
2	令和 2 年 1 月 24 日 (金) 17:00~19:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「研修プログラム」の内容に関する検討</li> </ul>

### 第3節 事業の体制

○ 本事業の実施体制は、次のとおりである。

図表5 本事業の実施体制

#### 【検討委員会委員】

氏名	所属	備考
新井 誠	中央大学 法学部 教授	座長
青木 佳史	日本弁護士連合会	
安藤 亨	豊田市福祉部福祉総合相談課 主査	
小賀野 晶一	中央大学 法学部 教授	
上山 泰	新潟大学 法学部 教授	
久保 厚子	全国手をつなぐ育成会連合会 会長	
櫻田 なつみ	日本メンタルヘルスパイアサポート専門員研修機構 委員	
新保 文彦	日本発達障害ネットワーク 政策委員	
瀬戸 裕司	ゆう心と体のクリニック 院長	
高橋 良太	全国社会福祉協議会 地域福祉部 部長	
花俣 ふみ代	認知症の人と家族の会 副代表理事	
星野 美子	日本社会福祉士会 理事	
水島 俊彦	法テラス埼玉法律事務所	
矢頭 範之	成年後見センター・リーガルサポート 理事長	
山野目 章夫	早稲田大学大学院 法務研究科 教授	

#### 【後見事務 WG 委員】

氏名	所属	備考
上山 泰	新潟大学 法学部 教授	座長
星野 美子	日本社会福祉士会 理事	
水島 俊彦	法テラス埼玉法律事務所	
五十嵐 禎人	千葉大学社会精神保健教育研究センター 教授	
菅 富美枝	法政大学 経済学部 教授	
曾根 直樹	日本社会事業大学 福祉マネジメント研究科 准教授	
竹内 俊一	岡山高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク懇談会	
西川 浩之	成年後見センター・リーガルサポート 専務理事	
住田 敦子	尾張東部成年後見センター センター長	
久岡 英樹	大阪弁護士会	

【財産活用 WG 委員】

氏名	所属	備考
小賀野 晶一	中央大学 法学部 教授	座長
今井 友乃	知多地域成年後見センター 事務局長	
大貫 正男	埼玉司法書士会	
久津摩 和弘	日本地域福祉ファンドレイジングネットワーク COMMNET 理事長	
椎名 基晴	椎名法律事務所	
田邊 寿	伊賀市社会福祉協議会 地域福祉部長	
成本 迅	京都府立医科大学 医学研究科精神機能病態学 教授	
八谷 博喜	三井住友信託銀行特別理事 プライベートバンキング企画推進部 成年後見・民事信託分野専門部長	
山下 興一郎	淑徳大学 総合福祉学部社会福祉学科 准教授	
駒村 康平	慶應義塾大学 経済学部 教授	

【オブザーバー】

氏名	所属
小田 蒼太郎	最高裁判所事務総局家庭局 局付
浅岡 彩	最高裁判所事務総局家庭局 家事手続第三係
濱岡 恭平	法務省民事局 局付
南 恵理	厚生労働省 老健局総務課 認知症施策推進室 室長補佐
小幡 俊輔	厚生労働省 老健局総務課 認知症施策推進室 係員
片桐 公彦	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室
竹野 佑喜	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室 室長
西村 慎太郎	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室 室長補佐
川端 伸子	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室 成年後見制度利用促進専門官

**【事務局】**

氏名	所属
高橋 正樹	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 チーフコンサルタント
金森 由晃	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 コンサルタント

## 第2章 アンケート調査

### 第1節 調査目的

- 意思決定支援ガイドラインを作成している地域において、既に作成されているガイドラインの認知状況、意思決定支援について感じている課題等を把握するため、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）等を対象としたアンケート調査を行った。
- アンケート調査の結果は、ヒアリング調査及び「研修プログラム」作成にあたっての資料として活用する。

### 第2節 調査概要

#### (1)調査対象

- 全国の専門職後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士）および法人後見実施団体を調査対象者とした。

#### (2)調査方法

- 調査票はエクセルファイルとし、メール調査を行った。
- E-mailにより、調査の依頼を行い、指定した URL から調査票をダウンロードしてもらい、回答後、E-mail で回収した。

#### (3)調査実施期間

- 令和元年 10 月 28 日（月）～令和元年 11 月 29 日（金）
- ただし、調査実施期間を過ぎて回収した調査票についても集計に含めている。

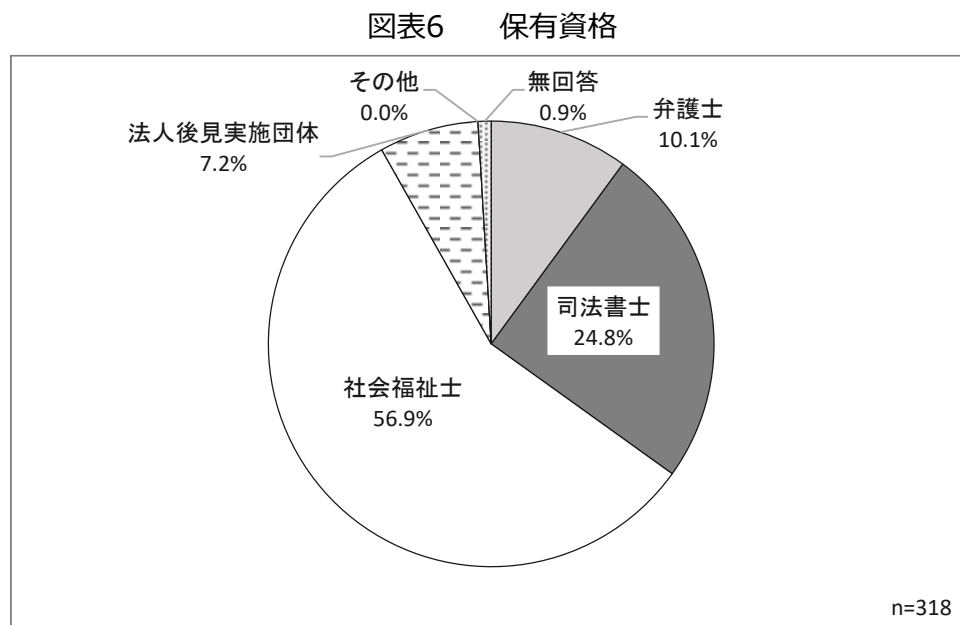
#### (4)回収結果

- アンケートの回収数は 318 件であった。

### 第3節 調査結果

#### (1)保有資格

- 保有資格は、「社会福祉士」が56.9%と最も多く、次いで「司法書士」が24.8%、「弁護士」が10.1%、「法人後見実施団体」が7.2%の順となっている。



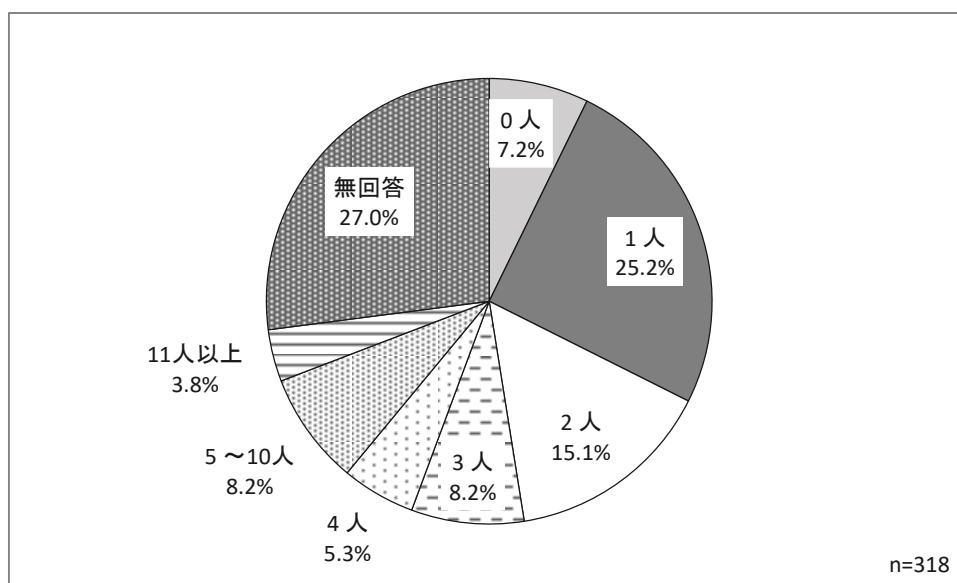


## (2)受任件数

### ① 後見類型の障害者・高齢者

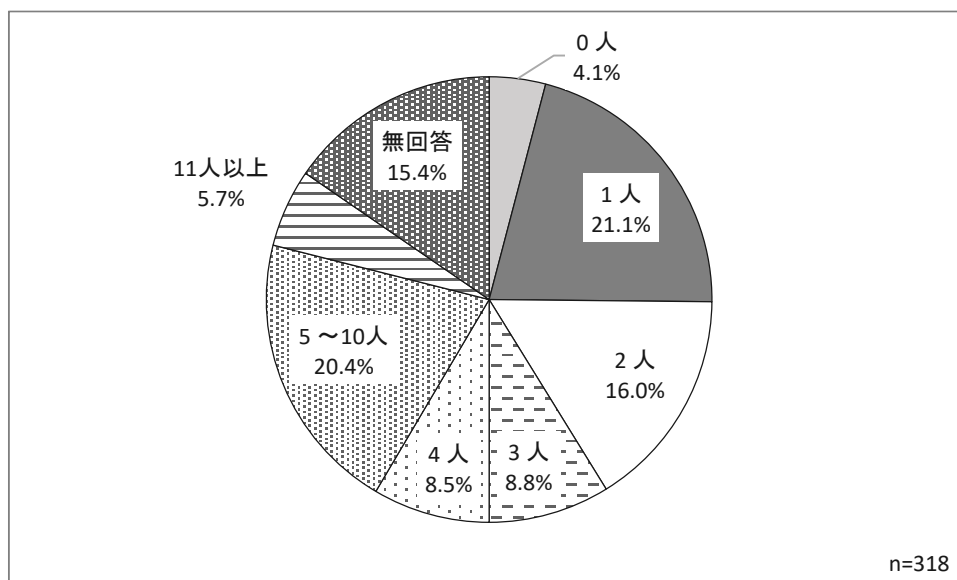
- 後見類型の障害者の受任件数では、「1人」が25.2%と最も高い割合となっている。次いで、「2人」が15.1%、「3人」が8.2%となっている。
- 全体の7割程度が後見類型の障害者を受任している。

図表7 受任件数 後見類型の障害者



- 後見類型の高齢者の受任件数では、「1人」が21.1%と最も多く、次いで「5～10人」が20.4%、「2人」が16.0%の順になっている。
- 全体の8割以上が後見類型の高齢者を受任している。

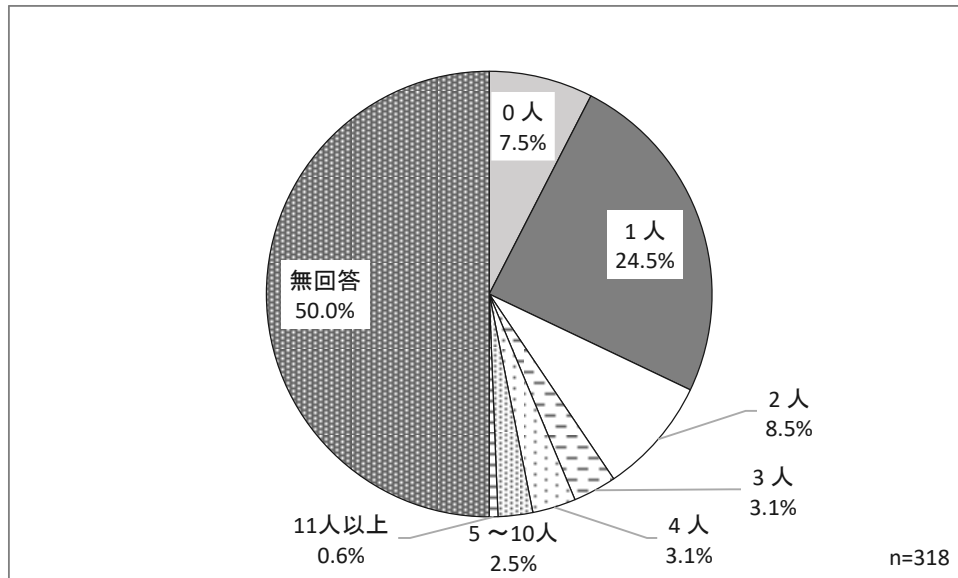
図表8 受任件数 後見類型の高齢者



② 保佐類型の障害者・高齢者

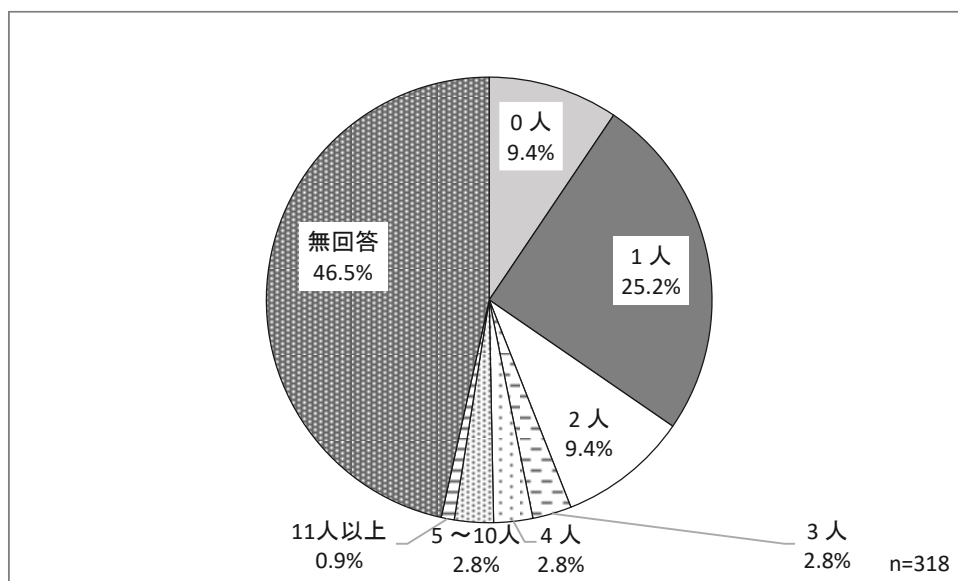
- 保佐類型の障害者の受任件数は、「1人」が24.5%と最も多く、次いで「2人」が8.5%、「0人」が7.5%の順となっている。
- 全体では、4割程度が保佐類型の障害者を受任している結果となった。

図表9 受任件数 保佐類型の障害者



- 保佐類型の高齢者の受任件数は、「1人」が25.2%と最も高い割合となっている。次いで、「0人」と「2人」が9.4%の割合となっている。
- 全体では、4割以上が保佐類型の高齢者を受任している。

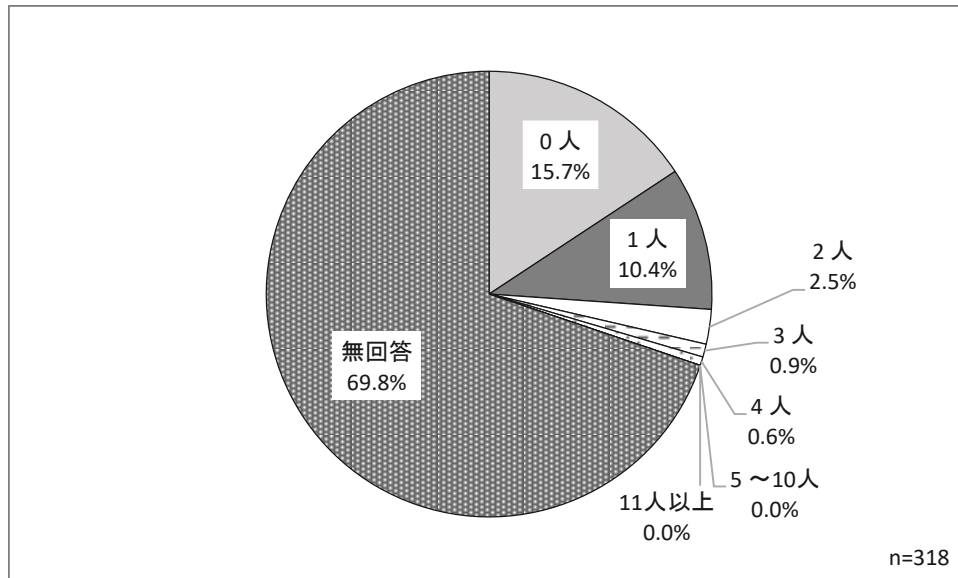
図表10 受任件数 保佐類型の高齢者



③ 補助類型の障害者・高齢者

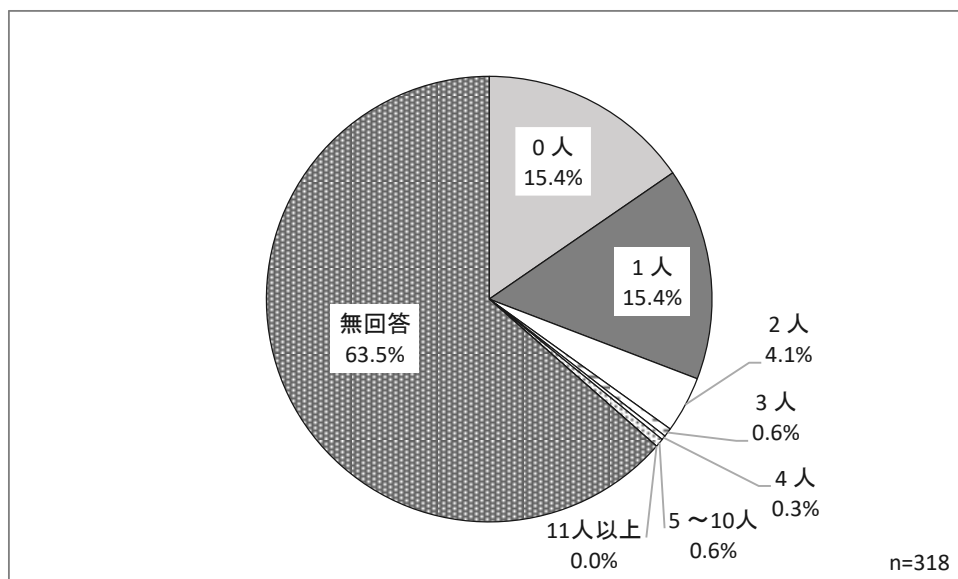
- 補助類型の障害者の受任件数は、「0人」が15.7%と最も多く、次いで「1人」が10.4%、「2人」が2.5%となっている。
- 全体では、1.5割程度しか補助類型の障害者を受任していないことがみえる。

図表11 受任件数 補助類型の障害者



- 補助類型の高齢者では、最も高い割合が「0人」と「1人」で15.4%であり、次いで「2人」が4.1%となっている。
- 全体では、2割程度が補助類型の高齢者を受任している結果となった。

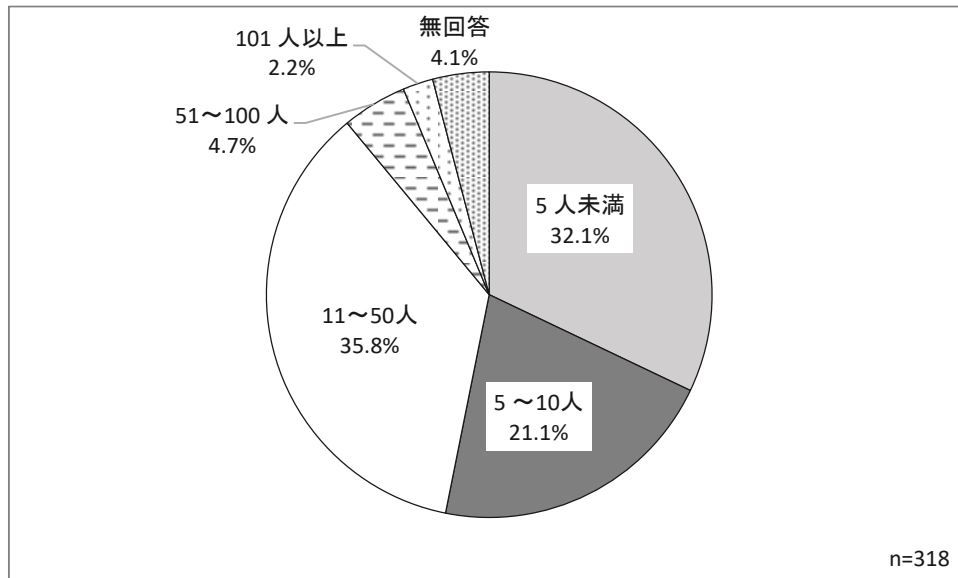
図表12 受任件数 補助類型の高齢者



④ これまでの受任件数

- これまでの後見人受任件数は、「11～50人」が35.8%と最も多く、次いで「5人未満」が32.1%、「5～10人」が21.1%の順となっている。
- 「5人未満」と「5～10人」を合わせると、これまでの受任件数が10人以下は5割以上を占める。

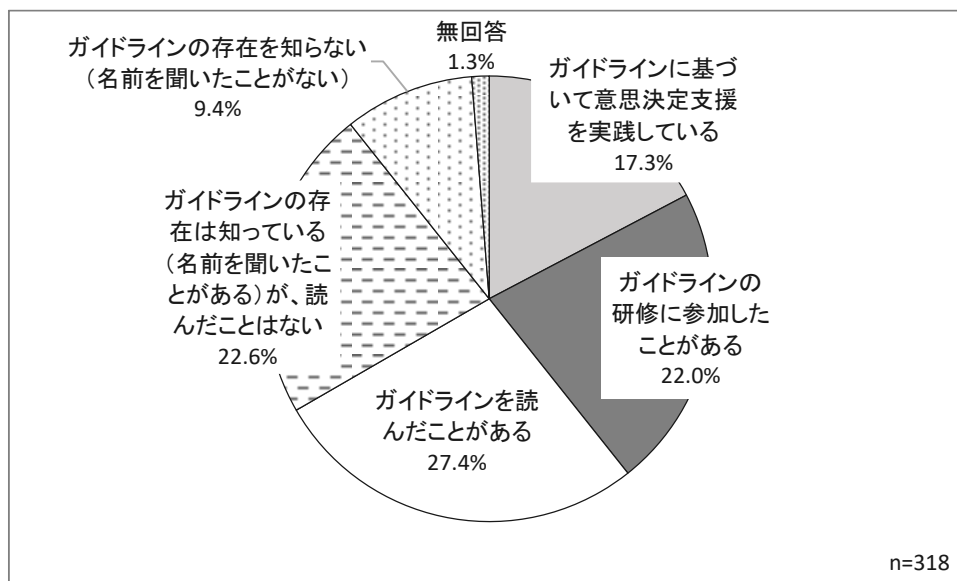
図表13 これまでの受任件数



### (3) 認知症の人の日常生活・社会における意思決定支援ガイドラインの認知状況

- 認知症の人の日常生活・社会における意思決定支援ガイドラインの認知状況は、「ガイドラインを読んだことがある」が 27.4%であり、次いで「ガイドラインの存在は知っているが、読んだことはない」が 22.6%、「ガイドラインの研修に参加したことがある」が 22.0%という順になっている。
- 「ガイドラインに基づいて意思決定支援を実践している」と「ガイドラインの研修に参加したことがある」と「ガイドラインを読んだことがある」を合わせて、6割以上がガイドラインの内容を知っている状況であることがみえる。

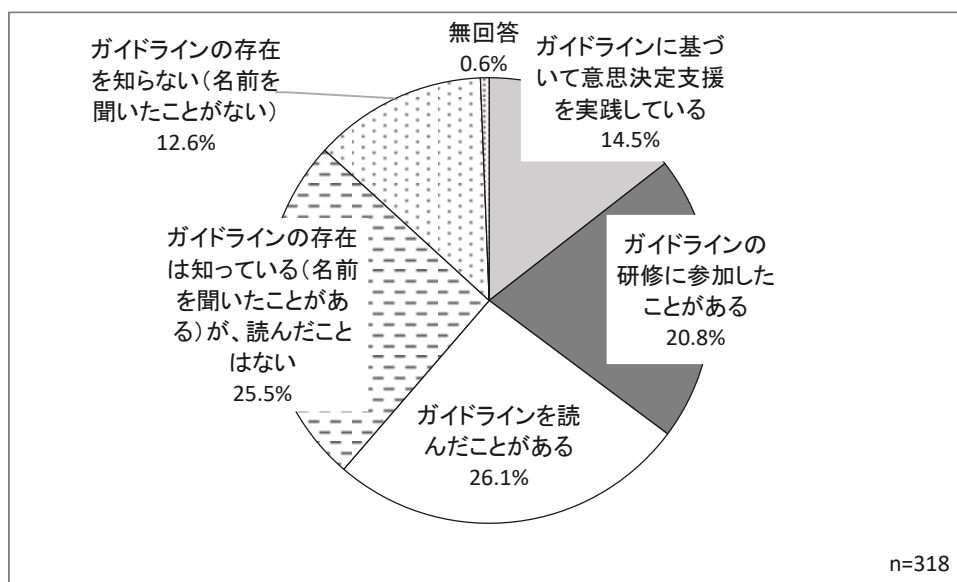
図表14 認知症の人の日常生活・社会における意思決定支援ガイドラインの認知状況



#### (4)障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの認知状況

- 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの認知状況は、「ガイドラインを読んだことがある」が 26.1%と最も高い割合となっており、次いで「ガイドラインの存在は知っているが、読んだことはない」が 25.5%、「ガイドラインの研修に参加したことがある」が 20.8%という順になっている。
- 「ガイドラインに基づいて意思決定支援を実践している」と「ガイドラインの研修に参加したことがある」と「ガイドラインを読んだことがある」を合わせて、6割以上がガイドラインの内容を知っている。

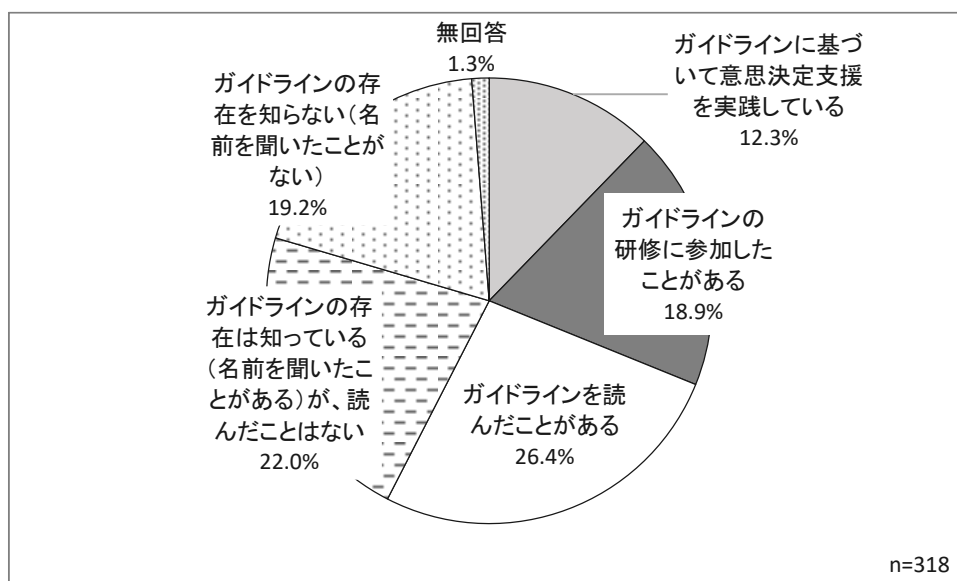
図表15 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの認知状況



### (5)意思決定支援を踏まえた成年後見人の事務のガイドライン（大阪意思決定支援研究会）の認知状況

- 意思決定支援を踏まえた成年後見人の事務のガイドラインの認知状況は、「ガイドラインを読んだことがある」が26.4%で最も高い割合となっており、次いで「ガイドラインの存在は知っているが、読んだことはない」が22.0%、「ガイドラインの存在を知らない」が19.2%の順となっている。
- 「ガイドラインに基づいて意思決定支援を実践している」と「ガイドラインの研修に参加したことがある」と「ガイドラインを読んだことがある」を合わせて、6割程度がガイドラインの内容を知っている。

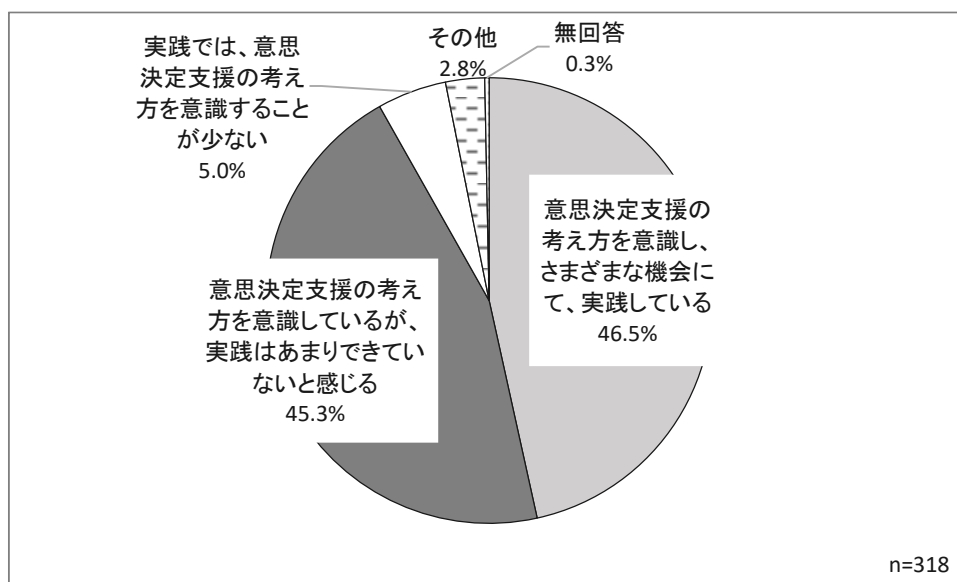
図表16 意思決定支援を踏まえた成年後見人の事務のガイドラインの認知状況



## (6)意思決定支援を踏まえた後見事務の実施状況について

- 意思決定支援を踏まえた後見事務の実施状況については、「意思決定支援の考え方を意識し、さまざまな機会にて、実践している」が46.5%と最も高く、「意思決定支援の考え方を意識しているが、実践はあまりできていないと感じる」が45.3%となっており、「実践している」と「実践はあまりできていない」が半数ずつ割れている。

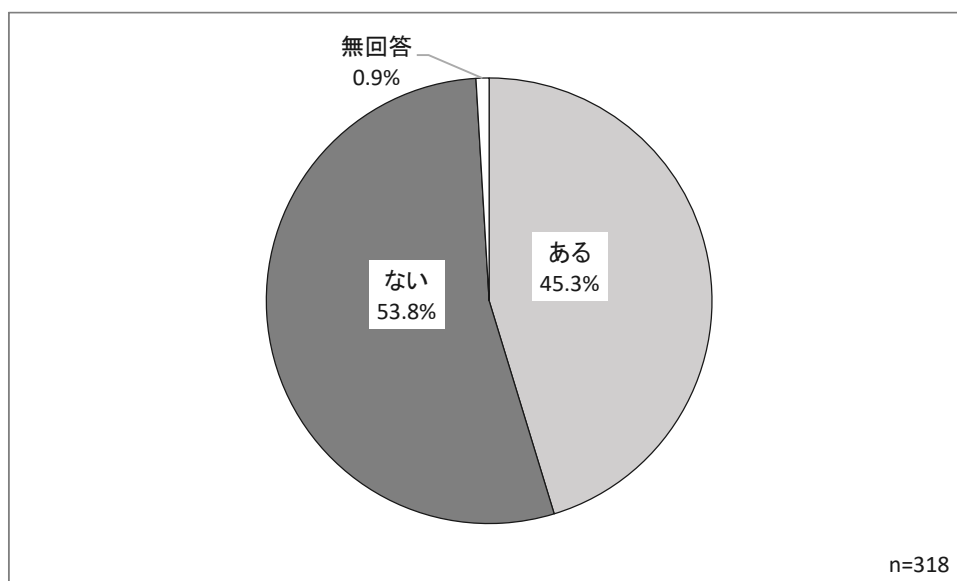
図表17 意思決定支援を踏まえた後見事務の実施状況について



## (7)意思決定支援のためのチーム会議を行った案件について

- 意思決定支援のためのチーム会議を行った案件は、「ない」が53.8%で、「ある」が45.3%となり、「ない」の割合が高いものの、約半数ずつに分かれる結果となった。

図表18 意思決定支援のためのチーム会議を行った案件





### ① チーム会議開催時の参加者

- チーム会議の参加者は、「本人」との回答が 41.7%と 4 割を占めた。次いで、「ケアマネージャー」が 34.5%、「後見人」が 33.8%という順になっている。

図表19 開催時の参加者〔自由回答〕

No.	回答が多かった項目	回答数	割合
1	本人	58	41.7%
2	ケアマネージャー	48	34.5%
3	後見人	47	33.8%
4	看護師	20	14.4%
5	相談支援専門員	17	12.2%
	全体	139	100.0%

### ② チーム会議開催時のテーマ

- チーム会議で取り扱われるテーマとしては、被後見人の「生活について」が 36.7%と最も高い割合となった。次いで、「居所について」が 28.8%、「施設に関することについて」が 12.9%の順となっている。

図表20 チーム会議開催時のテーマ〔自由回答〕

No.	回答が多かった項目	回答数	割合
1	生活について(生活状況の把握、支援、本人の要望など)	51	36.7%
2	居所について	40	28.8%
3	施設に関することについて(施設での生活、通所など)	18	12.9%
4	医療に関することについて(治療・手術、服薬管理など)	19	13.7%
5	財産管理について	7	5.0%
	全体	139	100.0%

### ③ チーム会議の開催によって得られた効果

- チーム会議の開催によって得られた効果としては、「情報・課題・本人の意思の共有ができた」が39.6%と4割近くを占めた。次いで、「今後についての話し合いやチーム内で連携ができた」が19.4%となっている。

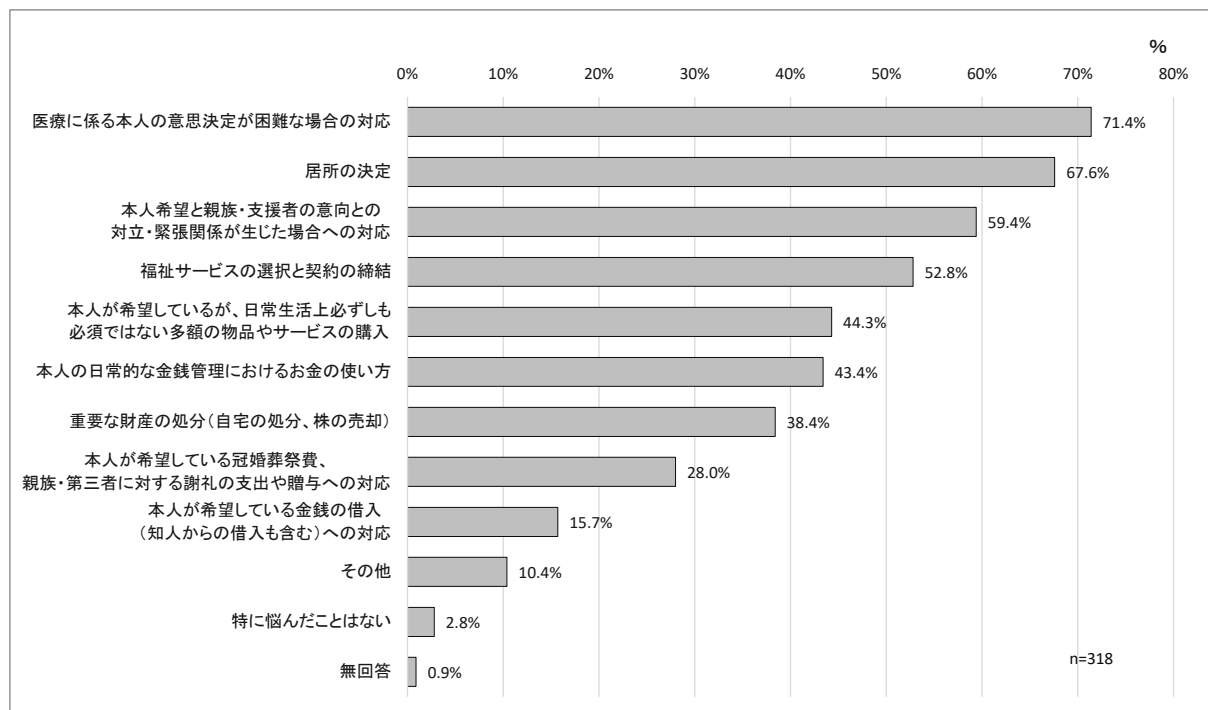
図表21 チーム会議の開催によって得られた効果〔自由回答〕

No.	回答が多かった項目	回答数	割合
1	情報・課題・本人の意思の共有ができた	55	39.6%
2	今後についての話し合いやチーム内で連携ができた	27	19.4%
3	本人の意思を踏まえた決定ができた	25	18.0%
	全体	139	100.0%

### (8) チームによる支援の必要性を強く感じる項目

- チームによる支援の必要性を強く感じる項目は、「医療に係る本人の意思決定が困難な場合の対応」が71.4%と最も高い割合となり、次いで「居所の決定」が67.6%、「本人希望と親族・支援者の意向との対立・緊張関係が生じた場合への対応」が59.4%の順となっている。（なお、医療行為についての同意権は一身専属的権利と解されており、成年後見人等にもないと解されている）

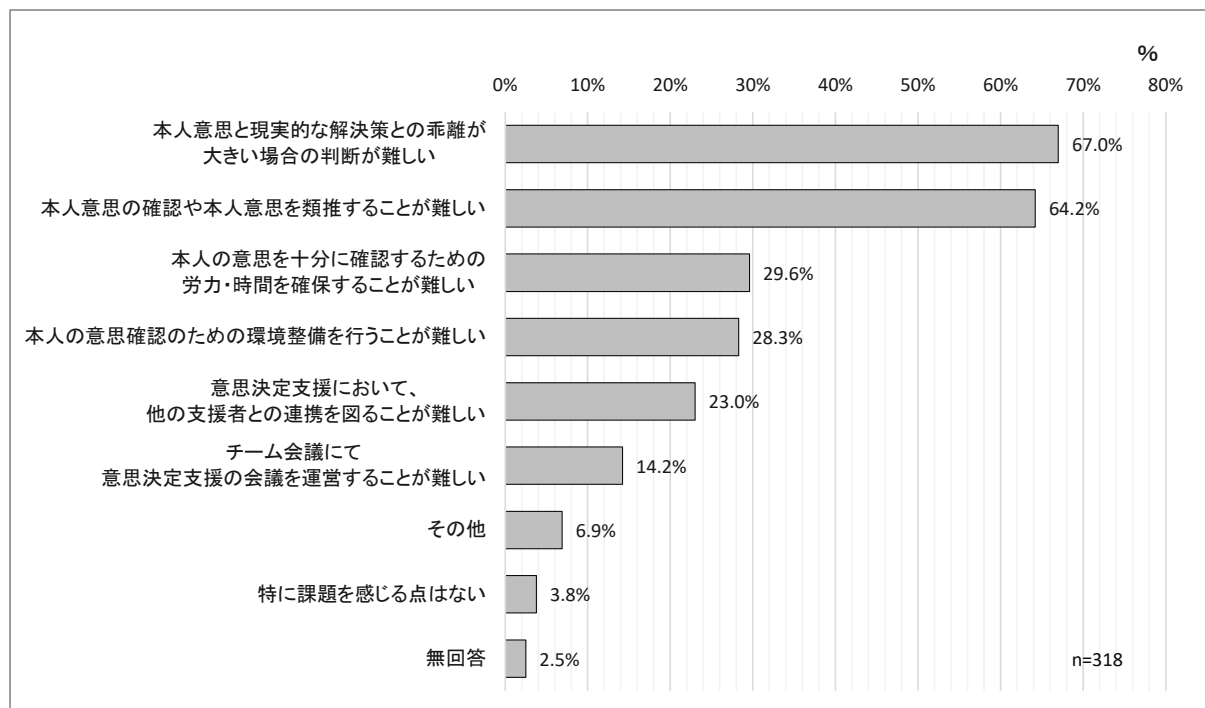
図表22 チームによる支援の必要性を強く感じる項目



## (9) 意思決定支援に関して課題を感じる点について

- 意思決定支援に関して課題を感じる点については、「本人意思と現実的な解決策との乖離が大きい場合の判断が難しい」が67.0%、「本人意思の確認や本人意思を類推することが難しい」が64.2%と、ともに6割以上となっている。

図表23 意思決定支援に関して課題を感じる点について



## (10) 意思決定支援を重視した後見事務に関する研修で聞いてみたい内容

- 意思決定支援を重視した後見事務に関する研修で聞いてみたい内容としては、「事例」が29.1%と最も高い結果となった。次いで「チーム会議について」が7.1%、「意思を表現することが困難な被後見人の意思の確認の仕方について」が5.0%の順となっている。

図表24 意思決定支援を重視した後見事務に関する研修で聞いてみたい内容〔自由回答〕

No.	回答が多かった項目	回答数	割合
1	事例(実践できるような事例、意思決定支援の成功・失敗事例)	41	29.1%
2	チーム会議について(体制の整え方、連携など)	10	7.1%
3	意思を表現することが困難な被後見人の意思確認の仕方について	7	5.0%
4	後見人以外の立場からの意見(支援の在り方や方法について)	6	4.3%
5	ガイドラインについて	3	2.1%
	全体	141	100.0%



### (11) 今後、意思決定支援を重視した後見事務に必要なこと

- 今後、意思決定支援を重視した後見事務に必要なこととしては、「周囲の理解」が31.3%と高い割合となっており、「研修の実施」が12.9%と続く結果となった。

図表25 今後、意思決定支援を重視した後見事務に必要なこと〔自由回答〕

No.	回答が多かった項目	回答数	割合
1	周囲の理解	51	31.3%
2	研修の実施	21	12.9%
5	チームの連携	16	9.8%
4	中核機関・相談先の整備	12	7.4%
3	被後見人の気持ちを考えること	8	4.9%
	全体	163	100.0%

# 第3章 ヒアリング調査

## 第1節 「研修プログラム」の在り方に関するヒアリング調査

### 1. 調査の目的

- 主に以下6点について意見を伺う目的として実施した。
  - ・ 研修における計画書（シラバス）について
  - ・ 研修プログラムの構成について
  - ・ 研修プログラムで扱う事例について
  - ・ 研修プログラムにおいて発信するメッセージについて
  - ・ 意思決定支援のあり方について
  - ・ 意思決定支援を踏まえた後見事務に関する課題について

### 2. 調査方法と調査対象の選定

- 下記の団体・企業・個人等に対して、グループヒアリング調査または個別ヒアリング調査（60～90分）を実施した。
- ヒアリング対象先は、専門職団体、当事者団体、その他成年後見制度に関連する取組を実施している団体を選定した。具体的なヒアリング対象は、次の通り。

図表26 ヒアリング対象

実施日	対象先（敬称略）	
令和2年1月17日	当事者団体	認知症の人と家族の会 全国「精神病」者集団 全国手をつなぐ育成会連合会 全国精神保健福祉会連合会（みんなねっと）
	専門職団体	日本行政書士会連合会 日本税理士連合会
	その他	三井住友信託銀行 品川成年後見センター
令和2年2月7日	専門職団体	日本精神保健福祉士協会

- 上記に加え、後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を行うためのガイドラインを定めている団体及び意思決定支援に関する研修等を実施している団体とし、文献調査や委員からの推薦によって候補を厚生労働省と協議の上、選定した。具体的なヒアリング対象は、次の通り。

図表27 ヒアリング対象

実施日	対象先（敬称略）
令和 2 年 3 月 23 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪弁護士会・久岡法律事務所</li> </ul>
令和 2 年 3 月 24 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 竹内法律事務所</li> <li>・ 岡山パブリック法律事務所</li> <li>・ NPO 法人おかやま成年後見サポートセンター</li> </ul>

## 第2節 調査結果

### 1. 「研修プログラム」の在り方に関するヒアリング調査

#### (1)障害別の視点

- 被後見人が認知症の場合の意思決定支援は、進行性であり、完治するものではないため、一概にガイドラインの中に示したと言っても当てはまらない部分がある。認知症について、全く理解のない方が意思決定支援のみを学んだとしても、意味がないように感じている。意思決定支援を行っていくにあたり、認知症についての基本的な理解・知識は必要不可欠である。
- 被後見人が知的障害を持っている場合、認知症と比べるとある程度は安定的かもしれないが、それでも本人の言うことが頻繁に変わることも多い。

#### (2)チームでの意思決定支援の重要性

- チームで意思決定することは重要なことであるため、チームで決めた結果が尊重される運用にならなければいけない。
- 成年後見制度は、当事者の意思・思いをうまく受け取れず、本人の意思・思いとかけはなれた事務を後見人が行ってしまうことがあり、そのために怖い制度だと感じられている。被後見人の本心をどれだけ聞き出せるか、ある意味聴取力や傾聴力が大事と考えている。被後見人から直接聞き取れない時などは、周りの支援者の方の意見を聞くようにしている。
- 被後見人の暮らしや価値観などの捉え方に偏りが生じないよう、意思決定支援は一人ではなく、チームで行うべきである。日常的な意思決定支援のやり取りの積み重ねから被後見人と信頼関係を築くことが重要である。
- 本人と周囲の支援者が共同で決定することで、決定に伴う負担を本人だけではなく周囲に分散していく方法である共同意思決定が意思決定支援において注目されている。この方法は、決定に限ってしか効果を発揮できず、決定によって生じた法律上の効力の負担の分散までは捉えきれていない。本人や支援者が共同で決定したことに伴う法律上の効力を引き受けるのは本人だけである。支援者は、決める過程にかかわっておきながら法律上の効力には拘束されないため、本人と支援者は、非対称な関係に置かれることになる。

#### (3)後見人について

- ガイドラインだけでは判断できない事柄も多く存在する。財産管理において、例えば贈与などの場合、後見人が本人の意思を尊重した上で裁量により判断したとしても、その後見事務が結果として不適切とされてしまうリスクを減らさなければ、後見人は本人の意思を尊重した思い切った事務を行うことができない。ドイツは後見人の損害に保険をかけている。そのように自由に議論ができるようにするべきである。
- この研修を受ければ良いということではなく、研修を基本として、どの専門職でもそれぞれの団体で欠けている部分を補強し、後見人を養成していくようにつなげてほしい。



- 成年後見制度は利用者に使いやすいことはもちろんだが、後見人にとっても事務を行いやすい制度にならなくてはいけない。弁護士登録の半分が後見登録をしている現状があるが、やる気はあるもののやりにくいから手が揚がらない（後見人になる依頼があっても引き受けない）ということが現状ではないかと考えている。

#### (4)事例

- 知的障害の被後見人は親が財産管理身上保護をしていたが、親が高齢になり、親も支えられなければならない立場になったため、子どもは法定後見で、親は任意後見を行った。一つの制度のみで支援するのではなく、様々な制度を使い分けて支援できるよう進めていきたい。
- 銀行は、子どもが本人（親）の代理等をする仕組みで親から子どもに預金名義を移す際などに、成年後見制度の紹介をしない。それを後見リテラシーがないことだと感じている。制度の紹介がないため、子どもが親の金を使うが、後見ではないので不動産代理はできず、不動産が残る場合などがある。
- 子どもが親の代理をする仕組みを簡便にすればするほど、その銀行に預金が増える。しかし、判断能力の低下した本人のことを考えられているとは言えず、誰のための仕組みなのか、考えられていない。
- 自分は中学のころに精神障害を発症した。普通校は受け入れ拒否となり、養護学校の高等部に進学することになったが、その際に進学コースと就職コースという二つのコースのいずれかを選ぶ必要があった。当時、親が医師と相談した上で就職コースに決めた。その場合、就職先は福祉雇用として作業所や授産施設に就職となる。つまり、自分の場合、15歳の春の段階でほぼ人生が決まり、かつ周りの人が決めてしまったのである。その事実の結果を引き受けるのは本人であるため、周囲が免責にしてくれということではないと考えている。とにかく後見人や周囲の人は緊張感持って被後見人について考えてほしい。

## (5)意思決定支援ガイドライン・研修プログラムについて

- 残念な事例への反省の中から気づきがあると思う。研修の項目として、残念な事例を提示していただきたい。
- 財産管理や後見人等が代理権を有しているような法律行為（例えば不動産の売却や相続等）の手続きに関しては、日常生活の意思決定支援とは別として考える必要がある。厚生労働省が作成した認知症の人の日常生活や社会生活における意思決定支援ガイドラインと今回の意思決定支援ガイドラインでは重みが違うのではないか。意思決定支援という意味では一体であるが、後見事務に関わる部分と福祉的な日常生活の部分は、それぞれ住み分けて捉えていくほうが理解しやすい。
- 税務などについては、その時損なように見えることでも後からメリットがある手続きという場合もあり、被後見人の将来のことまで考えて決めなければならない場合がある。被後見人自身が決定できない場合、チームで考えていくことになる。このガイドラインが完成版ではなくて、今後中身が改定され、数年後には財産管理の応用編のような場面も取り上げてもらえる流れになっていくことを願う。
- 障害者権利条約では、周りが代行で決定するのではなく、あくまで意思および選好に基づいて支援するということになっているため、その水準が研修の中で紹介されれば良いと考えている。
- 研修内容に代行決定に関する項目、特に医療保護入院に関する事項が少ないと思われる。医療保護入院において後見人・保佐人は家族等と同様に同意者となるため、具体的に解説することは重要である。

## (6)家庭裁判所について

- 後見人は家庭裁判所の書記官に相談することが多いため、この研修と同水準の研修を書記官も受けるべきである。
- 意思決定支援により踏み込んでいくためには、各家庭裁判所の裁量ではなく、最高裁判所を含めて後見を監督する家庭裁判所の側の意識の改革を全国的に行う必要がある。
- チームで決定した事項の過程を記載した記録を各家庭裁判所に連絡票で提出する。そのような積み重ねで後見人が信頼され、後見人の裁量に任せるといった方向になることが多い。

## 第4章 後見事務 WG における検討

### 1. WG 設置目的

- 後見事務 WG は、「研修プログラム」の具体的な内容、取り扱う事例の検討などを行うことを目的とし、設置した。
- 意思決定支援・身上保護の側面を重視し、利用者がメリットを実感できる運用に向けた検討を行った。

### 2. WG 検討状況

- WG の開催日時と検討内容は次表の通りである。

図表28 後見事務 WG の検討状況

No.	開催日時	検討内容
1	令和元年 8 月 20 日 (火) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"><li>● 文献調査結果の報告</li><li>● 「研修プログラム」の構成・シラバスに関する検討</li><li>● 収集対象とする好事例に関する検討</li></ul>
2	令和元年 10 月 21 日 (月) 17:00~19:00	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「研修プログラム」の内容に関する検討</li><li>● 「研修プログラム」の中で取り扱う事例に関する検討</li></ul>
3	令和元年 11 月 11 日 (月) 15:00~17:00	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「研修プログラム」の内容に関する検討</li></ul>
4	令和 2 年 1 月 28 日 (火) 17:00~19:00	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「研修プログラム」の内容に関する検討</li></ul>
5	令和 2 年 2 月 20 日 (木) 17:00~19:00	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「研修プログラム」の内容に関する検討</li></ul>

### 3. WG 検討結果

- 本 WG で検討した結果、研修シラバス及び研修プログラムを策定した。また研修プログラムを固めることを目的として、具体的な研修教材についても策定を行った。
- 検討の過程での主なご意見は次頁に示す通りである。

## 研修のあり方について

- 答えや基準を明確に示すよりも、何らかの「気づき」を得てもらえるような研修にすべきではないか。
- 意思決定支援が面白い！ やりたい！と感じてもらえるような研修が良いのではないか。

## 研修の役割について

- ファシリテーターを養成するような研修にするというのはどうか。
- 本研修では最低限の考え方を理解してもらおう内容とし、国として行う最低限の内容と、専門職団体や中核機関に実施してもらいたい追加の内容は住み分けも必要ではないか。
- ◇ 意思決定支援の基本的な考え方について理解するための研修とする。
- ◇ 養成研修や発展的な内容については、中核機関・専門職団体に扱う。

## 研修参加者が学ぶべきポイントについて

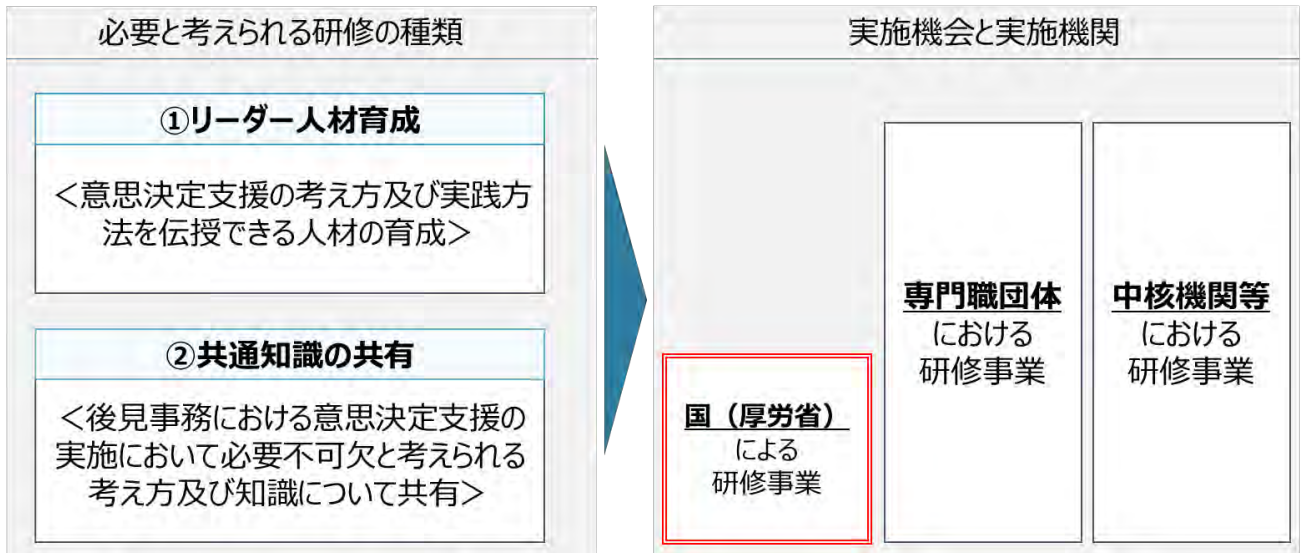
- 自分ひとりで決めたり考えたりせず、本人の意思を確認し、関係者も含めて検討することが重要であるということを知ってほしい。
- 後見制度の理念、意思決定支援の重要性について理解してもらえるのが良いのではないか。
- ◇ 代行決定から意思決定支援へのパラダイムシフト・意識の転換を目的とする。
- ◇ 参加者が後見人としてのこれまでの関わり方を振り返られるような機会を設ける。
- ◇ パターナリズムや価値判断による決め付けではなく、本人の意思を尊重することの重要性を伝える。
- ◇ アドボケートとしての後見人の役割で、チームや本人との関わり方を伝える。

## 研修の方法について

- 立場・職種による視点の違いや新たな見方があることに気づかせるためにも、グループワークは多職種で行うべきと考えられる。
- E-learning や映像教材等を活用して、座学で伝えることが可能なものは事前に学んでほしい、当日グループワークに参加してもらおうと効率的になるのではないか。
- ◇ 事例検討・グループワークを研修内に複数回盛り込む。
- ◇ チーム会議等の様子の映像を盛り込むことも検討する

## (参考 第2回後見事務WG資料)

<b>前回WGにおけるご意見</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定支援に対する“気づき”が重要</li> <li>・意思決定支援の面白みを知ってもらえる、やりたいと思ってもらえるようなものが良いのではないか</li> <li>・意思決定支援はなかなか座学では伝わりきれない</li> <li>・ビデオの活用や参加型のワークを取り込んだほうが良い</li> </ul>
--------------------	--



- また、「研修プログラム」内で取り扱うことを想定して、事例候補や後見事務における留意点について収集を行った。

### これまでの後見人による不適切な対応、困った事例

- 本当は、施設から出たいと思っているのに、職員は取り合ってくれない。後見人に連絡しようにも、年に1, 2回しか施設に来てくれず、いざ相談しても「施設の人とよく話し合ってください。」と言われてしまった。保佐人を変えてもらいたい。  
(専門職保佐人が選任されているケースでの被保佐人からの電話相談より)
- 本人が在宅での生活が難しくなり、ケアマネジャー等関係者全員で施設入所の検討を始めたところ、後見人は本人の意思を確認することなく、入所先として特別養護老人ホーム以外の選択肢を認めない。また、関係者が本人の意思を確認した上で他の選択肢を提案しても、後見人は聞く耳を持たず、ケア会議への参加を拒否し欠席した。
- 日常的な金銭管理を自分ですると決めているが、ときどき使いたいことに使ってしまう、お金が足りなくなるので、後見人が毎日自宅に立ち寄り、監視されているようだった。
- サービス担当者会議において、本人がどのようなサービスを利用したいか、発言しようとしているのに、「時間がないから」、「現実的ではないから」といって後見人が決めてしまった。
- 被補助人が介護職員初任者研修を受けたいと考えており、支援者たちもそれに向け支援していたが、補助人が研修受講を認めず、本人は目的を失い、本人と他支援者の関係も悪化してしまった。

- グループホームに暮らす知的障害者の男性。司法書士の後見人が就任。本人の問題行動改善のために、日中活動の作業所での罰として工賃を減らす方法が職員から提案され、後見人は同意するとの発言があった。
- 本人は自分の収支の状況を知りたい、金銭管理は自分で行いたいと思っている。補助人が直接本人とやり取りすることはほとんどなく、思いを直接伝えることができない。
- 複数後見で弁護士が金銭管理している場合、施設見学を複数行い関係者と本人にとってよいと思われる施設を選定しても、収支のバランスがとれないため、費用の安い施設を選定して欲しいといわれた。本人は月々の収入は少ないが、使いきれない程の多額の財産がある。
- 入所中の本人に対するケース会議の場で緊急時の対応について話し合われた際、後見人が夜間は対応しないと主張し、遠方に暮らす高齢の親族が対応することになった。

## 後見人活動において今後気を付けてほしい点について

- 障害者の場合、後見人と意思疎通を取ることが難しいため、後見人は施設職員と連絡を取ることが多くなるが、本人の代弁者という意識をもって、支援してほしい。
  - 複数後見の場合、双方の役割と、本人の意思に沿って取り組むことの共通認識をもつことが本人の意思決定支援につながると考えられる。
  - 複数後見の場合、後見人が他の専門職や支援者と支援方法を検討する際、それぞれに支援の目的や役割が異なっているため、まずは互いの考え方を尊重して話せる姿勢を持つことが必要
  - まずは直接本人の思いを聞いて、チームで支援する場合でも、本人の代弁者としての立場で支援に臨んでいただきたい。
  - 後見人は月 1 回程度しか面談しないため、本人のことをあまり知ることができない。そのため普段から本人と関わりのある支援者の視点も大切にして、本人の意思を汲み取ることができるよう活動して欲しい。
  - 特に後見の場合は、包括的代理権が後見人に与えられるため、本人が不在になることも多くある。後見であっても本人に意思を確認の上、常の本人中心の支援して欲しい。
  - 本人の意思を尊重した結果、多くの人が選択しない方法を実現しようとする、「責任が負えない」という後見人がいるが、逆に、後見人が代理代行決定したことによりどのように責任を負っているのか。
  - チームによる支援が本人の意思決定支援に資するには、後見人だけではなくそれぞれの立場で支援関係者が共通の理解をもって支援に当たることが重要である。後見人は意思決定支援について気づきを促す立場である必要がある。
  - 与えられた権限について、裁量があるからといって無限定に行使して良いわけではない。意思決定支援のプロセスを常に意識し、まずは、チーム全体で、本人による意思決定のベストチャンス（最適な環境）を整えるための努力を忘れないでほしい。
- また、本 WG では、研修プログラムのシラバス及び構成プログラム案を取りまとめた。シラバスと構成プログラム案を次頁以降に示す。

図表29 研修における計画書（シラバス）

<b>1. 概要</b>
<p>○<b>名称</b> 被後見人等が本人らしい生活を送れるよう、チームによる意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の運用推進に関する研修</p> <p>○<b>対象者</b> 専門職後見人を中心とした後見業務に携わる方 (親族後見人、市民後見人の受講も希望があれば受講できる)</p>
<b>2. 研修の目的</b>
被後見人等が本人らしい生活を送れるよう、チームによる意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の取組を進める。
<b>3. 研修の目標</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・代行決定から意思決定支援へのパラダイムシフトを踏まえた“気づき”を得る</li> <li>・後見人が、意思決定支援を踏まえた後見実務にやりがいや達成感を感じて前向きに取り組めるきっかけ作り</li> <li>・後見事務における意思決定支援の実施において必要不可欠と考えられる考え方及び知識について習得</li> </ul>
<b>4. 研修内容</b>
<p>○<b>研修で取扱う内容・範囲</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定支援と代行決定</li> <li>・意思決定支援がなぜ必要か（動機付けになる具体的イメージの提示）</li> <li>・後見事務における「意思決定支援」</li> <li>・意思決定支援WGにて作成されているガイドラインの説明</li> <li>・Q&amp;A、グループワーク資料</li> </ul> <p>○<b>研修の方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講義（座学）</li> <li>・映像教材</li> <li>・演習・グループワーク</li> </ul> <p>○<b>教材</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PowerPointによる講義スライドを想定</li> <li>・グループワーク（演習）用のワーキングシート</li> </ul>
<b>5. 達成度評価</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・口頭発表やワーク内での意見共有</li> <li>・ミニテスト</li> <li>・アンケート</li> </ul>
<b>6. その他</b>
<p>○<b>開催予定</b> 全都道府県・2年間で各1回ずつ</p> <p>○<b>タイムスケジュール</b>（カリキュラム案：320分）</p> <p>10:20～10:30 オリエンテーション</p> <p>10:30～12:30 ①意思決定支援とは何か 120分 講義と演習</p> <p>12:30～13:30 昼休憩</p> <p>13:30～14:20 ②後見事務における意思決定支援 50分 講義</p> <p>14:20～14:40 20分休憩</p> <p>14:40～16:40 ③WG策定のガイドラインのプロセス 120分 講義と演習</p> <p>16:40～17:00 まとめ アンケート記入</p>

図表30 プログラム 構成案

No	テーマ	節	タイトル	狙い	内容
1	表紙			目指している状態を表現、親しみを感じるものに	
2	目的・目標			研修の目的と目標、体験型やグループワークを重視したものであることを提示	
3	目次			構成と時間割	
4	アイスブレイク			(2人1組で) 氏名、所属(資格)、最近行きたいと思っているところ	・イラスト
5	1 意思決定支援と代行決定	タイトル	1. 意思決定支援と代行決定(タイトル)		
6		なぜ「意思決定支援」なのか	意思決定支援についての国際的動向	障害者権利条約第12条「法的能力」の提起	・イラスト
7			意思決定支援が目指すもの	向かっていく社会像や目指す社会の提示(後見だけではなく、社会が変わる必要性)	・イラスト
8			<ロールプレイ> 体験から考えよう	ロールプレイ(2人ペア) 意思を伝えたくても伝えられない経験を体験するワーク	
9			<ロールプレイ> 体験のフィードバック	体験の共有	
10			当事者の言葉から	意思を無視されている当事者からどのような声が上がっているかを紹介	テロップを流す
11		後見人の立ち位置の理解	本人と支援者との本質的な関係	おそれ、自己抑制、あきらめをいただきやすい	
12			本人と支援者との本質的な関係	緊張関係、非対称性がある	・イラスト
13			チームとは		・イラスト
14			本人とともに課題を解決していくチーム像		・イラスト
15		チームの弊害を意識した支援		・イラスト	
16		権利擁護を考える際の支援の3つの輪	専門家会議住田委員提出資料より		
17		意思について考えよう①	意思のゆらぎ	・イラスト	
18		意思について考えよう②	表出された言葉が、真意か?	・イラスト	
19		意思決定支援の主要要素	本人との関係構築、環境整備、意思の形成、意思の表明、意思の実現		
20		1.本人との関係構築/①本人を知る	表情・感情・行動に関する記録、生活史、人間関係、価値観や健康観の情報から、本人を知る	・イラスト	
21		1.本人との関係構築/②特性を知ろう:認知症	国で説明しているスライドを転用、研修の紹介		
22		1.本人との関係構築/③特性を知ろう:知的障害	国で説明しているスライドを転用、研修の紹介		
23		1.本人との関係構築/④特性を知ろう:発達障害	国で説明しているスライドを転用、研修の紹介		
24		1.本人との関係構築/⑤特性を知ろう:精神障害	国で説明しているスライドを転用、研修の紹介		
25		1.本人との関係構築/⑥コミュニケーションの前提	個人によって違うこと、事前に情報収集が重要であること	・イラスト	
26		1.本人との関係構築/⑦コミュニケーションの手法の例	コミュニケーション手法の例と、わかりやすいコミュニケーション例		
27		2.環境整備/①人的環境整備		・イラスト	
28		2.環境整備/②物的環境整備		・イラスト	
29		3.意思の形成の支援①		・イラスト	
30		3.意思の形成の支援②	意思形成支援のポイント		
31		4.意思の表明の支援①		・イラスト	
32		4.意思の表明の支援②	意思表明支援のポイント		
33		5.意思の実現の支援		・イラスト	
34		5.意思の実現の支援②	意思実現支援のポイント		
35	ブレイク		陥りがちなミス・誤り	判断能力が不十分な人、意思を表明しない人には意思がないと思いがち	
36			試してみることによる意思の形成支援	体験活用の利用と、リスクヘッジ	・イラスト



37	1 ・ 意思決定支援と代行決定	意思決定支援の 具体的 手順	意思決定支援と代行決定の関係の原則：全体の流れ	全体の流れ	
38			意思決定能力とは	「意思決定能力」＝本人の個別能力＋支援者側の支援力	
39			第1原則 意思決定支援の原則①	意思決定能力の存在推定 「決める力があるという前提で」	・イラスト
40			第2原則 意思決定支援の原則②	本人による意思決定のための、実行可能なあらゆる支援 「支援をし尽くして」	
41			実行可能なあらゆる支援とは		
42			第3原則 意思決定支援の原則③	不合理に見える意思決定をするからといって、意思決定能力に 欠けるとみなさない 「不合理に見えることも、決めてよい」	
43			第4原則 代行決定の原則①	明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思に基づき (代理) 代行決定する 「〇〇だから、この人ならば、〇〇を選ぶはず」	
44			本人意思の推定を行うには		
45			第5原則 代行決定の原則②	本人の嗜好・価値観を最大限に尊重した、本人の主観的最善の 利益に基づく代理代行決定 「この人にとっての、一番よいことは？」	
46			第6原則 代行決定の原則③	本人にとって「より、制限的でない内容」で決定する 「どうしても必要な時は、もっとも制限が少ない方法で」	
47			本人にとっての最善の利益を考える際のポイント		
48			第7原則 意思決定支援の原則へ	第1原則に戻る 「決める力があるという前提に戻る」	
49			再掲) 意思決定支援と代行決定の関係の原則		
50			法的保護・権利擁護の観点から「介入」せざるを得ない場面		
51			イブ クレ	気づいたことを共有しよう	4人1組で共有
(休憩)					
52	2 ・ 後見事務における「意思決定支援」	事例及び 関連 法令の 紹介	2. 後見事務における「意思決定支援」(タイトル)		
53			ガイドラインにおける意思決定支援の定義		
54			後見事務における意思決定支援の位置づけ	ガイドラインの表を貼る	
55			後見事務における意思決定支援の位置づけ	ガイドラインの表を貼る	
56			当事者の言葉から(残念な事例)	ヒアリング等で、後見人に意思を無視されていると感じている 当事者の声を紹介	・イラスト
57			好事例紹介	住田さんのNHKの事例を4コマ漫画で説明①②	・イラスト
58			好事例紹介	住田さんのNHKの事例を4コマ漫画で説明③④	・イラスト
59			法令・条文紹介①	憲法 民法858条等	
60			法令・条文紹介②	障害者権利条約19条、障害者基本法3条	
61			成年後見制度利用促進法①		
62			成年後見制度利用促進法②		
63			成年後見制度利用促進基本計画		
64			厚生労働省等のガイドラインの整理	さまざまな意思決定支援ガイドラインの見取り図と後見事務の 表	
65			意思決定支援を重視することで後見人が目指していること	リーガルサポート	
66			意思決定支援を重視することで後見人が目指していること	ばあとなあ	
67	財産管理における意思決定支援の視点	財産管理ワーキングでの議論を反映			
(休憩)					

68	3 ・ 最 高 裁 ・ 厚 労 省 ・ 専 門 職 団 体 に よ る W G で 策 定 し て い る 意 思 決 定 支 援 ガ イ ド ラ イ ン	ガ イ ド ラ イ ン の 概 要 紹 介	3. 意思決定支援をふまえた後見事務のガイドライン (タイトル)			
69			本ガイドラインの作成までのプロセス			
70			本ガイドラインの概要 (案) 全体の構成			
71			本ガイドラインの概要 (案) I	はじめに、ガイドラインの趣旨・目的		
72			本ガイドラインの概要 (案) II	意思決定支援とは何か		
73			本ガイドラインの概要 (案) III	関連する基本原則の確認		
74			本ガイドラインの概要 (案) III	意思決定支援のための事前準備		
75			本ガイドラインの概要 (案) III	後見人等の関与する意思決定支援の具体的なプロセス★		
76			本ガイドラインの概要 (案) IV	意思決定や意思確認が困難とみられる局面における後見人等の役割		
77			本ガイドラインの概要 (案) V	本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される局面における後見人等の役割		
78			本ガイドラインの概要 (案) VI	本人にとっての最善の利益に基づく代行決定		
79			映 像 教 材 ・ 演 習 ・ グ ル ー プ ワ ー ク	場 面 1 支 援 チ ー ム の 調 整 と 支 援 環 境 の 調 整	演習事例と場面設定の説明、映像を流す	・映像①
80	課題設定とグループワーク	演習の指示だし、気づいたことを話し合う				
81	解説	支援チームの調整と支援環境の調整				
82	場 面 2 本 人 へ の 趣 旨 説 明 と ミ ー テ ィ ン グ 参 加 の 準 備	演習事例と場面設定の説明、映像を流す			・映像②	
83		課題設定とグループワーク			演習の指示だし、気づいたことを話し合う	
84		解説			事例A 本人への趣旨説明とミーティング参加の準備の解説	
85	場 面 3 本 人 を 交 え た ミ ー テ ィ ン グ	演習事例と場面設定の説明、映像を流す			・映像③	
86		課題設定とグループワーク			演習の指示だし、気づいたことを話し合う	
87		解説			本人を交えたミーティングについての説明	
88	その後・・・	事例のその後を説明				
89	もしも代行決定が必要になったら①	色々な展開が考えられることを事例を用いて説明				
90	もしも代行決定が必要になったら②	色々な展開が考えられることを事例を用いて説明				
91	意思決定支援をふまえた後見事務の事例	事例B			他のパターンの事例で説明	
92	意思決定支援をふまえた後見事務の事例	事例C			他のパターンの事例で説明	
93	4. Q&A	Q & A (タイトル)				
	最 終	謝辞・お知らせ				

# 第5章 財産活用 WG における検討

## 1. WG 設置目的

- 財産活用 WG（本人の意思を尊重し、本人らしい生活を送るための財産活用における後見事務の在り方に関する WG）は、本人の利益や生活の向上を目的とした積極的な財産管理の在り方に関する検討を目的として、設置した。
- 本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した財産管理の運用に向けた検討を行った。

## 2. WG 検討状況

- WG の開催日時と検討内容は次表の通りである。

図表31 財産活用 WG の検討状況

No.	開催日時	検討内容
1	令和元年 10 月 17 日（木） 17:00～19:00	● 収集対象とする好事例に関する検討 ● 「研修プログラム」の内容に関する検討
2	令和 2 年 1 月 24 日（金） 17:00～19:00	● 「研修プログラム」の内容に関する検討

## 3. WG 検討結果

### WG の委員からいただいた取り組み事例

財産活用を検討するに先立って、各委員より、成年後見制度の利用に限らず、広い場面での財産活用に係る取り組みについて、事例共有を行った。

#### ① 成年後見制度と民事信託の組み合わせの事例（大貫委員）

##### 【取組事例】

成年後見制度は本人のための制度であるため、家族（配偶者や子・孫）に財産を贈与したり承継させることが難しい。民事信託を活用して不足している機能を補充する（任意後見契約と信託契約を同時に締結する等）。

##### 【課題意識】

家族の利益が本人の利益でもあることもある。本人の利益やQOLを高めるための資金（手段）としての財産管理であるにも拘わらず、その一体の関係が機能していない。身上保護を目的としない財産利用については成年後見人の判断に任せる場面が多いと思われるが、その点については十分な議論がなされていない。

国債、個人型確定拠出年金「iDeCo」、NISA等の資産運用も検討する必要があるのではないか。

## ② 「COLTEM」意思決定サポートセンターの事例（成木委員）

### 【取組事例】

京都府立医科大学を主体として、企業・大学が参画する研究プロジェクト「COLTEM」を推進している。意思決定能力評価法の研究・開発・情報提供や意思決定支援方法の研究・開発・情報提供を行っている。

また、本人の意思決定能力・判断能力をAIで測る研究事業を推進中である。

### 【課題意識】

臨床での経験では、本人の判断能力が様々であることに加え、どのような意思決定をするのか状況によってグラデーションがある。医療における意思決定については、安全性とメリット（経済学ではリスクとリターン）によってある程度の分類をすることも出来るが、同じように財産管理についても意思決定について分類が出来るのではないかと考えている。

## ③ 椎名・名倉式遺言能力観察式チェックリストの事例（椎名委員）

### 【取組事例】

本人の遺言能力の有無が争点となる状況があるが、どのような場合に医学的サポートが必要になるのか、医学専門家へつなぐタイミングや判断が困難であることがある。そのため、チェックリストを用いて遺言作成能力を観察する機会の確保と、医学専門家へつなぐ支援を行っている。

### 【課題意識】

本人の言動に振り回されたり軽視しすぎる課題がある。本人の意思決定能力の把握を行うことで、適切な支援内容にすることが出来るのではないかと考えている。

意思決定支援に対するイメージや認識が各専門職種で異なることも、課題と考えている。

## ④ 伊賀市社会福祉協議会による身元保証人取組事例（田邊委員）

### 【取組事例】

日常生活自立支援事業（現 いが日常生活自立支援センター）や成年後見制度（伊賀地域福祉後見サポートセンター）に取り組む中で、住宅や施設、病院への入居・入院、就職等における「保証」や「身元保証」が生活支援上の課題であった。

これまで厚労省社福事業「地域福祉あんしん保証システム」などを実施し、保証人に関する取り組みを実施している。

【課題意識】

権利擁護支援は、障害や疾病等を含めて何らかの事情で本人だけの力では権利擁護（ふつうに、自分らしく、みんなと暮らすこと）を行うことが出来ない場合に、社会的な支援として本人の権利擁護を支える仕組みや機能、実践をいう。その内容は、意思決定支援（相談支援）、法的支援、生活支援を基本に設定している。

⑤ 民事信託の取組状況（八谷委員）

【取組事例】

信託口座の申込件数は急増傾向。金融機関では、民事信託の受託者に対し、金融・信託・財産の管理承継等の多様なサービス提供を行っている。

民事信託専用クレジットカード・民事信託専用証券総合口座などが新しくサービスとして開始されている。

【課題意識】

信託口座開設に至らなかった事例も多く、健全な信託運営に向けて課題があることについて指摘された。各専門職での信託に対する理解促進が課題であり、適切な後見事務のガバナンスが重要である。

⑥ 日本地域福祉ファンドレイジングネットワーク COMMNET の取組（久津摩委員）

【取組事例】

福祉団体や福祉専門職が、『お金がない』で諦めず、必要なサービス提供をするためのファンドレイジングを行い、社会的インパクトを与える活動ができる社会の実現』を目指して、啓発活動、研修会開催等を開催している。

寄付や遺贈によるファンドレイジングに関するアドバイザー事業を実施している。

【課題意識】

『お金がない』で諦めず、必要なサービス提供をするためのファンドレイジングが海外では当たり前になっているが、日本ではまったく無いため、普及啓発の必要性を感じている。

遺贈によるファンドレイジングにかかる倫理的側面について現在検討を進めている。

## 財産活用に関する研修プログラムに向けた意見のとりまとめ

取組事例などを踏まえたうえで、委員による検討を経て、最終的に財産活用 WG として研修プログラムに対する意見についてとりまとめた。

- ✓ 本人の望む生活が実現できるよう、後見人は、**本人の意思や心身の状態、生活の状況に配慮しつつ、財産管理においても意思決定支援ガイドラインをふまえて、本人の財産・資産状況に応じた後見事務を行う必要がある。**
- ✓ 1年間の収支のみで財産管理を考えるのではなく、**中長期的な視点を持つ必要がある。**また、この中長期的な計画は、固定的なものではなく、**本人の状態に応じて変わっていくものである。**
- ✓ どのようなことにお金を使いたいかは、人それぞれ違うという前提に立ち、**その人の特徴に応じた財産管理**をする必要がある。（例：旅行に行きたい人もいれば、お中元やお歳暮を送りたい人もいる）
- ✓ その特長を把握するためにも、後見人は、**本人とよくコミュニケーションをとる必要がある。**まずは本人の周囲の支援者から、本人の過去、現在を踏まえて本人とどのようなことを話せばよいのか情報収集した上で、**本人がこれから財産をどのように使いたいと思っているか、話し合う必要がある。**

（特に、本人の家族の死や、本人自身の体調の変化は、「どのようなことにお金を使いたいか」という本人の意思に影響することがあるので、本人にとって特別な出来事があった場合には、意思が変化しているかどうか、確認をする必要がある。）
- ✓ 本人とのコミュニケーションに当たっては、中長期的な視点で、**1年で活用が可能な限度額を示したり、本人が自由に使える割合を示したりしながら話し合いをすることが考えられる。**
- ✓ 自由に使える限度額や割合を考える場合、**本人の生活基盤を支えるために必要な金額は確保したうえで設定する必要がある。**また、本人の生活基盤を支えるために必要な金額は、本人の心身や生活の状態、扶養義務のある家族構成等によって違ってくるため、よく情報収集する必要がある。
- ✓ 財産管理における意思決定支援においては、**選択肢それぞれのメリットとリスク**について説明しながら、話し合いをする必要がある。
- ✓ **本人やチームとの話し合いや裁判所とのやり取り等を、適切に記録に残しておくことが重要と考えられる。**

## 第6章 本調査のまとめ

### まとめと提言

#### ① アンケート及びヒアリング調査結果の概要

##### ○意思決定支援の実施状況

本事業におけるアンケート調査結果により、意思決定支援を踏まえた後見事務の実施状況について伺ったところ、「意思決定支援の考え方を意識し、さまざまな機会にて、実践している」が46.5%と最も高く、「意思決定支援の考え方を意識しているが、実践はあまりできていないと感じる」が45.3%となっており、「実践している」と「実践はあまりできていない」がおおよそ半数となった。検討委員会においては、意思決定支援については、意識改革や気づきが重要であるため、やっているつもりになってしまわないように、注意していくことが大切であるとの意見が出された。

##### ○チームによる支援の必要性を強く感じる項目

また、チームによる支援の必要性を強く感じる項目について伺ったところ、「医療に係る本人の意思決定が困難な場合の対応」が71.4%と最も高い割合となり、次いで「居所の決定」が67.6%、「本人希望と親族・支援者の意向との対立・緊張関係が生じた場合への対応」が59.4%の順となっている。専門職後見人が困難を感じやすい、このような具体的な場面について、研修でも事例等で取り上げられることが望まれるものと考えられる。後見人等にも医療同意権は付与されるものではないが、「身寄りのない人の入院及び医療における意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」における「後見人に期待される具体的役割」を紹介する等の方法もあると思われる。

##### ○意思決定支援の研修で聞いてみたい内容

意思決定支援を重視した後見事務に関する研修で聞いてみたい内容について伺ったところ、「事例」が29.1%と最も高い結果となった。次いで「チーム会議について」が7.1%、「意思を表現することが困難な被後見人の意思の確認の仕方について」が5.0%の順となっている。このため、研修プログラムでは事例を多く挙げるように工夫を行い、本事業内でヒアリングやアンケートでの事例収集を進めた。

#### ② 意思決定支援研修に必要とされるもの

本事業では、上記のようなアンケート調査及びヒアリング調査を実施しながら、検討会、後見事務WG、財産管理WGの3つの協議体を設立し、研修プログラム内容について検討を行った。

検討にあたり、重視した点は、「研修における目的及び重要となるポイント」に挙げられている、

- ✓ 意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすること

- ✓ 財産の保全のみの観点が重視されることなく、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用する、福祉的な観点も重視した財産活用であり、このような目的に従って、研修目標や研修内容について検討を行った。
- 後見事務において、研修プログラムの検討に向けて特に議論されたのは以下の点であった。

#### ① 研修のあり方について

- 答えや基準を明確に示すよりも、何らかの「気づき」を得てもらえるような研修にすべきではないか。
- 意思決定支援が面白い！やりたい！と感じてもらえるような研修が良いのではないか。

#### ② 研修の役割について

- ファシリテーターを養成するような研修にするというのはいかがでしょうか。
- 本研修では最低限の考え方を理解してもらおう内容とし、国として行う最低限の内容と、専門職団体や中核機関に実施してもらいたい追加の内容は住み分けも必要ではないか。
- ◇ 意思決定支援の基本的な考え方について理解するための研修とする。
- ◇ 養成研修や発展的な内容については、中核機関・専門職団体で扱う。

#### ③ 研修参加者が学ぶべきポイントについて

- 自分ひとりで決めたり考えたりせず、本人の意思を確認し、関係者も含めて検討することが重要であるということを学んでいただきたい。
- 後見制度の理念、意思決定支援の重要性について理解してもらえるのが良いのではないか。
- ◇ 代行決定から意思決定支援へのパラダイムシフト・意識の転換を目的とする。
- ◇ 参加者が後見人としてのこれまでの関わり方を振り返られるような機会を設ける。
- ◇ パターンリズムや価値判断による決め付けではなく、本人の意思を尊重することの重要性を伝える。
- ◇ アドボケーターとしての後見人の役割で、チームや本人との関わり方を伝える。

#### ④ 研修の方法について

- 立場・職種による視点の違いや新たな見方があることに気づかせるためにも、グループワークは多職種で行うべきと考えられる。
- E-learning や映像教材等を活用して、座学で伝えることが可能なものは事前に学んでもらい、当日グループワークに参加してもらおうと効率的になるのではないか。
- ◇ 事例検討・グループワークを研修内に複数回盛り込む。
- ◇ チーム会議等の様子の映像を盛り込むことも検討する



財産管理において、研修プログラムの検討に向けて特に議論されたのは以下の点であった。

- ✓ 本人の望む生活が実現できるよう、後見人は、**本人の意思や心身の状態、生活の状況に配慮しつつ、財産管理においても意思決定支援ガイドラインをふまえて、本人の財産・資産状況に応じた後見事務を行う**必要がある。
- ✓ 1年間の収支のみで財産管理を考えるのではなく、**中長期的な視点**を持つ必要がある。また、この中長期的な計画は、固定的なものでなく、**本人の状態に応じて変わっていく**ものである。
- ✓ どのようなことにお金を使いたいかは、人それぞれ違うという前提に立ち、**その人の特徴に応じた財産管理**をする必要がある。（例：旅行に行きたい人もいれば、お中元やお歳暮を送りたい人もいる）
- ✓ その特長を把握するためにも、後見人は、**本人とよくコミュニケーションをとる**必要がある。まずは本人の周囲の支援者から、本人の過去、現在を踏まえて本人とどのようなことを話せばよいのか情報収集した上で、**本人がこれから財産をどのように使いたいと思っているか、話し合う必要がある**。  
(特に、本人の家族の死や、本人自身の体調の変化は、「どのようなことにお金を使いたいか」という本人の意思に影響することがあるので、本人にとって特別な出来事があった場合には、意思が変化しているかどうか、確認をする必要がある。)
- ✓ 本人とのコミュニケーションに当たっては、中長期的な視点で、**1年で活用が可能な限度額を示したり、本人が自由に使える割合を示したり**しながら話し合いをすることが考えられる。
- ✓ 自由に使える限度額や割合を考える場合、**本人の生活基盤を支えるために必要な金額は確保したうえで設定する**必要がある。また、本人の生活基盤を支えるために必要な金額は、本人の心身や生活の状態、扶養義務のある家族構成等によって違ってくるため、よく情報収集する必要がある。
- ✓ 財産管理における意思決定支援においては、**選択肢それぞれのメリットとリスク**について説明しながら、話し合いをする必要がある。
- ✓ **本人やチームとの話し合いや裁判所とのやり取り等を、適切に記録に残しておくことが重要**と考えられる。

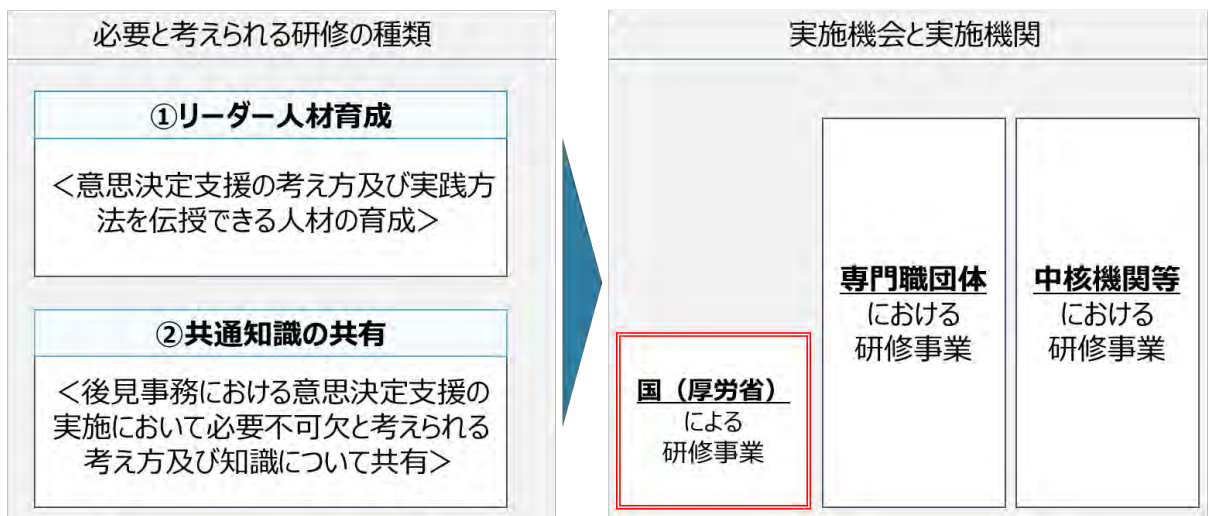
### ③ 今後の研修事業の実施における留意点

(研修の位置づけ)

- 今後実施される研修事業は、後見人活動における意思決定支援の共通知識の共有を目指すものであり、今後さまざまな専門職団体や中核機関による研修と連携して、研修を実施していくことが重要と考えられる。

#### (参考 第2回後見事務WG資料)

前回WGにおけるご意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 意思決定支援に対する“気づき”が重要</li><li>・ 意思決定支援の面白みを知ってもらえる、やりたいと思ってもらえるようなものが良いのではないか</li><li>・ 意思決定支援はなかなか座学では伝わりきれない</li><li>・ ビデオの活用や参加型のワークを取り込んだほうが良い</li></ul>
-------------	---



(研修の対象者)

研修事業は、専門職後見人が主に想定されるものの、市民後見人や親族後見人にも実施できるように、具体的で身近な例を挙げる、イラストや図によって内容を補足する等の考慮を行った。また、ヒアリング結果からも、意思決定支援を適切に反映していくためには、後見人のみでなく、本人の意思決定に関わる支援機関についても同様の共通認識を持つ必要があるとの指摘があり、成年後見制度に関する関係機関（自治体、中核機関、家庭裁判所等）においても、研修の受講等適宜の方法で意思決定支援についての理解を深めていくことが望ましいと考えられる。

(研修にて共有すべき事項：後見人活動における留意点)

- 研修事業の留意点として、後見人活動において今後気を付けてほしい点を当事者団体や専門職団体から収集している。以下のような点を留意して、研修プログラム及び教材の策定を続け、研修実施につなげていくことが重要と考えられる。

## 後見人活動において今後気を付けてほしい点について

- 障害者の場合、後見人と意思疎通を取ることが難しいため、後見人は施設職員と連絡を取ることが多くなるが、本人の代弁者という意識をもって、支援してほしい。
- 複数後見の場合、双方の役割と、本人の意思に沿って取り組むことの共通認識をもつことが本人の意思決定支援につながると考えられる。
- 複数後見の場合、後見人が他の専門職や支援者と支援方法を検討する際、それぞれに支援の目的や役割が異なっているため、まずは互いの考え方を尊重して話せる姿勢を持つことが必要
- まずは直接本人の思いを聞いて、チームで支援する場合でも、本人の代弁者としての立場で支援に臨んでいただきたい。
- 後見人は月 1 回程度しか面談しないため、本人のことをあまり知ることができない。そのため普段から本人と関わりのある支援者の視点も大切にして、本人の意思を汲み取ることができるよう活動してほしい。
- 特に後見の場合は、包括的代理権が後見人に与えられるため、本人が不在になることも多くある。後見であっても本人に意思を確認の上、常の本人中心の支援してほしい。
- 本人の意思を尊重した結果、多くの人が選択しない方法を実現しようとすると、「責任が負えない」という後見人がいるが、逆に、後見人が代理代行決定したことによりどのように責任を負っているのか。
- チームによる支援が本人の意思決定支援に資するには、後見人だけではなくそれぞれの立場で支援関係者が共通の理解をもって支援に当たることが重要である。後見人は意思決定支援について気づきを促す立場である必要がある。
- 与えられた権限について、裁量があるからといって無限定に行使して良いわけではない。意思決定支援のプロセスを常に意識し、まずは、チーム全体で、本人による意思決定のベストチャンス（最適な環境）を整えるための努力を忘れないでほしい。

以上

# 添付資料

添付資料 1 研修における計画書（シラバス）

添付資料 2 研修プログラム 構成案

参考資料 1 研修 教材案

参考資料 2 研修 ロールプレイ案

参考資料 3 研修 映像教材案

（財産活用 WG 委員提供資料）

参考資料 4 実務から見えてきた財産活用の考え方（大貫委員）

参考資料 5 - 1 認知症が社会生活に与える影響（成本委員）

参考資料 5 - 2 DMC Score 測定アプリ Mieru パンフレット（成本委員）

参考資料 6 - 1 椎名・名倉式遺言能力観察式チェックリスト（椎名委員）

参考資料 6 - 2 意思決定サポートセンター ホームページ（椎名委員）

参考資料 6 - 3 遺言能力・意思決定能力の程度の確認の必要性（椎名委員）

参考資料 7 - 1 伊賀市社会福祉協議会によるこれまでの取組（田邊委員）

参考資料 7 - 2 おひとりさまの終活（田邊委員）

参考資料 7 - 3 伊賀流 ゆりかごから墓場まで（田邊委員）

参考資料 8 - 1 当社の民事信託の利用状況と受託者支援の新たな取組（八谷委員）

参考資料 8 - 2 高齢期の認知機能の低下に関連した金融サービス（八谷委員）

参考資料 9 - 1 日本地域福祉ファンドレイジングネットワーク COMMNET について  
（久津摩委員）

参考資料 9 - 2 福祉サービス提供組織における寄付に関する倫理規定モデル（案）  
（久津摩委員）

注) 参考資料 1～3 における研修教材案は、本事業における研修プログラムを検討を進める上で作成を行ったものである。本資料は研修プログラムの検討結果を反映した資料であるため、今後、当事者団体や有識者を含めた意見を集約させながら、研修用教材の作成にあたり、基礎資料として活用されることが望まれる。

## **添付資料 1**

### **研修における計画書（シラバス）**

<b>1. 概要</b>	
○名称	被後見人等が本人らしい生活を送れるよう、チームによる意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の運用推進に関する研修
○対象者	専門職後見人を中心とした後見業務に携わる方 (親族後見人、市民後見人の受講も希望があれば受講できる)
<b>2. 研修の目的</b>	
被後見人等が本人らしい生活を送れるよう、チームによる意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の取組を進める。	
<b>3. 研修の目標</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・代行決定から意思決定支援へのパラダイムシフトを踏まえた“気づき”を得る</li> <li>・後見人が、意思決定支援を踏まえた後見実務にやりがいや達成感を感じて前向きに取り組めるきっかけ作り</li> <li>・後見事務における意思決定支援の実施において必要不可欠と考えられる考え方及び知識について習得</li> </ul>	
<b>4. 研修内容</b>	
○研修で取扱う内容・範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定支援と代行決定</li> <li>・意思決定支援がなぜ必要か（動機付けになる具体的なイメージの提示）</li> <li>・後見事務における「意思決定支援」</li> <li>・意思決定支援WGにて作成されているガイドラインの説明</li> <li>・Q&amp;A、グループワーク資料</li> </ul>
○研修の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義（座学）</li> <li>・映像教材</li> <li>・演習・グループワーク</li> </ul>
○教材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PowerPointによる講義スライドを想定</li> <li>・グループワーク（演習）用のワーキングシート</li> </ul>
<b>5. 達成度評価</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・口頭発表やワーク内での意見共有</li> <li>・ミニテスト</li> <li>・アンケート</li> </ul>	
<b>6. その他</b>	
○開催予定	全都道府県・2年間で各1回ずつ
○タイムスケジュール（カリキュラム案：320分）	10:20～10:30 オリエンテーション 10:30～12:30 ①意思決定支援とは何か 120分 講義と演習 12:30～13:30 昼休憩 13:30～14:20 ②後見事務における意思決定支援 50分 講義 14:20～14:40 20分休憩 14:40～16:40 ③WG策定のガイドラインのプロセス 120分 講義と演習 16:40～17:00 まとめ アンケート記入

**添付資料 2**

**研修プログラム 構成案**

No	テーマ	節	タイトル	狙い	内容
1	表紙			目指している状態を表現、親しみを感じるものに	
2	目的・目標			研修の目的と目標、体験型やグループワークを重視したものであることを提示	
3	目次			構成と時間割	
4	アイスブレイク			(2人1組で) 氏名、所属(資格)、最近行きたいと思っているところ	・イラスト
5	1. 意思決定支援と代行決定	タイトル	1. 意思決定支援と代行決定(タイトル)		
6		なぜ「意思決定支援」なのか	意思決定支援についての国際的動向	障害者権利条約第12条「法的能力」の提起	・イラスト
7			意思決定支援が目指すもの	向かっていく社会像や目指す社会の提示(後見だけではなく、社会が変わる必要性)	・イラスト
8			<ロールプレイ> 体験から考えよう	ロールプレイ(2人ペア) 意思を伝えたくても伝えられない経験を体験するワーク	
9			<ロールプレイ> 体験のフィードバック	体験の共有	
10		当事者の言葉から	意思を無視されている当事者からどのような声が上がっているかを紹介	テロップを流す	
11		後見人の立ち位置の理解	本人と支援者との本質的な関係	おそれ、自己抑制、あきらめをいただきやすい	
12			本人と支援者との本質的な関係	緊張関係、非対称性がある	・イラスト
13			チームとは		・イラスト
14			本人とともに課題を解決していくチーム像		・イラスト
15	チームの弊害を意識した支援			・イラスト	
16	権利擁護を考える際の支援の3つの輪		専門家会議住田委員提出資料より		
17	意思について考えよう①	意思について考えよう①	意思のゆらぎ	・イラスト	
18		意思について考えよう②	表出された言葉が、真意か?	・イラスト	
19	意思決定支援と代行決定	意思決定支援の要素	意思決定支援の主な要素	本人との関係構築、環境整備、意思の形成、意思の表明、意思の実現	
20			1.本人との関係構築/①本人を知る	表情・感情・行動に関する記録、生活史、人間関係、価値観や健康観の情報から、本人を知る	・イラスト
21			1.本人との関係構築/②特性を知ろう:認知症	国で説明しているスライドを転用、研修の紹介	
22			1.本人との関係構築/③特性を知ろう:知的障害	国で説明しているスライドを転用、研修の紹介	
23			1.本人との関係構築/④特性を知ろう:発達障害	国で説明しているスライドを転用、研修の紹介	
24			1.本人との関係構築/⑤特性を知ろう:精神障害	国で説明しているスライドを転用、研修の紹介	
25			1.本人との関係構築/⑥コミュニケーションの前提	個人によって違うこと、事前に情報収集が重要であること	・イラスト
26			1.本人との関係構築/⑦コミュニケーションの手法の例	コミュニケーション手法の例と、わかりやすいコミュニケーション例	
27			2.環境整備/①人的環境整備		・イラスト
28			2.環境整備/②物的環境整備		・イラスト
29			3.意思の形成の支援①		・イラスト
30			3.意思の形成の支援②	意思形成支援のポイント	
31			4.意思の表明の支援①		・イラスト
32			4.意思の表明の支援②	意思表明支援のポイント	
33			5.意思の実現の支援		・イラスト
34			5.意思の実現の支援②	意思実現支援のポイント	
35	ブレイク		陥りがちなミス・誤り	判断能力が不十分な人、意思を表明しない人には意思がないと思いがち	
36			試してみることに伴う意思の形成支援	体験活用の利用と、リスクヘッジ	・イラスト



37	1 意思決定支援と代行決定	意思決定支援と代行決定の具体的手順	意思決定支援と代行決定の関係の原則：全体の流れ	全体の流れ	
38			意思決定能力とは	「意思決定能力」＝本人の個別能力＋支援者側の支援力	
39			第1原則 意思決定支援の原則①	意思決定能力の存在推定「決める力があるという前提で」	・イラスト
40			第2原則 意思決定支援の原則②	本人による意思決定のための、実行可能なあらゆる支援 「支援をし尽くして」	
41			実行可能なあらゆる支援とは		
42			第3原則 意思決定支援の原則③	不合理に見える意思決定をするからといって、意思決定能力に欠けるとみなさない 「不合理にみえることも、決めてよい」	
43			第4原則 代行決定の原則①	明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思に基づき (代理) 代行決定する 「○○だから、この人ならば、○○を選ぶはず」	
44			本人意思の推定を行うには		
45			第5原則 代行決定の原則②	本人の選好・価値観を最大限に尊重した、本人の主観的最善の利益に基づく代理代行決定 「この人にとっての、一番よいことは？」	
46			第6原則 代行決定の原則③	本人にとって「より、制限的でない内容」で決定する 「どうしても必要な時は、もっとも制限が少ない方法で」	
47			本人にとっての最善の利益を考える際のポイント		
48			第7原則 意思決定支援の原則へ	第1原則に戻る 「決める力があるという前提に戻る」	
49			再掲) 意思決定支援と代行決定の関係の原則		
50			法的保護・権利擁護の観点から代行決定せざるを得ない場面		
51	イブクレ	気づいたことを共有しよう	4人1組で共有		
(休憩)					
52	2 後見事務における「意思決定支援」	事例及び関連法令の紹介	2. 後見事務における「意思決定支援」(タイトル)		
53			ガイドラインにおける意思決定支援の定義		
54			後見事務における意思決定支援の位置づけ	ガイドラインの表を貼る	
55			後見事務における意思決定支援の位置づけ	ガイドラインの表を貼る	
56			当事者の言葉から(残念な事例)	ヒアリング等で、後見人に意思を無視されていると感じている 当事者の声を紹介	・イラスト
57			好事例紹介	住田さんのNHKの事例を4コマ漫画で説明①②③	・イラスト
58			好事例紹介	住田さんのNHKの事例を4コマ漫画で説明④⑤⑥	・イラスト
59			法令・条文紹介①	憲法 民法858条等	
60			法令・条文紹介②	障害者権利条約19条、障害者基本法3条	
61			成年後見制度利用促進法①		
62			成年後見制度利用促進法②		
63			成年後見制度利用促進基本計画		
64			厚生労働省等のガイドラインの整理	さまざまな意思決定支援ガイドラインの見取り図と後見事務の表	
65			意思決定支援を重視することで後見人が目指していること	リーガルサポート	
66	意思決定支援を重視することで後見人が目指していること	ばあとなあ			
67	財産管理における意思決定支援の視点	財産管理ワーキングでの議論を反映			
(休憩)					

68	3・最高裁・厚労省・専門職団体によるWGで策定している意思決定支援ガイドライン	ガイドラインの概要紹介	3. 意思決定支援をふまえた後見事務のガイドライン (タイトル)			
69			本ガイドラインの作成までのプロセス			
70			本ガイドラインの概要 (案) 全体の構成			
71			本ガイドラインの概要 (案) I	はじめに、ガイドラインの趣旨・目的		
72			本ガイドラインの概要 (案) II	意思決定支援とは何か		
73			本ガイドラインの概要 (案) III	関連する基本原則の確認		
74			本ガイドラインの概要 (案) III	意思決定支援のための事前準備		
75			本ガイドラインの概要 (案) III	後見人等の関与する意思決定支援の具体的なプロセス★		
76			本ガイドラインの概要 (案) IV	意思決定や意思確認が困難とみられる局面における後見人等の役割		
77			本ガイドラインの概要 (案) V	本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される局面における後見人等の役割		
78		本ガイドラインの概要 (案) VI	本人にとっての最善の利益に基づく代行決定			
79		映像教材・演習・グループワーク	場面1 支援チームの調整と支援環境の調整	演習事例と場面設定の説明、映像を流す	・映像①	
80				課題設定とグループワーク	演習の指示だし、気づいたことを話し合う	
81				解説	支援チームの調整と支援環境の調整	
82			場面2 本人への趣旨説明とミーティング参加の準備	演習事例と場面設定の説明、映像を流す	・映像②	
83				課題設定とグループワーク	演習の指示だし、気づいたことを話し合う	
84				解説	事例A 本人への趣旨説明とミーティング参加の準備の解説	
85			場面3 本人を交えたミーティング	演習事例と場面設定の説明、映像を流す	・映像③	
86				課題設定とグループワーク	演習の指示だし、気づいたことを話し合う	
87				解説	本人を交えたミーティングについての説明	
88				その後・・・	事例のその後を説明	
89				もしも代行決定が必要になったら①	色々な展開が考えられることを事例を用いて説明	
90			もしも代行決定が必要になったら②	色々な展開が考えられることを事例を用いて説明		
91			意思決定支援をふまえた後見事務の事例	事例B	他のパターンの事例で説明	
92			意思決定支援をふまえた後見事務の事例	事例C	他のパターンの事例で説明	
93		4. Q&A	Q & A (タイトル)			
		最終	謝辞・お知らせ			

**参考資料 1**

**研修 教材案**

# 私のことは、 私とともに 決めてほしい

～意思決定支援をふまえた  
後見事務のガイドラインを学ぶ～

## 研修の目的と目標

---

### 研修の目的

被後見人等が本人らしい生活を送れるよう、チームによる意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の取組を進める。

### 研修の目標

- 代行決定から意思決定支援へのパラダイムシフトを踏まえた“気づき”を得る。
- 後見人が、意思決定支援を踏まえた後見実務にやりがいや達成感を感じて前向きに取り組めるきっかけ作り。
- 後見事務における意思決定支援の実施において必要不可欠と考えられる考え方や知識について習得。

## 目次

---

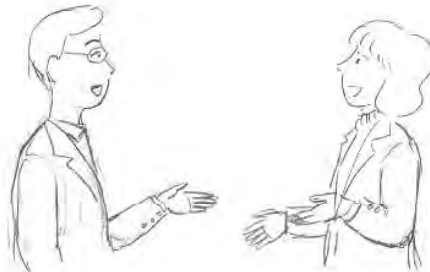
- 1 意思決定支援と代行決定
- 2 後見事務における意思決定支援
- 3 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインのプロセス
- 4 Q&A

3

### アイスブレイク

2人1組になって自己紹介をしましょう。

●氏名 ●所属 ●最近行きたいと思っているところ



4

# 1

## 意思決定支援と代行決定

### 意思決定支援についての動向

#### 国の成年後見制度利用促進基本計画

- 第三者が後見人になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されている。
- これまでの成年後見制度が、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘されてきた…。
- 後見人は、本人の自己決定権の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行うことが求められており、後見人が本人に代理して法律行為をする場合にも、本人の意思決定支援の観点から、できる限り本人の意思を尊重し、法律行為の内容にそれを反映させることが求められる。
- 後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、今後とも意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべき。

Supported Decision-Making  
支援を受けて意思決定をすること



↓  
意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインの策定

### 意思決定支援が目指すもの

また、本来は成年後見人等だけで権利擁護を目指すのではなく、さまざまな契約をする事業者も含めた社会全体が、判断能力不十分な人の権利を擁護する取り組みを進めていくもの。



7

### ロールプレイ -体験から考えよう-

自分の意思を確認してもらえない、表明しても無視されるロールプレイ

→フィードバックする(シナリオA、Bを用意して、2人1組でロールプレイし合う)

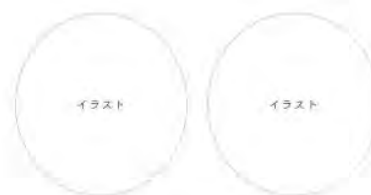
8

ロールプレイ -体験のフィードバック-

memo

当事者の言葉から

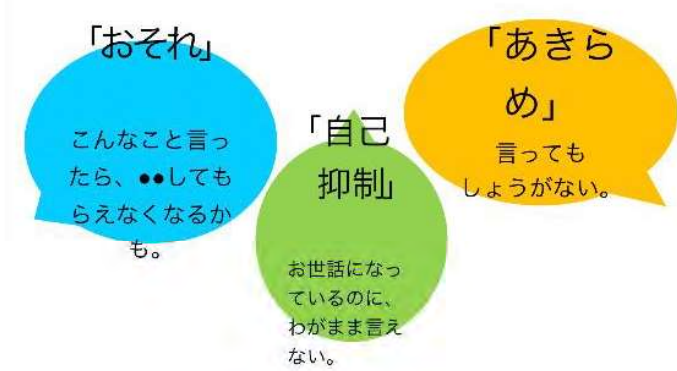
- 本人や支援者が共同で決定したことに伴う法律上の効力を引き受けるのは本人だけである。緊張感をもって取り組んでほしい。(当事者団体からのヒアリングより)





### 本人と支援者の本質的な関係 ①

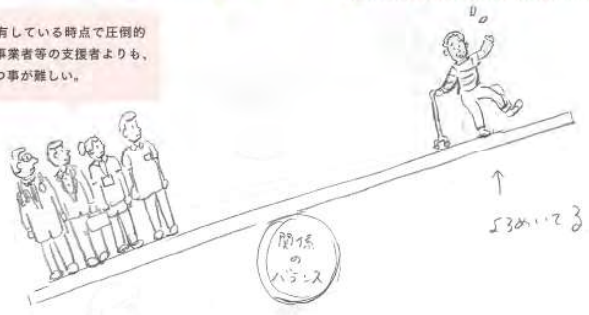
支援の受け手である被後見人等本人は、支援者と対等な関係に立ちにくい本質的な制約がある。



### 本人と支援者の本質的な関係 ②



後見人等は、代理権を有している時点で圧倒的な権限を有しており、事業者等の支援者よりも、本人と同等の立場にたつ事が難しい。

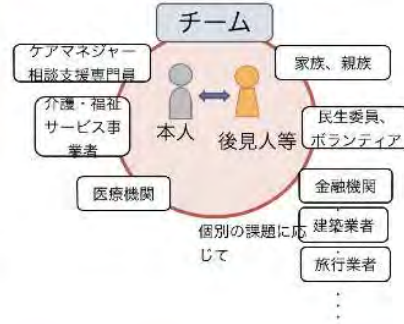


### チームとは

本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人が**チーム**となって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み。

必ずしも一から作る必要は無く、実際には、ケアマネジャーや相談支援専門員等が作っている既存のチームに、後見人が参加するケースも少なくない。話し合う課題に応じて、チーム編成は変わる。

メンバー例：ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、家族・親族、民生委員、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者等

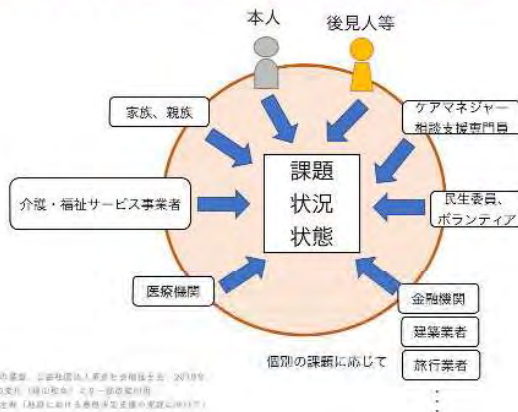


後見人等は、一人で決めず、本人や、本人をよく知るチームの人の話を良く聞いて欲しい。(当事者の声より)

でも、チームが揃えばいいというものではなく、かえって言いづらくなることもある。(当事者の声より)

### 本人とともに課題を解決していくチーム像

「意思決定支援(という支援)を受ける対象、客体としての本人」から、「支援を受けて意思決定をする主体としての本人」という視点への転換。



① 財団法人「サポート」の組織と役割分担表。公益財団法人「サポート」2018年。② さいたま市「認知症」支援体制の充実「認知症と」より一部改訂。③ 財団法人「サポート」2018年。④ 財団法人「サポート」2018年。

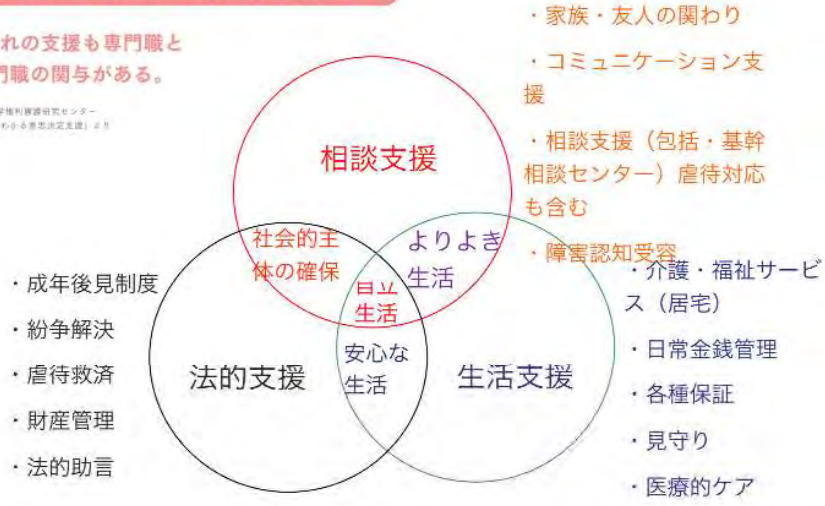
チームの弊害を意識した支援



権利擁護を考える際の支援の3つの輪

「いずれの支援も専門職と非専門職の関与がある。」

日本福祉大学権利擁護研究センター  
「権利擁護がわかる意思決定支援」より



### 意思について考えよう ①

正反対の気持ち、矛盾する気持ちの両方がある場合もある。



### 意思について考えよう ②

言葉で表出していることと、本当の思いがずれている場合もある。

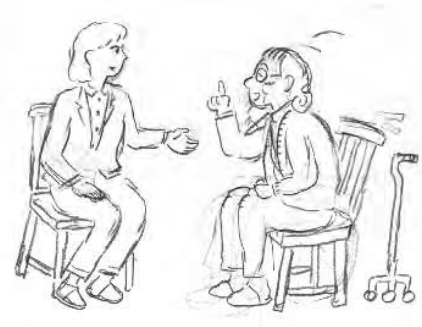


### 意思決定支援の主要素



### 信頼関係の構築 / ①本人を知る

- 定期的面談により、本人とよくコミュニケーションをとる。
- 本人の周囲の支援者から、本人の過去、現在を踏まえて本人とどのようなことを話せばよいのか情報収集した上で、本人がこれからどのように生活したいと考えているのか、どのように財産を使いたいと思っているか、話し合う。
- 本人の表情、感情や行動に関する記録、生活史、人間関係、価値観や健康観の情報から、本人の選好（好き嫌い、好み この言い換えで良いか、委員会で検討）を知ることできる。





信頼関係の構築 / ②特性を知ろう：認知症

●認知症とは？  
「認知症」とは老いともなって増えてくる病気の一つです。さまざまな原因で脳の細胞が死んだり働きが悪くなることによって、記憶・判断力の障害などが起こり、意識がはっきりしているときでも、社会生活や対人関係などを含めた日常生活に支障が出ている状態(およそ6か月以上継続)です。



●意思決定支援を行う上で留意すべきことは？  
「覚えていない」(記憶障害の存在)からといって、意思決定ができないわけではありません。意思決定に必要な情報をそのつど提供するなどの支援を行う必要があります。

●詳しく知りたいときは？  
■政府広報オンラインHP  
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201308/1.html#section1>  
■厚生労働省 認知症施策HP  
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201308/1.html#section1>

信頼関係の構築 / ②特性を知ろう：知的障害

●知的障害とは？  
知的障害は、知的機能の発達が遅れる障害です。知的機能の障害のために、複雑な判断や計算、お金の管理、身の回りのことなどを行うために、支援や指導が必要となります。

【主な特徴】  
話の内容を理解できなかったり、自分の考えや気持ちを表現することが難しく、コミュニケーションを上手に取れないことがあります。複雑な話や抽象的な概念の理解が不得意な人もいます。

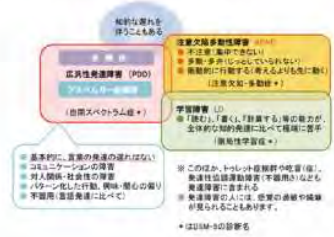
●意思決定支援を行う上で留意すべきことは？  
目の前にある具体的なことについては理解できても、見たこともないこと、聞いたこともないことを理解することは苦手です。  
わかりやすい言葉を使い、具体的な例をあげたり、絵やカードを利用するなど、本人が具体的なイメージを抱けるように話す必要があります。

●詳しく知りたいときは？  
■厚生労働省 e-ヘルスネットHP  
<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/heart/k-04-004.html>  
■国土交通省 発達障がい、知的障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック  
<https://www.mlit.go.jp/common>

信頼関係の構築 / ②特性を知ろう：発達障害

●発達障害とは？

発達障害者支援法第二条では、発達障害は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。同じ診断名でも一人ひとりその特徴はさまざまです。また障害ごとの特徴が重なり合っている場合もあるので、一人ひとりの特性に合った支援が必要です。



●意思決定支援を行う上で留意すべきことは？

知的障害のある自閉スペクトラム症の人では、オウム返しが見られることがあります。自閉スペクトラム症の人では、知能が高くても、比喩やたとえ話がわからなかったり、話の文脈が理解できないことがあります。

●詳しく知りたいときは？

- 発達障害情報・支援センターHP  
[http://www.rehab.go.jp/ddis/index.php?action=pages\\_view\\_main](http://www.rehab.go.jp/ddis/index.php?action=pages_view_main)
- 厚生労働省 発達障害支援施策HP  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo)

信頼関係の構築 / ②特性を知ろう：精神障害

●精神障害とは？(代表例)

統合失調症	「幻覚」や「妄想」が特徴的な症状だが、その他にも様々な生活のしづらさが障害として表れることが知られている。
気分障害	気分の波が主な症状として表れる病気。うつ状態のみを認める時はうつ病と呼び、うつ状態と躁状態を繰り返す場合には、双極性障害(躁うつ病)と呼ぶ。
てんかん	何らかの原因で、一時的に脳の一部が過剰に興奮することにより、発作が起こる。発作には、けいれんを伴うもの、突然意識を失うもの、意識はあるが認知の変化を伴うものなど、様々なタイプのものがある。
依存症	適度な依存を逸脱し、その行為を繰り返さないと満足できない状態となり、自らの力では止めることができなくなった状態。心身に障害が生じたり家庭生活や社会生活に影響が及ぶに至る。代表的な依存の対象として、アルコール、薬物およびギャンブル等がある。
高次脳機能障害	記憶障害・注意障害・換装機能障害・社会的行動障害・病識欠如、失語症等を伴う場合もある。

●意思決定支援を行う上で留意すべきことは？

病状が不安定になると病気の症状に判断や行動が左右されます。病状の安定を図るためには、継続的に適切な医療を受けていることが重要です。高次脳機能障害の人については、認知症の人と同様の配慮が必要です。

●詳しく知りたいときは？

- 厚生労働省 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 HP  
[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou)
- 厚生労働省 みんなのメンタルヘルス HP  
<https://www.mhlw.go.jp/kokoro/specialty/detail.html>

信頼関係の構築 / ⑥コミュニケーションの前提

●疾患や障害についてのコミュニケーションにおける特性は、個人によって違ってきます。

●本人をよく知る人（身近な家族等、支援者、主治医など）に、本人にとって最も適したコミュニケーションの取り方について情報収集し、本人の表情等を観察しながら関わることが求められます。

例1 「Aしたい？」→ 本人「うん、Aしたい」  
「Bしたい？」→ 本人「うん、Bしたい」  
● AかBを選んで答えているのではなく、尋ねている人（の思い）に合わせて話をしていることがある。

例2 「〇〇するのはどうですか？」  
→ 「…」  
● 「〇〇したい」という思いが心の中にあっても、それを言葉で表現することが困難で沈黙していることがある。



信頼関係の構築 / ⑦コミュニケーションの手法の例

様々なコミュニケーション手法の中から、本人に適したものを選択します。

- 表情、ボディランゲージ、身ぶり手ぶり
- 文字、絵、写真、イラスト
- コミュニケーションボード、カード
- 音（録音）



本人用のコミュニケーションツールを、ご家族や支援者が作成していることがあります。

「わかりやすさ」を意識してコミュニケーションをとります。

point 文章の書き方

- 簡単に具体的に
- 複雑な表現を避ける
- シンプルな構文にする
- なじみのない外来語は避ける

point 視覚的な見せ方

- 文字は大きめに
- 写真やイラスト、絵文字などを使う
- 意味のまとまりを意識して区切る

詳しくは「わかりやすい情報提供に関するガイドライン」をご覧ください。



### 環境整備 / ①人的環境整備

後見人等を含む周囲の人の態度や本人との関係性から、本人の決定は影響を受けます。

- 尊重する態度  
本人の意思を尊重する態度、本人が安心できるような態度で接することが基本。そのためには、これまでの生活や、家族関係を知った上で接することがポイントとなる。
- 信頼関係  
本人との間に信頼関係があると、安心して思いを表しやすくなる。
- 関係性への配慮  
思いを表す場面に立ち会う人への遠慮等から、思いを十分に表明できない場合もあるため、関係性への心配りが必要である。



### 環境整備 / ②物的環境整備

物理的環境や、時間帯等も、本人の決定へ影響を与えます。

- 慣れた場所で  
初めての場所や慣れない場所では、本人は緊張したり混乱するなど、本人の意思を十分に表明できない場合があることから、なるべく本人が慣れた場所で意思決定支援を行うことが望ましい。
- 一番力を発揮できる時間帯で  
緊張や混乱を排除するために、時間的ゆとりを確保することも求められる。



## 意思の形成への支援

適切な情報、環境、認識の下で意思が形成されることの支援。

意思を決定するためには、その内容についての適切な情報が必要となります。

**例1** メニューの中から、注文しようとしても、メニューが読めなければ選べない。

- 本人に伝わる説明が必要。
- 短く、ゆっくりと、分かりやすく。

**例2** メニューが読めても、食べたことがない料理ばかりだと、選ぶことは難しい。

- 「冷やし中華」「麻婆豆腐」が何か知らない人は、それを選ぶことができない。理解できる説明が必要。
- 絵や写真、実物を見せる、試食することによって、何を食べるか（食べないか）、決めることができる。

**例3** 考えを邪魔するような働きかけがあると、決めることは難しい。

- 「冷やし中華」か「麻婆豆腐」か食べるものについて悩んでいるのに、ずっと「飲み物を何にするか」の決断を迫られると、考えがまとまらない。



## 形成支援のチェックポイント

## □ 支援者の価値判断が先行していないか？

- ・ 判断の前に本人の希望に着目し、「開かれた質問」で尋ねる。

例) 本人「外に行きたい」 → 「今は暑いし、外出できる所がない」という思い込みを排除する。

→ × 「外出したいですか？」(「はい」「いいえ」等、限られた回答で答えるような質問)

○ 「どんなふうにご飯を食べてほしいですか？」(「○○したい」等、自由に答えられる質問)

開かれた質問で尋ねることで、本人の心からの希望、意思の真意を知ることが可能となる。

## □ 本人の「理解」と支援者の「理解」に相違はないか？

- ・ 同じ趣旨の質問を、時間をおいて、違う角度から行ってみる。
- ・ 説明された内容を忘れてしまうことがあるため、その都度説明する。
- ・ ご本人に説明してもらう。

## □ 選択肢を提示する際の工夫ができていないか？

- ・ 文字にする。図や表、絵や写真を使う。
- ・ ホワイトボードなども活用
- ・ 選択肢の比較のポイント、重要なポイントをわかりやすく示す。

## □ 他者からの「不当な影響」はないか？

## 意思の表明の支援

### 形成された意思を適切に表明・表出することへの支援

心の中で決めていても、それを表明、表出できるための環境が必要となります。スライド27、28のような環境整備が重要です。

**例1** 「今すぐ決めて！」など、決断を迫る態度で支援者が接すると、本人は心からの希望を表明しにくい。

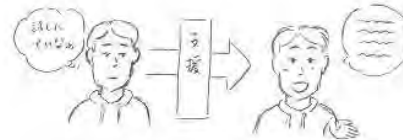
● 本人と時間をかけてコミュニケーションをとることが重要である。

**例2** 「前、〇〇って言ったでしょう？今更変えないで」など、本人の以前の発言の責任を問う態度で支援者が接すると、本人は心からの希望を表明しにくい。

● 本人の示した意思は、時間の経過や本人がおかれた状況等によって変わらうるということを許容し、最初に示された意思に縛られることなく、適宜その意思を確認する。

**例3** 本人「〇〇」→「あれ？」

● 本人の表明した意思が、本人の信条や生活歴、価値観等から見て整合性がとれない場合や、表明した意思に迷いがあると考えられる場合等は、本人の意思を形成するプロセスを振り返り、再度意思を確認する。



## 表明支援のチェックポイント

### □ 決断を迫るあまり、本人を焦らせていないか？

- ・ 時間をかけてコミュニケーションを取る。
- ・ 重要な意思決定の場合には、時間を置いて、再度、意思を確認する。
- ・ 時間の経過や置かれた状況によって意思は変わらうることを許容する。

### □ 本人の表明した意思が、これまでの本人の生活歴や価値観等から見て整合性があるか？

- ・ これまでと異なる判断の場合には、より慎重に本人の意思を吟味する。
- ・ 表面上の言葉にとらわれず、本人の心からの希望を探求する。

### □ 意思を表明しにくい要因や他者からの「不当な影響」はないか？

- ・ 意思決定支援者の態度、人的・物的環境に配慮する。時には、いつものメンバーとは異なる支援者が意思を確認してみることも必要。

### 意思の実現の支援

#### 本人の意思を日常生活・社会生活に反映することへの支援

表明された本人の意思を実現し、生活に反映することの支援です。

**例1** 形成・表明されている意思の実現が支援されず、無視されたり否定されたりすることが続くと、本人の意思形成、意思表明の意欲は弱まる。

● 「〇〇したい」ということを無視され続けると、何を言わなくなる。

**例2** 意思実現のプロセスにも、本人がその能力を最大限に活用して参加することが、エンパワメントとなる。

● 「〇〇を食べたい」という意思が表明された場合、支援者が料理をして食事介助をしてしまうのではなく、可能な限り、本人が買い物や調理から参加したり、自分の力で食事を取ったりすることで、本人が自分自身の力を感じることができる。



### 実現支援のチェックポイント

自発的に形成され、表明された本人の意思※について、

- 本人の能力を最大限活用できているか？
- 意思決定支援チームが協働できているか？
- 活用可能な社会資源を適切に利用できているか？



実現それ自体より、本人と一緒に実現を目指していく過程が重要。本人を抜きにして、何でも「やってあげる」という姿勢は実現支援ではなく「代行決定」。

※他者から見て合理的かどうかを問うものではない。

※体験（小さな実現支援）を通じて意思形成され、過去の表明内容が変更されることもある。

### ブレイク

#### 陥りがちなミス・誤り

- 話せなければ言葉がないと思ってしまう。
- 言葉がなければ、意思がないと思ってしまう。
- 意思が現れていても、障害や過去の「失敗」等を理由に、意思を決める能力はないと判断してしまう。



本人の可能性を信じるできない理由は？

### ブレイク

#### 試してみることによる意思の形成支援 / 体験利用の活用

- 「試すこと」で選びやすくなる  
経験していないことは、選びにくい。体験利用を活用する等、「お試し体験」をしてみることは有効な支援となる。
- リスクにも備えられる  
試してみることで、どのようなリスクがあるかを知り、それに備えることもできる。





全体の流れ

1. 意思決定能力の存在推定
2. 本人による意思決定のための実行可能なあらゆる支援の必要性
3. 不合理にみえる決定≠意思決定能力がない
4. 本人の推定意思に基づく代行決定
5. 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定
6. 代行決定の限定行使
7. 第1原則へ戻る

この原則は、意思決定支援と代行決定の考え方の1つとして示しているものです。第4原則については、成年後見人等に広い法的代理権(権限)を持つ存在であることから、より慎重な対応が求められる代行決定の領域に位置付けています。

意思決定能力

意思決定能力 = 本人の個別能力 + 支援者側の支援力

意思決定能力は、本人の個別能力だけでなく、支援者側の支援力によって変化します。

意思決定能力

本人個別能力

- 意思決定に関する情報について、本人が理解すること
- 必要な情報を、本人が記憶すること
- 本人が、選択肢を比較検討すること
- 意思決定した内容を、本人が他者に伝える(表現する)こと



支援者側の支援力

- 上記意思決定に必要な4要素につき、以下の点を踏まえ、実践上可能な工夫、努力を尽くす。
- 能力は、あるかないかという二者択一的なものではなく、少しずつ変化するものである。
- 本人の心身の状況や、環境によって、変化する。
- 「何を決めるか」という内容によっても、変化する。

### 第1原則 / 意思決定支援の原則①

#### 第1原則 意思決定能力の存在推定

全ての人は、意思決定能力があることが推定される。

どのような人であっても、本人には意思があり、  
決める力があるという前提に立って、意思決定支援をします。

意思決定支援については様々な考え方があります。  
考え方の1つとして紹介するものです。



本人には決める力がある  
という前提で関わる



### 第2原則 / 意思決定支援の原則②

#### 第2原則 本人による意思決定のための実行可能なあらゆる支援の必要性

本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を  
尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。

意思決定のための最適な環境（ベストチャンス）を整えるための  
支援をし尽くさなければ、代わりに決めることはできません。



あらゆる支援をし尽くして

## 実行可能なあらゆる支援のチェックポイント

- 本人にとって意思が表出しやすい又は意思決定がしやすくなる日時・場所の設定がなされている
- 本人の意思形成に不当な影響を与えないように、面談・会議等における参加者の構成を工夫している（利益相反を避けるようなメンバー構成、複数人体制等）
- 本人が意思決定をするために十分な時間、情報（メリット、デメリット、結果の見直しを含む）、選択肢が与えられている
- 本人にとってわかりやすい言葉遣いの工夫がされている
- 写真や映像、タブレット、絵カード等を用いるなど、本人が理解しやすい形で情報が提供され、かつ、意思疎通手段の工夫がされている
- 体験の機会等を提供し、本人の意思形成支援や意思確認を試みている
- 本人、関係者からの情報収集を通じて、本人の価値観、意思及び選好、心理的状況、これまでの生活史等、本人の情報や人間関係・物理的環境等を把握するよう努めている
- 「意思決定支援」に関する記録を積極的に残している

## 第3原則 / 意思決定支援の原則③

第3原則 不合理にみえる決定≠意思決定能力がないということ  
一見すると不合理にみえる意思決定でも、  
それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

後見人等からみて、合理的とはいえない判断をしたとしても、  
それだけで意思決定能力がないと考えてはいけません。



不合理にみえる決定も  
尊重されるべき



## 第4原則 / 代行決定の原則①

後見人等には法的代理権が付与されていることから、代行決定の原則として整理しています。

## 第4原則 推定意思に基づく代行決定

意思決定支援がつくされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする。

どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、推定意思に基づく代行決定に移行します。この場合、明確な根拠に基づき、本人の意思を推定します。



〇〇だから、この人ならば、  
〇〇を選ぶはず

## 推定意思をとらえるには？

本人の意思の推定（本人の意思と選好に基づく最善の解釈）を行うには、以下の方法があります。

- 本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の情報を把握する。
- 本人の日常生活における意思表示の方法や表情、感情、行動から読み取れる意思について記録・蓄積する。
- 本人をよく知る関係者（支援チーム）が、関連情報を複合的視点で評価する。



## 第5原則 / 代行決定の原則②

## 第5原則 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定

本人の意思推定すら困難な場合、本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を探らなければならない。

- ①本人の意思が推定できない場合や、  
②表明されている意思が本人にとって見過ごすことができないような重大な影響を生じるものである場合には、



(本人にとっての)最善の利益に基づく方針を探ります。  
この場合、本人の信条・価値観、選好を最大限尊重します。



この人にとっての、一番よいことは？

## 第6原則 / 他者が決定する場合の原則

## 第6原則 代行決定の限定行使

後見人等による代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

本人を守るためにこれ以上先延ばしにできない場合で、さらに他に手段がない場合には、代わりに決めることになります。代わりに決める際も、本人にとって最も制限が少ない手段を検討します。



どうしても必要なときは、  
もっとも制限が少ない方法で

### 本人にとっての最善の利益を考える際のポイント

最後の手段として、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合がある。

#### 1. (本人の立場からみた) メリット・デメリットの検討

最善の利益は、複数の選択肢について、本人の立場に立って考えられるメリットとデメリットを可能な限り挙げた上で、比較検討することにより導く。

#### 2. 相反する選択肢の両立可能性の模索

二者択一の選択が求められる場合においても、一見相反する選択肢を両立させることができないか考え、本人の最善の利益を追求する。

#### 3. 自由の制限の最小化

行動の自由を制限することが本人にとっての最善の利益であるとしても、他に選択肢がないか、制限せざるを得ない場合でも、その程度がより少なくて済むような方法が他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。その場合、本人が理解できるように説明し、本人の納得と同意が得られるように、最大限の努力をすることが求められる。

47

### 第7原則 / 意思決定支援の原則へ

#### 第7原則 第1原則へ戻る

一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第1原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。

代わりに決めなければならなかったとしても、ずっと代わりに決め続けることはできません。次の意思決定の場面では、「決める力がある」という前提で関わりを始めます。



本人には決める力があるという  
前提に戻る

48

## 全体の流れ（再掲）

1. 意思決定能力の存在推定
2. 本人による意思決定のための実行可能なあらゆる支援の必要性
3. 不合理にみえる決定≠意思決定能力がない
- .....
4. 本人の推定意思に基づく代行決定
- .....
5. 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定
6. 代行決定の限定行使
7. 第1原則へ戻る

この原則は、意思決定支援と代行決定の考え方の1つとして示しているものです。第4原則については、成年後見人等に広い法的代理権(権限)を持つ存在であることから、より慎重な対応が求められる代行決定の領域に位置付けています。

## 法的保護・権利擁護の観点から介入せざるを得ない場面

以下のような状態が生ずる可能性が高い場合又は現に発生している場合で、かつ、これ以上決定を先延ばしできない場合には、第三者が介入せざるを得ないこともあります。

- 他者を害する状態（例：意図的かつ重大な<sup>※1</sup>権利侵害・犯罪行為）
- 本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる状態（例：深刻なセルフネグレクト、他者からの虐待、自殺未遂の反復）等



司法機関・行政機関・医療機関等による法的保護・権利擁護のための「介入」もありうる<sup>※2</sup>

※1 他者の権利との緊張関係があることのみをもって、直ちに「他者を害する」と安易に解釈すべきではない。

※2 刑法、刑事訴訟法、精神保健福祉法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法等の各法令要件に該当するかどうかによって判断される。ただし、意思決定支援・代理代行決定のプロセスは可能な限り尊重されるべき。

気づいたことを共有しよう

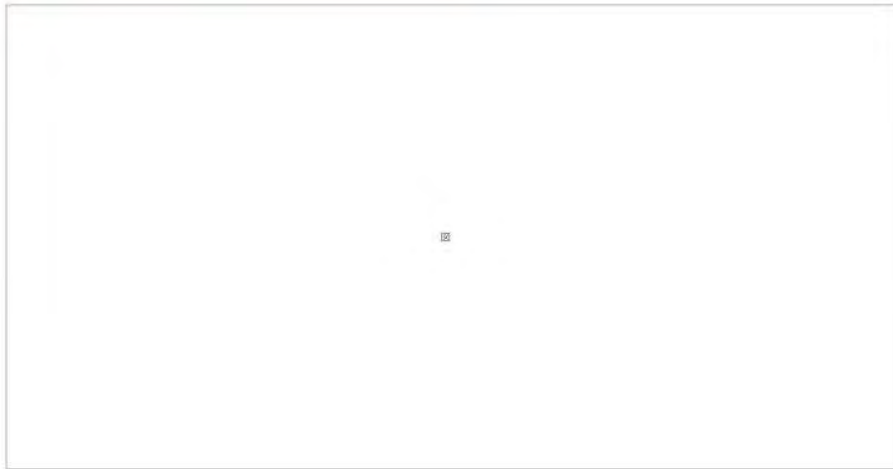
4人1組で共有

## 2

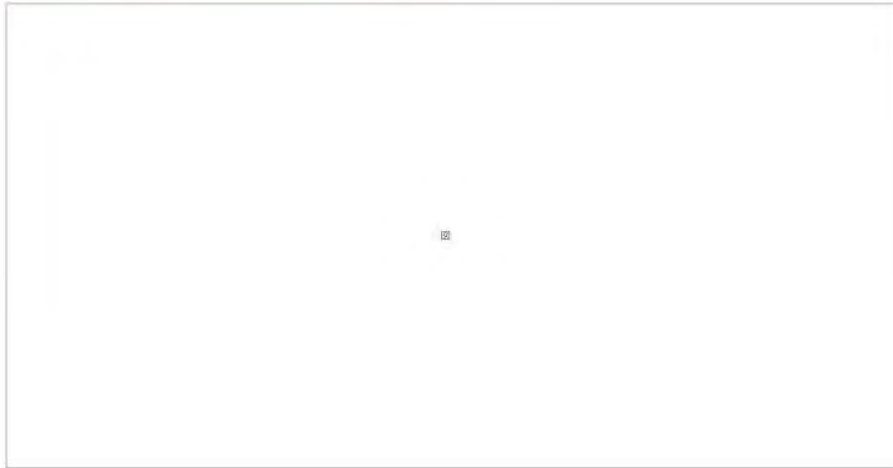
後見事務における「意思決定支援」

ガイドラインにおける意思決定支援の定義

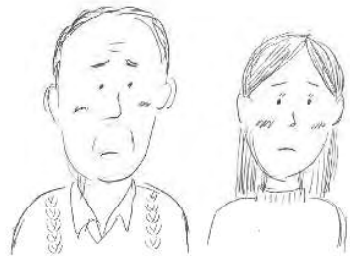
後見事務における意思決定支援の位置づけ①



後見事務における意思決定支援の位置づけ②



当事者の言葉から（残念な事例）

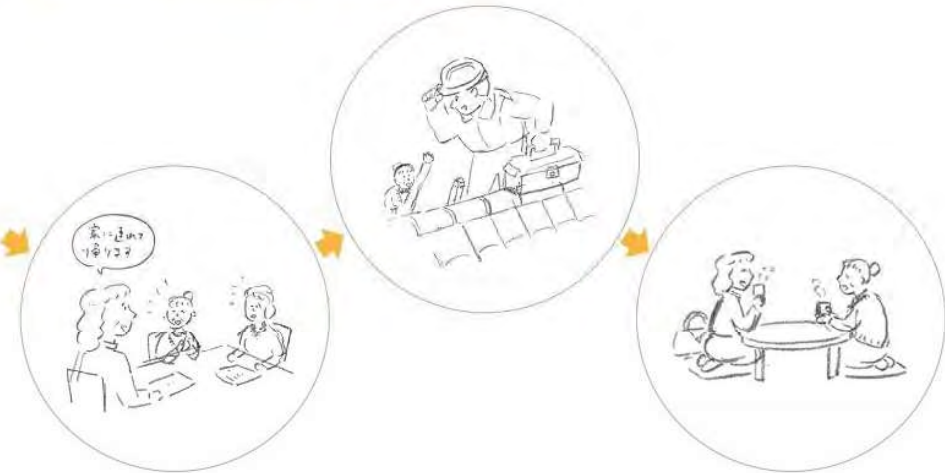




### 好事例紹介①



### 好事例紹介②





### 法令・条文紹介

#### 【憲法】

- 13条 すべて国民は、個人として尊重される自由や幸福追求に対する国民の権利は、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする
- 14条 すべて国民は、法の下に平等であって、差別されない
- 22条 何人も居住・移転の自由を有する
- 25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する

#### 【民法】

- 859条 成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

### 法令・条文紹介

#### 障害者権利条約第19条 自立した生活・地域社会への包容

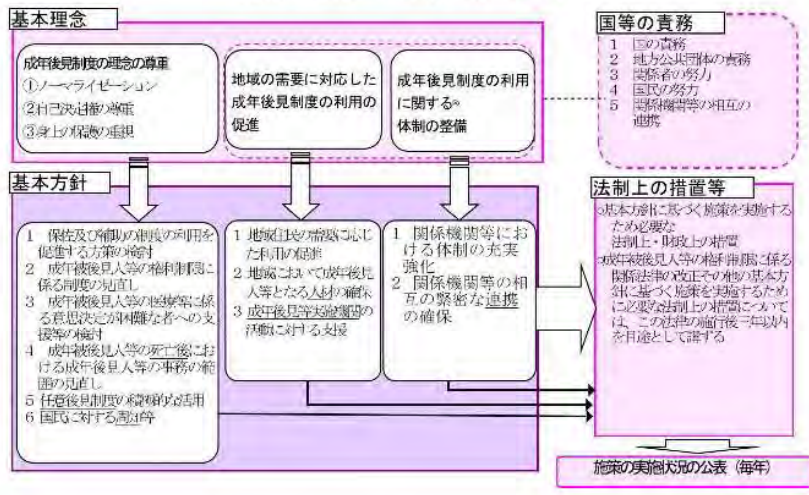
この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。(略)

#### 障害者基本法

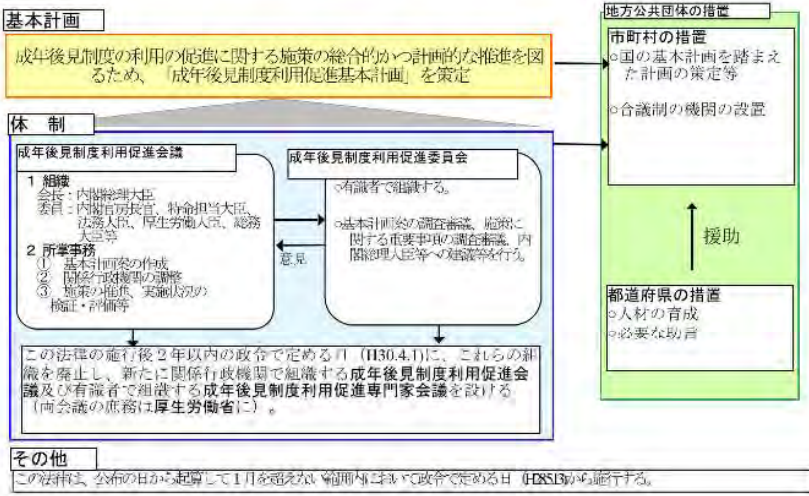
第3条 第1条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、**基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。**

- 一 全て障害者は、**社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。**全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、**地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。**
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

成年後見制度の利用の促進に関する法律①  
（平成27年4月1日施行、平成28年4月1日施行）



成年後見制度の利用の促進に関する法律②  
（平成27年4月1日施行、平成28年4月1日施行）



成年後見制度利用促進基本計画について

【経緯】

- H28.5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28.9 「成年後見制度利用促進会議」（会長：総理）より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める（基本計画の案に盛り込むべき事項について）
- H29.1 「委員会」意見取りまとめ
- H29.2 パブリックコメントの実施
- H29.3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

【計画のポイント】<sup>※1</sup>

1. 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
  - 財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代。
  - 本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討。
2. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
  - ①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進（マッチング）④後見人支援等の機能を整備
  - 本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制（「協議会」）、コーディネートを行う「中核機関（センター）」の整備
3. 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
  - 後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討。<sup>※2</sup>

※1 計画対象期間：概ね5年間を目標。市町村は国の計画を踏襲して市町村計画を策定。  
 ※2 補償金の払戻しに後見監督人等が関与。

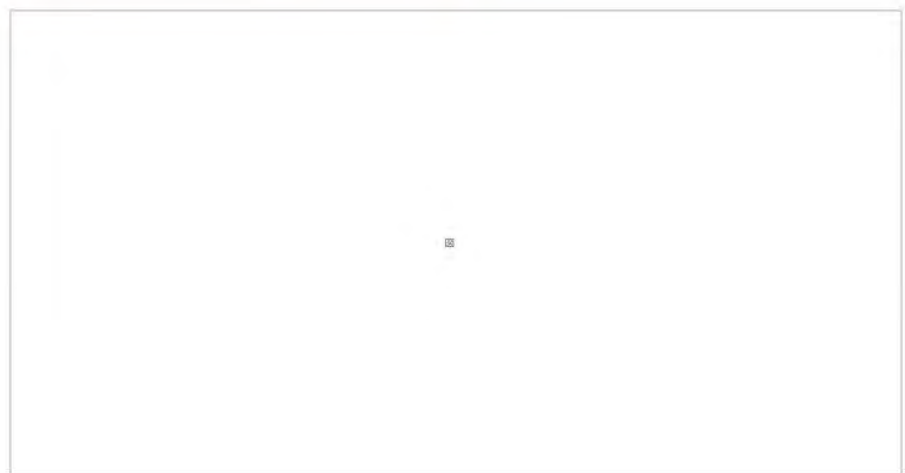
各ガイドラインの整理表

図
---

意思決定支援を重視することで後見人が目指していること①



意思決定支援を重視することで後見人が目指していること②





## 財産管理における意思決定支援の視点

- 本人の望む生活が実現できるよう、後見人は、本人の意思や心身の状態、生活の状況に配慮しつつ、財産管理においても意思決定支援ガイドラインをふまえて、本人の財産・資産状況に応じた後見事務を行う必要がある。
- 1年間の収支のみで財産管理を考えるのではなく、**中長期的な視点を持つ必要がある**。また、この中長期的な計画は、固定的なものではなく、本人の状況に応じて変わっていくものである。
- どのようなことにお金を使いたいかは、人それぞれ違うという前提に立ち、**その人の特徴に応じた財産管理をする必要がある**。（例：旅行に行きたい人もいれば、お中元やお歳暮を送りたい人もいる）
- その特長を把握するためにも、後見人は、**本人とよくコミュニケーションをとる必要がある**。まずは本人の周囲の支援者から、本人の過去、現在を踏まえて本人とどのようなことを話せばよいのか情報収集した上で、**本人がこれから財産をどのように使いたいと思っているか**、話し合う必要がある。（特に、本人の家族の死や、本人自身の体調の変化は、「どのようなことにお金を使いたいか」という本人の意思に影響することがあるので、本人にとって特別な出来事があった場合には、意思が変化しているかどうか、確認をする必要がある。）
- 本人とのコミュニケーションに当たっては、中長期的な視点で、**1年で活用が可能な限度額を示したり、本人が自由に使える割合を示したりしながら話し合いをすることが考えられる**。
- 自由に使える限度額や割合を考える場合、**本人の生活基盤を支えるために必要な金額は確保したうえで設定する必要がある**。また、本人の生活基盤を支えるために必要な金額は、本人の心身や生活の状態、扶養義務のある家族構成等によって違ってくるため、よく情報収集する必要がある。
- 財産管理における意思決定支援においては、**選択肢それぞれのメリットとリスクについて説明しながら、話し合いをする必要がある**。
- 本人やチームとの話し合いや裁判所とのやり取り等を、**適切に記録に残しておくことが重要と考えられる**。



**参考資料 2**

**研修 ロールプレイ案**

## ロールプレイ概要（案）

### ロールプレイ全体像

- 2人1組でロールプレイ。どちらがAかBかを定める。
- ロールプレイは1シナリオにつき、役作りの時間を設け、ロールプレイ自体は1～2分ずつ実施する。
- それぞれの役の設定については、お互いに知らない状態で、ロールプレイを進める。  
(役設定を書いた紙を分けて、読めないような形で配布する)
- 後見人役には、そのまま読んでもらうセリフを、以下の概要に従って用意する。

【ロールプレイ1】
<p><b>&lt;登場人物&gt;</b> A：本人役 B：後見人役</p>
<p><b>&lt;設定&gt;</b> A：本人役 80代（男性でも女性でも可）。脳梗塞後遺症により、失語症。有料老人ホームに入所しているが、家が恋しくてたまらず、帰りたいと思っている。職員も後見人も慣れ慣れしくて嫌だし、食事も美味しくない。何を話しかけられても、首がすぐに動かないので頷くこともできないし、言葉もうまく発することができない。（ずっと黙って、じっとしている設定）</p> <p>B：後見人役 施設より、食事量が減り、職員をつねってばかりいると連絡を受け、来所。この状態が続くようだと、この施設での生活は続けられないので、療養型病院を紹介したいと、施設に言われている。（経済的には問題ない） 本人のところを訪問しても、聞こえにくいようで、本人から話すことはない。</p>
<p><b>&lt;ロールプレイ内容&gt;</b> B：後見人から本人に挨拶 (後見人役は、以下の内容を本人に対して一方的に話す。) B：後見人である自分のことを覚えているか確認 B：食事をとってほしいと頼む B：職員をつねらないでほしいと頼む B：このままだと病院に入院することになるから、食事をとってほしい、職員をつねらないでほしいと何度も頼む</p>



【ロールプレイ2】

<登場人物>

A：後見人役

B：本人役

<設定>

A：後見人役

グループホームの職員より、「とうとう、本人が集めている傘が部屋に入りきらなくなっている。コンテナを借りて収納するか、処分するか、もう買わないようにするために本人が毎月使える金額を変更するか、決めて欲しい。」と連絡があり、本人と面接。傘は処分するつもりである。

B：本人役

50代（男性でも女性でも可）。グループホームから作業所へ通っている。自閉症により、言いたいことがうまく言えない。傘を集めるのが趣味。傘は、幼い頃、雨の日に母親と楽しく遊んだ思い出があり、楽しい子ども時代の象徴。集めてきたものが無くなると、自分の居場所が無くなってしまふような気持ちになり、不安が増す。

人に話しかけられるといつも「だからね、だからね」と言ってしまう。

<ロールプレイ内容>

A：後見人から本人に挨拶

（後見人役は、以下の内容を本人に対して一方的に話す。）

A：後見人である自分の紹介

A：傘が部屋からあふれて他の人が困っていることを話す

A：別の場所へ移動するか、捨てるか、もう買わないか、選んで欲しいと本人に聞く。

A：傘を処分することを伝える。「汚れてるし、たくさんあるからいらぬよね、捨てるよ。ルール守らぬといらぬなくなっちゃうからね、捨てていいよね。」



## **参考資料 3**

### **研修 映像教材案**

## ビデオ教材 シナリオ概要（案）

場面①	
題名	支援チームの編成と支援環境の調整
目的・概要	関係者間で、「本人を交えたミーティング」をする際の留意点について話し合う場合のポイント（支援者が意思決定支援に向けての意識を共有する必要性）を理解する
映像の時間	10分程度（会議室）
場面設定と映像の内容	支援者の中で、本人への対応方針についての意見が割れ、本人の意思表示について色々な情報が挙げられるが、真意が不明の中で、意思決定支援ガイドラインにしたがって、本人を交えたミーティングをすることを決定。その際の留意事項やそれまでに行うことを決定する映像。
後見人のスタンス	ガイドラインがあることを伝え、本人を交えたミーティングの開催を提案するというスタンス。
出演者	<input type="checkbox"/> 後見人等 <input type="checkbox"/> ケアを担当する職員 <input type="checkbox"/> マネジメントを担当する職員 <input type="checkbox"/> 看護を担当する職員 （担当者会議に出席している設定）
大まかなストーリー（流れ）	① 映像を流す： 担当者会議の中で、本人への対応方針について意見が割れる。本人の意思表示について色々な情報が挙げられる。 ② 演習課題の提示 ③ グループワーク ④ 解説 ⑤ 映像を再開： 本人を交えたミーティングをすることを決定し、それまでの留意事項や役割分担を確認する映像。 ⑥ 支援環境の調整についての解説 ⑦ 留意事項の説明 ※記録化
演習課題	「～～したいでしょう？」と関係者が聞いたところ、本人がうなずいたというのは、本人の意思表示だと感じましたか？ ★ご意見ください
備考	
場面②	

題名	本人への趣旨説明とミーティング参加の準備
目的・概要	本人を交えたミーティングに先立ち、本人へ趣旨説明をする意義を理解する。
映像の時間	7分程度（本人の部屋）
場面設定と映像の内容	本人の部屋で、本人の生活における意思や選好を再度情報収集し、本人を交えたミーティングをしたいということを説明する場面。最終的に本人が「○○したい」ということを表現する。
後見人のスタンス	ケアワーカー、ソーシャルワーカーが本人の意思確認をする場で、本人が情報を理解し、自分の言いたいことを言えているかどうか見守っている役割
出演者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 後見人等 <input type="checkbox"/> ケアを担当する職員 <input type="checkbox"/> マネジメントを担当する職員 （本人に近い立場の人を交えて話し合うことにするか【P】）
大まかなストーリー（流れ）	① 映像を流す： 本人の部屋で、本人の生活における意思や選好を再度情報収集し、本人を交えたミーティングをしたいということを説明する場面。 ② 演習課題の提示 ③ グループワーク ④ 解説 ⑤ 映像を再開：最終的に本人が「○○したい」ということを話す。 ⑥ 本人への趣旨説明についての解説 ⑦ 留意事項 ※記録化
演習課題	本人が意思を表出しやすいように、どのような工夫をしていると感じましたか？ ★ご意見ください
備考	

場面③	
題名	本人を交えたミーティング
目的・概要	本人を交えたミーティングをする際の留意事項を理解する。
映像の時間	10分程度（会議室【P】）
場面設定と映像の内容	会義の冒頭から、本人の意思の表明を待つ場面、最後に決定する場面を入れる。
後見人のスタンス	会義の際に、本人の少し後ろで、アドボケート役の支援が機能しているかを見守る役割を果たす
出演者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 後見人等 <input type="checkbox"/> ケアを担当する職員 <input type="checkbox"/> マネジメントを担当する職員 <input type="checkbox"/> 看護を担当する職員 <input type="checkbox"/> 遠くに住んでいる親族（出すか？） （本人に近い立場の人を交えて話し合うことにするか【P】）
大まかなストーリー（流れ）	① 映像を流す： 会議の冒頭で、会議の目的やグラドルールを説明し、本人の意思表出を待つ場面を入れる。 ② 演習課題の提示 ③ グループワーク ④ 解説（後見人は、今回は見守っているが、本人の意向を確認することもある） ⑤ 映像を再開：最終的に今後の生活の方針について、本人とともに決定 ⑥ 本人を交えたミーティングについての解説 ⑦ 留意事項 ※記録化
演習課題	本人が意思を表出しやすいように、どのような工夫をしていると感じましたか？ ★ご意見ください
備考	ミーティング 1 回によって全てを決めるわけではないことを補足する

## ■事例に入れたい要素

- ✓ 後見人としての理想的なふるまいを理解してもらうことを目的とする
- ✓ 高齢者のみに偏らないように。
- ✓ ○○のためには後見人等がいなくてはならないというメッセージは避ける。
- ✓ 施設入所のための後見人等選任というメッセージは避ける。

## ■事例候補 Aを演習事例とし、B、Cは紹介事例とする案。

### 事例 A 居所の変更の検討

- ✚ 本人（66歳、軽度知的障害、てんかん）は、介護サービスを利用して、在宅で生活している。近くにいた兄が亡くなり、遠くに住んでいる甥が申立。
- ✚ 保佐類型。本人が介護サービス事業者の指導的な関わりを嫌がり（以前の障害福祉サービスのような関わりを望んでいる）、サービスを全部断りたいと言い出す。
- ✚ ケアマネジャーが、施設入所を検討して欲しいと保佐人に依頼し、サービス担当者会議を開催（関係者で状況を共有）。本人と話し合い（本人が望んでいることを確認）。本人、現在のサービス提供者、障害福祉サービスを提供していた時の訪問介護事業所も参加し、入所や通所サービスではなく訪問介護を利用することに決定（本人を交えたミーティング）。

### 事例 B 高額なスニーカーの購入の検討（※スニーカーで良いかどうか検討要）

- ✚ 本人（47歳、中度知的障害）は、グループホームを利用し、就労A型に通っている。本人の世話をしていた母親が亡くなり、祖父が申立。保佐類型。
- ✚ 本人はスニーカーを集めるのが趣味で、年金と工賃の中から今までも購入してきた。
- ✚ 今回、一足二万円のスニーカーを購入したいと希望したところ、後見人が「高すぎる」と却下。本人が調子を崩す事態になり、担当者会議を開催（関係者で状況を共有）。本人の意思確認の上で、本人を交えた会議を行い、スニーカーを集めるということが本人の生活の原動力になっていること、重要なことであることを共有し、購入の過程に参加することも本人のエンパワメントの上で重要であることを共有。

### 事例 C 親族への贈与（※高齢者に偏っているのでこれをメインにすることは避けたい）

- ✚ 本人（89歳、重度認知症）は、特養に入所中。後見類型。
- ✚ 孫が進学したことを話したところ、「お祝い」をあげたいと言ったらしく、親族から連絡があり、サービス担当者会議を開催（認識を共有し、意思決定支援会議を実施することを決定）。
- ✚ 本人がお祝い金をあげることを強要されているのではないかと心配し、さかのぼって、本人と孫との関係性についての情報を把握、本人の意思を確認し、会議の趣旨を説明。本人を交えて、お祝いを手渡しすることを決定。（親族は入れない）





## ヒアリング調査 意見書

## 意思決定支援研修ヒアリング意見書

全国「精神病」者集団

### 1 障害者の権利に関する条約について

意思決定支援研修においては、障害者の権利に関する条約の解釈をめぐる諸問題について国連障害者の権利に関する委員会の解釈を明記し、位置付けていく必要がある。

具体的には、①同条約の解釈及び一般的意見第一号の概要、②ペルーの実践と発展的解釈、③事前質問事項を含む第 1 回政府審査の概要にかかわる以下の内容である。

#### ① 障害者の権利に関する条約の解釈及び一般的意見第一号

日本政府は、同条約第 12 条第 2 項の法的能力を民法においては権利能力のことであり行為能力は含まないものと解釈している。また、同条約第 12 条第 3 項の「法的能力の行使」とは行為能力のことであり、成年後見制度が法的能力の行使に当たって必要な支援の一環であると解釈している。

その一方で国連障害者の権利に関する委員会の解釈は、一般的意見第 1 号パラグラフ 12 で、法的能力は法的地位に関する能力と行使に関する能力の両方が含まれるものとされており、日本の民法でいうところの権利能力と行為能力の双方が含まれるものとされている。障害者の権利に関する委員会の解釈に従うと日本の成年後見制度は、精神上的障害と事理弁識能力を欠く常況を要件に行為能力を制限するため同条約の趣旨に違反することになる。

「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」には、最善の利益に基づく判断のことが書かれているが、一般的意見第 1 号パラグラフ 21 では、意思及び選好の尊重に基づく解釈が必要であり、最善の利益に基づく判断は否定されなければならないものとされている。

この点は、日本政府の解釈と障害者の権利に関する委員会の解釈が異なるため、少なくとも双方の主張を両論併記にしていく必要がある。

#### ② ペルーの実践と発展的解釈

ペルーでは、2018 年 9 月に民法が改正され、障害を理由とした行為能力の制限条項が大幅に見直された。この取り組みは、障害者の権利に関する条約第 12 条に沿って成年後見人制度が抜本的に見直された世界初の取り組みとして注目を集めている。条約法に関するウィーン条約第 33 条第 3 項には、事後の合意、事後の慣行といった発展的解釈の規定がある。ペルーの取り組みは、事後の合意や事後の慣行にかかわりうるため、意思決定支援にかかわる者は研修を通じてとくに理解を深めておく必要がある。

この民法改正は、Sodis という障害者の権利擁護活動をしている NGO が中心になって進めてきたものである。ペルー民法では、能力（capacity）という概念を用いておらず、かわりに識別力（discernment）という概念が同様の用法で用いられている。改革のひとつは、障害者の法的能力を制限すると解釈できる識別力条項の全削除である。識別力欠如は、事実上の障害を理由とした法的能力の制限を帰結するためである。現在では、識別力欠如を理由とした法的能力の制限条項がなくなっている。

また、この民法改正をうけて、民事訴訟法の障害を理由とした訴訟無能力条項の削除を伴う改正もあわせておこなわれた。改正後は、法廷での手続きに参加するため、また手続き上の配慮にアクセスするための能力をすべての障害者に認めることとされた。

### ③ 第 1 回政府審査

日本の市民社会組織は、予備審査及び事前質問事項の採択あたって国連にパラレルレポートを提出した。同条約第 12 条と成年後見制度については、合計 4 団体が報告を提出しており事前質問事項にも影響を与えた。

#### ◆事前質問事項（政府仮訳）

11. 以下のために講じた措置についての情報を提供願いたい。

(a) 障害者が法律の前にひとしく認められる権利を制限するいかなる法律も撤廃すること。また、民法の改正によるものを含め法的枠組み及び実践を本条約に沿ったものとする。事実上の後見制度を廃止すること。また、代替意思決定を支援付き意思決定に変えること。

(b) 法的能力の行使に当たって障害者が必要とする支援を障害者に提供すること。

(c) 全ての障害者が法律の前にひとしく認められる権利及び意思決定のための支援を受ける権利について意識の向上を図ること。特に、障害者とその家族、司法の専門家、政策立案者及び障害者のためあるいは障害者と共に行動するサービス提供者を対象とするもの。

今後は、日本政府として事前質問事項に回答を出し、建設的対話を経て総括所見で勧告がまとめられる見込みである。ここでは、少なくとも同条約の啓発の機会としての研修が求められていることがわかる。

## 2 研修の講師

研修の講師は、障害当事者が担うべきである。とくに上述の事項に関しては、障害者の権利に関する条約の政府審査にかかわった障害当事者が望ましい。

## 3 意思決定支援研修の位置づけ

意思決定支援研修においては、国際的な連帯の下にある障害者運動と国連障害者の権利に関する委員会の解釈に従ったかたちで構築される必要がある。

また、意思決定支援を規定した障害者基本法をはじめとする障害者施策の動向（自立支援法違憲訴訟基本合意など）や障害者運動の歴史について言及されるべきである。

我が国では、成年後見人による意思決定支援が検討されているが、多くの先進諸国では、成年後見制度に補充性要件が設けられていて、成年後見制度の代替手段として意思決定支援が用いられている。このことについても言及されるべきである。

## 4 交渉過程及び一般的意見を参考にすること

条約法に関するウィーン条約によると政府には誠実な解釈が求められており（第 31 条第 1 項）、交渉過程や一般的意見を参考にしながら解釈される必要がある。しかし、日本国内における先般の民法改正や意思決定支援のガイドラインは、交渉過程や一般的意見を参考にしているのかが必ずしも明らかでは

#### 参考資料4 意思決定支援研修ヒアリング意見書（全国「精神病」者集団）

ない。本意思決定支援研修にあたっては、交渉過程や一般的意見を参考にしながら組み立てられるべきである。

### 5 共同意思決定の限界

意思決定支援において注目されているのは共同意思決定である。共同意思決定は、本人と周囲の支援者が共同で決定することで、決定に伴う負担を本人だけではなく周囲に分散していく方法である。この方法は、決定に限ってしか効果を発揮できず、決定によって生じた法律上の効力からの負担の分散までは捉えきれていない。本人や支援者が共同で決定したことに伴う法律上の効力を引き受けるのは本人だけである。支援者は、決める過程にかかわっておきながら法律上の効力には拘束されない。そのため本人と支援者は、非対称な関係に置かれることになる。長所だけではなく、短所や限界も明文で言及されるべきである。

みずほヒアリング資料

2019年2月7日

東京国際大学人間社会学部 齋藤敏靖

（日本精神保健福祉士協会クローバー副委員長）

○私自身の立場説明

- ・東京国際大学教授
- ・専門はメンタルヘルス、精神科ソーシャルワーク、社会保障法
- ・民間精神科病院、埼玉県精神保健福祉センター、大学教員
- ・日本精神保健福祉士協会 クローバー副委員長  
全国の家裁から受任依頼を受け、当会名簿登録者と「マッチング」する業務を行っている。  
また会員対象の名簿登録者養成研修活動を行っている。
- ・「クローバー」は精神障害者等に特化した後見活動を行っている。
- ・川越市社会福祉協議会法人後見事業委員長  
法人後見事業の委員長として、法人として受任の可否判断の取りまとめを行っている。
- ・川越市中核機関設立準備会（仮称）委員長  
川越市の中核機関設置準備を、川越市高齢者福祉課からの要請で行っている。
- ・成年後見制度利用促進体制整備委員会 ワーキンググループ委員
- ・最高裁、日本社会福祉士会とともに、日本精神保健福祉士協会として「本人情報シート」の制度化に関与した。

精神障害者（自閉症スペクトラム、重度の認知症者を含む）支援の場に、一貫して身を置いたものとして、また現に精神障害者と受任調整や研修、中核機関の準備を行うものとして所感を述べたい。

○研修プログラムへの意見

- ・代行決定に関する項目、特に医療保護入院に関する事項が少ないと思われる。  
成年後見人が行う意思決定支援のプロセスには意思決定支援のみならず、代行決定が含まれている。  
意思決定支援のみならず代行決定についても、研修プログラム内に入れるべきである。
- ・本プログラム案では概要的に意思決定支援のプロセス等で代行決定には触れるものの、代行決定を中心に提示しているのは、30～32までしかない。やや不足しているのではないか。特に医療保護入院において後見人・保佐人は家族等と同様に同意者となるため、具体的に解説することは重要である。仮に医療保護入院に関する記述がないとしたら、追加していただきたい。

○研修の実施に対する意見

- ・精神障害者への成年後見活動を行っている、精神障害者への支援は困難な案件が多く、難しい案件が多いと感じている。

参考資料 5 みずほヒアリング資料（東京国際大学人間社会学部 齋藤敏靖氏）

- ・一方で、利用促進法で利用促進すべきなのは保佐・補助類型であり、その類型が多いのが精神障害者である。
- ・クローバーでは、精神障害を中心に受任調整しているが、精神科医療機関の医師・看護師等が、成年後見制度を必ずしも理解していないため、後見人等が苦慮している点が見受けられる。
- ・例示すると、後見・保佐類型のクライアントの治療・支援チームのカンファレンスに、後見人等が呼ばれない、事実行為の要請、医療行為への同意など。
- ・精神科医療機関職員への成年後見制度に関する理解の向上のため、医師、看護師等、精神科医療機関などの職員への研修も考慮いただきたい。

## **財産活用 WG 委員提供資料**

令和 1年10月17日

## 資料 実務から見てきた財産活用の考え方

司法書士 大貫正男

### 1、基本的な姿勢

- (1) 身上配慮義務（民858条）、最善の利益（Best Interest）等の理念を旨とし、本人の「想い、永年の夢」、そして「良き人生を全うしたい」という意思をあらゆる方法（工夫）を用いて汲み尽くし、本人の利益やQOLを高めるための財産利用を行う。
- (2) 「代行決定」は、身上保護について論議されているが、財産利用と身上保護は理念上は区別されていないので、「本人保護」や「本人の生活に支障がない」等の条件がクリアされれば財産利用においても検討する余地がある。
- (3) 民事信託における「他益」、「裁量」等の理念を成年後見制度の運用に取り入れ、事業承継等のケースにおいても本人の利益や日常生活の支援に生かすような工夫を試みる。
- (4) 財産管理（保全）から財産利用の時代へ。本人のためだけでなく、家族のためにも利用したいという声が大きくなっている。法定後見制度の硬直な面をマスコミ等がある。これはすべてを無視できない。

### 2、財産管理における意思決定支援の特徴

#### (1) 管理の主体

- ① 通帳、権利証を預かっての金融機関との管理（取引）主体
- ② 不動産売却、賃貸借契約、遺産分割協議の管理（契約）主体
- ③ 買い物など消費行為の管理主体
- ④ 事業用資産の管理（運用）主体
- ⑤ 複数後見人における権限分掌の場合、財産管理の後見人が代表して報告書を提出する主体

#### (2) 責任の主体

- ① 背信行為に対する刑事責任の追及
- ② 無権代理、権限濫用、損害賠償請求等に対する民事上の責任
- ③ 家庭裁判所による財産管理への集中的な監督対象
- ④ すべてチームでなく個人が行い、**個人が責任を負う**



- (3) 本人の利益や生活の質の向上のための財産の積極的利用に向けた意思決定支援  
「本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘されてきた」ならば、財産利用のための意思決定支援が必要である。

これまでの成年後見制度が、**財産の保全の観点のみが重視され**、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘されてきた点を踏まえると、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とする必要があり、今後一層、身上保護の重視の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が検討されるべきである。（利用促進計画）

### 3、任意後見における工夫と運用

#### (1) 代理権目録

- ① 代理権目録に記載できる事項は、財産管理に関する法律行為、身上保護に関する法律行為である。
  - ② 代理権目録に記載できない事項
    - a 介護などの事実行為
    - b 婚姻や認知などの代理になじまない身分行為
    - c 抽象的な記載で身上保護に関する委任か、財産管理に関する委任か明確でない事項
    - d 「自己の」事務でない事務
  - ③ その他の注意事項
    - a 同意権・取消権がないことに注意。
    - b 契約締結後、目録の内容に洩れが有っても追加できないので、注意が必要。
- ☆ 「民法第120条に基づく、詐欺又は強迫によって取り消すことができる行為に対する取消権」は可能と考える。

#### (2) 実務上の工夫

- ① 「孫への土地使用貸借」
- ② 「融資取引」としてのリバースモーゲージ
- ③ 金銭消費貸借取引（同取引上の債権譲渡・放棄を含む）に関する事項
- ④ 子（妻）への居住用不動産の贈与

- ⑤ 「信用取引」は、SNT(Special Needs Trust)や障害者特別贈与信託を含むか

### (3) 事前指示書（Advanced Directive）の活用

#### ① 本人の希望

契約条項にすることのできない事項、特に、財産処分、介護・入院、終末医療、葬儀・埋葬に関する本人の希望等を記載しておく。但し、作成するか否かは任意である。

#### ② 代理権の補強として

任意後見契約公正証書の別紙として「事前指示書」を添付して、本人の明確な意見・意向を表明しておく。「代理権」目録とセットで契約し、「代理権」の内容を実現させるための補強手段と位置づける。ライフプランより遺言における「附言事項」に類似した事前指示書の方が説得力があり効果的。

#### ③ 実務上の工夫

- ① 「私が施設に入所した場合は、妻亡き後、永年に亘り世話になった娘武田信代に居住用不動産を贈与したい」
- ② 「私が認知症になった場合は、後添えの信子に居住用不動産と2,000万円を贈与したい」
- ③ 「〇〇市にあるアパートは入居者との賃貸借契約が終われば更地になる予定です。甥が結婚して所帯を持った時には、その土地を使用貸借させたい。私の判断能力が不十分な状況になった際にも、この点に関する私の意思が確実に実現できるよう支援してください。」
- ④ 「私は、1億2千万円を限度とする同社への貸付を今後も続けたいと考えています。また、同時に、私は、会社の経営に役立てるため1億円を限度としてこの貸付債権を適宜放棄したいとも考えています。
- 万一、私が判断能力を欠く常況にあるときは、私を代理してこれらの貸付を継続し、あるいは債権を適宜放棄してください」
- ⑤ 「〇〇店は、私と妻が苦労して築き上げたもので人生の結晶です。後継者として名乗りを上げてくれた次男Aには感謝しています。しかし、経営は順調とは言えません。そこで、どうしても資金が不足した場合は顧問税理士と相談して、事業用資金をAに贈与ないし貸したい」

#### 4、法定後見における工夫と運用

##### （1）身上配慮義務やバストインタレストの理念を汲み取る

- ① イギリス等諸外国の事例に学ぶ
- ② 「利用して良かった」と言われるような柔軟な運用
- ③ チームによる本人の意思決定支援 → 共同決定

##### （2）財産形成や利用からみた分類を前提に財産利用を考える

- ① 生活費等 ～ 毎月の給料、保険、退職金等蓄積した財産。主として、生活費、福祉、趣味・娯楽等のため最低限必要な財産
- ② 余剰財産 ～ 親から得た相続財産、万一の場合に備えて蓄えた財産、投資等で得た財産等、ゆるやかな運用が可能となる財産  
→ 後見制度支援預金に相当する預貯金
- ③ 事業用資産 ～ 本人・家族が築き上げた財産の事業運用、債務弁済、事業承継、後継者育成、清算等のための財産  
→ 個人財産と事業用資金を分ける

##### （3）検討事項

- ① 国債、個人型確定拠出年金「iDeCo」、N I S A、積立N I S A等金融商品の限定的な資産運用
- ② リバースモーゲージの利用
- ③ 親なき後問題への対応としての特別支援信託（Special needs trust）
- ④ 本人が贈与の意思を有し、贈与が実行された場合であっても、本人の身上に支障がない場合の贈与
- ⑤ 扶養について
- ⑥ 社寺への寄進については、本人の人生観、価値観を考慮し判断する。
- ⑦ 身上保護に直結しない財産と直結する財産を分ける

##### （4）事業財産を後継者に承継させるために

平成20（2008）年に成立した、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（中小企業経営承継円滑化法）第1条（目的）

- ① 中小企業の「代表者の死亡」により開始された相続を契機としてその保有する株式が複数の相続人に分散し、そのことが遺留分制度と相俟って事業承継の障害となることから、いわば民法の外の論理によって遺留分の特例を設ける趣旨の立法となっている。  
⇒ 代表者の判断能力の低下に起因する経営の承継にも当てはまるのではないか。

② 手法

事業用資産を個人財産から分離 → 後見開始 → 家裁の許可 → 後継者への贈与等

5、成年後見制度と民事信託の組み合わせ

（1）成年後見制度の意義を高め、その利用を促進させるために

① 成年後見制度は本人のための制度であるから配偶者や子・孫に財産を贈与したり、財産を承継させるのが難しい。

⇒ 民事信託を活用して不足している機能を補充

② 民事信託には身上保護の機能がない。

⇒ 成年後見制度の活用して不足している機能を補充

③ 高齢者・障害者は、財産管理のみならず身上保護も必要としている。

（2）手法

① 任意後見制度と信託の連携

① 任意後見契約と信託契約を同時に締結する形態

② 任意後見契約締結が先行し、後から、健全な本人が信託契約を締結する形

③ 信託契約が先行し、後から、健全な本人が任意後見契約を締結する形態

② 法定後見制度と信託制度の連携

① 信託契約が先行し、実情に応じ後から、委託者、受益者のために法定後見開始が申し立てられる形態

② 法定後見が開始し、実情に応じ後から、後見制度支援信託等において成年後見人が信託契約を締結する形態

6、課題

① 家庭裁判所の監督対象は財産管理中心のため、後見人は生活の質の向上のための積極的利用ではなく生活維持のためにしか利用しない傾向がある。

② 本人の利益やQOLを高めるための資金（手段）としての財産管理であるにも拘わらず、その一体の関係が機能していない。特に、チームの構成員や親族は本人の財産の実情（明細）がわからないため、出費を巡りトラブルになるおそれがある。

- ③ 身上保護を目的としない財産利用については、成年後見人の判断に任せる場面が多いと思われるが、十分な議論がなされていない。
- ④ 本人の生活の質の向上のための財産利用をしても評価がなされない傾向があるため、明確でない（うまく説明できない）支出に抑制的になりがち。

## 事例 独居で認知症を発症した80代女性



### 認知症が社会生活に与える影響 ～財産管理と契約を中心に～



京都経済同友会  
ウェスティン都ホテル  
2019年9月18日

京都市立医科大学大学院医学研究科  
精神機能病態学  
成本 迅

2 動草書房『認知症と医療』序章より抜粋

ここに紹介する事例は、地域生活を支えるための課題が具体的に伝わるように、筆者が経験したり聞いたりしたエピソードから抜粋して作成したものである。

#### 受診前

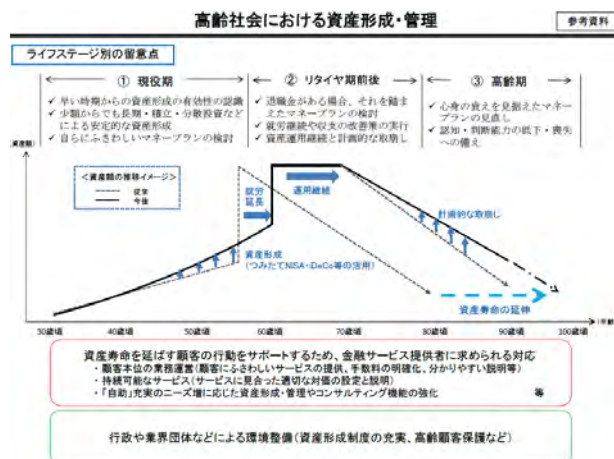
10年前に夫を亡くしてから年金とそれまでの貯金を使って分譲マンションで一人暮らしを続けている。夫を亡くした時に、夫の兄弟と相談して相続手続きをとっており、その時に自分のことについても備えておかないといけないと思ったが、自分には子供がいなかったから特に必要ないと考えて何もなかった。子供はおらず、以前は習い事をしていて友人がいたが、2、3年前から疎遠になっている。姉と弟がいるが普段ほとんど交流はない。病気になった時のことや死後のお葬式などが心配になって何度か終活セミナーに参加したことはあったが、まだ先でいいと思い何もなかったが、もらってきたエンディングノートにその時の気持ちや希望を書いておいた。1年前から物忘れがみられるようになり、通帳を失くしてしまい、銀行で何度も通帳の再発行を受けるようになった。最近、通帳を盗られたと警察に電話することがあった。

## 事例 独居で認知症を発症した80代女性

### 診断まで

警察から地域包括支援センターに連絡があり、担当者が訪問したところ、自宅には、高級羽毛布団や健康食品が段ボールから出されないうままたくさん積まれていた。訪問中にも、訪問販売のセールスマンが訪ねてきていた。また友人と称する女性が頻繁に家に入り出ており、600万円の着物を割賦で購入させられていた。生活は困窮するようになり、マンションの管理費を滞納し、自室は雨漏りがして改修が必要な状態だった。担当者は認知症を疑い、病院に受診するよう勧めたが、本人は何も困っていないと言って受診を拒否した。このためしばらく定期的に訪問し、民生委員とも連携して生活を見守っていた。かぜをひいて体調を崩したことをきっかけに、以前から高血圧でかかっていた近所の医院に同行受診したところ、長谷川式簡易知能スケールの点数は20点。3つの単語を記憶する課題では、一つも思い出すことができない状態であった。アルツハイマー型認知症との診断で、介護申請がなされ、要介護1の判定がおりた。

3 動草書房『認知症と医療』序章より抜粋



金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書  
令和元年6月3日

### 高齢期

資産の計画的な取崩しを実行するとともに、認知・判断能力の低下や喪失に備えて行動する時期であり、心身の衰えに関わらず金融サービスを引き続き享受するために、事前の準備や対応が必要と考えられる。

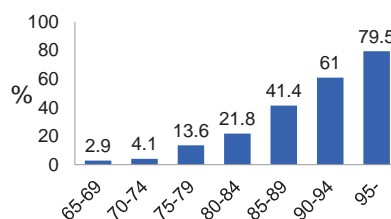
- ✓ 心身の衰えを見据えてマネープランを見直す（医療費、老人ホーム入居費等）。
- ✓ 認知・判断能力の低下や喪失に備え、取引関係の簡素化など心身の衰えに応じた対応をしやすいとする。また、金融面の本人意思を明確にし、自ら行動できなくなったとしても、他者のサポートにより、これまでと同様の金融サービスを利用しやすくしておく。

金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書  
「高齢社会における資産形成・管理」（令和元年6月3日）

- 認知症患者数 462万人
- 軽度認知障害 400万人



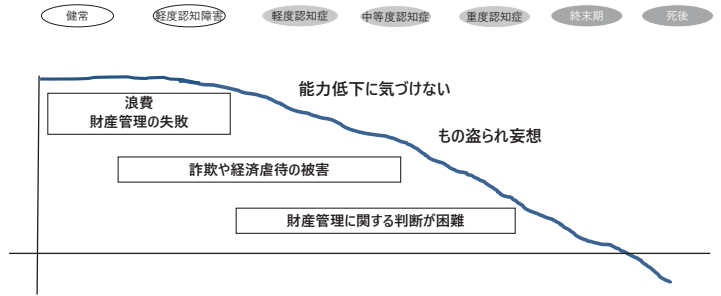
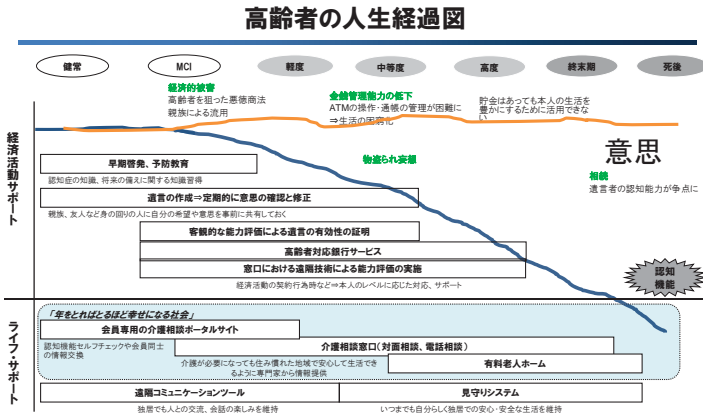
参考  
四国総人口414万人  
(2005年)



2010年の一人暮らし世帯は全体の30%を超えており、2035年には38%と予測されている。  
(国立社会保障・人口問題研究所)

厚生労働科学研究費補助金（認知症対策総合研究事業）  
総合研究報告書「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」（代表：朝田隆）2012年

財産管理と認知機能低下

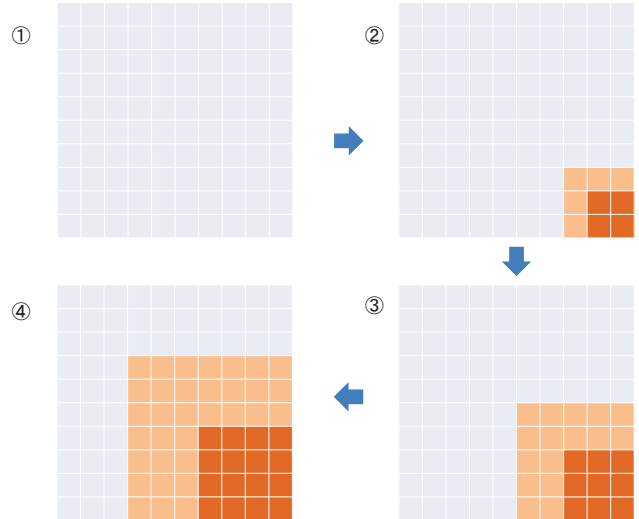


もし100万人の高齢顧客がいたら、  
そのうち年間4000人が認知症を発症する  
(年間認知症発症率を 4/1000とした場合)



業種別の関わり

<p>①若年期から継続的に関与</p> <p>金融機関(銀行、保険) 携帯電話、インターネットプロバイダー 新聞・電気・ガス・水道・行政 会社組織 不動産会社(賃貸・デベロッパー) 小売り(スーパー・コンビニ・商店・生協・百貨店・薬局) 外食産業(喫茶店・ファミレス) 理容・美容業、鍼灸・接骨院 宅配業 公共交通機関 お寺・教会</p>	<p>②定年後に関与</p> <p>信託銀行 旅行会社 病院 鍼灸院・整骨院</p>
<p>④認知症を発症してから関与</p> <p>認知症専門医 介護事業者 弁護士・司法書士など(法定後見)</p>	<p>③高齢期から関与</p> <p>かかりつけ医 弁護士・司法書士(任意後見、遺言など) 福祉用具 葬儀会社 有料老人ホーム 介護付き高齢者住宅</p>

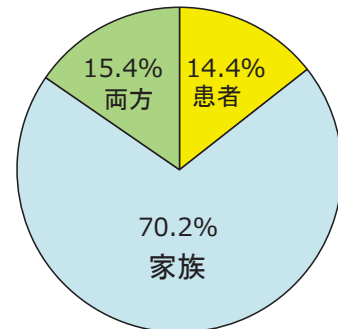


経済活動に伴うトラブル

認知症発症に伴う経済活動のトラブル	n	%
不要な買い物 (例 同じものをいくつも購入する)	18	58.1
不当な契約 (例 高価なものを訪問販売で買ってしまふ。不必要なりフォーム工事を契約してしまふ。)	3	9.7
浪費 (例 高価なものを買う。普通では考えられないような寄附をする。)	2	6.5
その他	7	22.6
不明	6	19.4

N = 105, 複数回答可

家族による預金管理の代行



N = 104





## 認知症とは

- 脳の病気が原因で起きる
- 物忘れや判断力の低下がみられる
- その結果、生活がうまく送れなくなる
- うつや幻覚、妄想などの精神症状もみられることがある

## 軽度認知障害

- 記憶障害を含む認知機能の軽度の低下に本人や周囲の人が気づいている
- 検査をすると認知機能が低下している
- 日常生活や社会生活はなんとか送れている

### 中核症状と周辺症状



### 早期診断で可能になること

- 治る認知症がある
- 認知症のことを知って対応する
  - 生活の工夫
  - 家族や友人とのつながりを保つ
  - 健康の維持
  - 進行を遅らせる薬剤の服用
- 悪徳商法や詐欺などへの被害の防止

### 悪徳商法・詐欺の例

- リフォーム詐欺
- 振り込め詐欺
- 高額の手拭
- 外国の宝くじ
- 置き薬



- 司法書士が後見人について高齢者の22%がすでに権利侵害を受けていた (成年後見センター・リーガルサポート、NHK調べ 2010年)



## 気づきから診断までの期間



36%の人が受診までに1年以上かかり、20%の人が受診してから診断までに1年以上かかっている

認知症の人と家族の会編著「認知症の診断と治療に関するアンケート調査報告書」(2014)

## 診察の流れ

- 問診(お薬手帳を忘れずに!)
- 認知機能検査
- 採血、心電図
- MRI、またはCT、必要に応じて脳血流SPECTなど
- 結果の説明
- 今後の暮らし方や治療に関する相談
- 通院先の決定

## 改訂長谷川式簡易知能スケール

1. お年はいくつですか
2. 今日は何年の何月何日ですか?何曜日ですか?
3. 私たちが今いるところはどこですか?
4. これから言う3つの言葉を言ってください。後でもう一度聞くので覚えておいてください
5. 100-7、そこから7を引く
6. これからいう数字を逆から言ってください
7. 先ほど覚えてもらった言葉をもう一度いってください
8. 5つの物品の記憶
9. 野菜の名前をできるだけたくさんいってください

## 自分でできる認知機能チェック

- 「か」で始まる言葉を1分間で何個言えるか?
- 動物の名前を1分間で何個言えるか?  
⇒ 10個以下の場合には注意が必要
- 3つ言葉を言ってもらい、記憶する。100から7を順番に引き算を5回してから、思い出せるか?  
⇒ 1つまたは0の場合には注意が必要

## 認知症の原因となる病気

### 脳が痩せる病気

- アルツハイマー型認知症
- レビー小体型認知症

### 脳卒中の後遺症

- 血管性認知症

### その他

- 脳腫瘍・正常圧水頭症
- アルコール・薬剤性

## 主な病気

1. アルツハイマー型認知症 (>50%)
2. 血管性認知症 (20%)
3. レビー小体型認知症 (5-10%)



## アルツハイマー型認知症

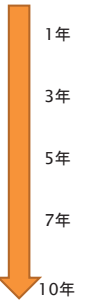
- 老人斑、神経原線維変化
- 海馬、側頭葉、頭頂葉の機能低下、萎縮
- 認知機能、日常生活機能が年単位でゆっくと低下



25

## アルツハイマー型認知症の症状と経過

- 発症前期
  - うつ、軽いもの忘れ
- 初期
  - もの忘れ、日付を忘れる
- 中期
  - 言葉が出ない、服が着れない、トイレの失敗
  - 歩行障害、筋肉が硬くなって動かしにくい
  - 今いる場所や親しい人を思い出せない
- 後期
  - 言葉が出ない
  - ねたきり



26

## 典型的な経過

- 発症時76歳 女性
  - メモをとる習慣があったが、メモを置き忘れるようになった
  - 地下鉄に乗ると場所がわからなくなり迷子になった
  - 抗認知症薬服用開始
- 79歳時
  - 生活に介助を要するようになり娘と同居を始める
  - デイサービスとホームヘルパー利用開始
- 82歳時
  - 娘が家に帰ると机で泣いているようになった
  - 抗うつ薬の投与で改善

27

- 83歳時
  - トイレを失敗するようになった。
  - 転倒して大腿骨を骨折し入院。退院後はぼんやりと無気力な様子となった。
  - 日中一人でいるときに何度か家を出て外で見つかることがあった。
  - ショートステイ利用開始
- 84歳時
  - かぜをひいたのをきっかけに、昼と夜が逆転して夜間興奮して家を飛び出そうとすることがあった。

28

## 認知症になって困ること(日常生活)

- 最近の出来事を思い出せず、会話についていけない
- 予定を忘れてしまう
- 通帳など大事な物をしまった場所が思い出せない
- 片付けたり、準備したりすることが苦手になり、料理などの家事がうまくできない
- 先のことを見通せず、スケジュールをたてるのが難しい
- 小説やドラマの内容が理解できず面白くない
- 道に迷う、道に迷いそうで外出が不安

29

## 認知症になって困ること(社会生活)

- 車の運転がうまくできなくなる
- 銀行でお金をおろすのが難しい
- 買い物の時に、何が必要か思い出せない
- 病院の受診手続きがわからない
- 治療の説明が理解できない
- 薬を飲むのを忘れる
- 役所での手続きをどうしたらいいかわからない
- 確定申告ができない
- マイナンバーの通知の紙をなくしてしまった

30

## 医療契約

1. 医療行為に対する十分な説明(情報開示)
2. 説明を理解し、納得する(医療同意能力)
3. 自由な意思による同意(自発性)

- 情報開示の方法が患者の理解度に影響を与える
- 情報を的確に伝えられ、理解度が高い患者は満足度が高く、治療にも協力的  
→患者がどの程度正しく理解しているか確認することが重要

Kessler, et al, 2005

## 認知症と契約

### 同意能力に及ぼす影響因

- 精神状態
- 意識状態
- 認知発達レベル・認知機能障害
- 価値観や信念
- 意思決定に関連する過去の経験(入院歴、職歴など)
- 医療行為の複雑さ

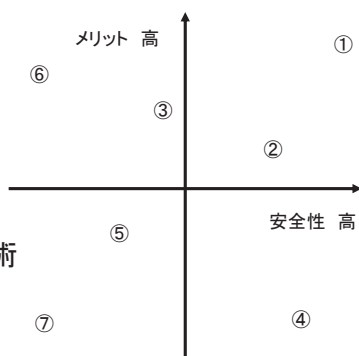
松田, Dementia Japan, 26(2):185-95 (2012)

### 「判断の複雑さ・リスク」と「意思決定能力」



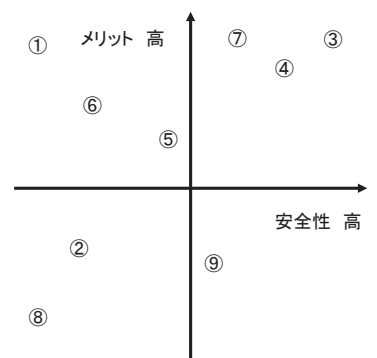
### 治療内容によるグラデーション

- ① 予防接種
- ② 内服治療
- ③ 抗生剤点滴
- ④ 内視鏡検査
- ⑤ 抗がん剤治療
- ⑥ 大腿骨頸部骨折手術
- ⑦ 大腸がん手術



### 財産管理における種々の意思決定

- 成年後見制度における財産管理能力
  - ① 通帳の管理
  - ② 不動産の売買
  - ③ 遺産を受け取る
  - ④ 買い物、公共料金支払いなどの日常の金銭管理
- 契約能力
  - ⑤ 任意後見契約
  - ⑥ 不動産の賃貸契約
  - ⑦ 介護サービス契約
  - ⑧ 金融商品の契約
  - ⑨ 遺言能力



## 適合性の原則

金融商品取引法第40条

「投資家の『知識』、『経験』、『財産の状況』、『**契約を締結する目的(投資目的)**』に照らして、不適当な勧誘を行って、投資家の保護に欠けることになるようなことをしてはならない」

「証券会社・金融機関は、高齢者に対してリスクの高い商品を販売・勧誘してはいけないこととなったと聞きますが、本当ですか。」

- 適合性の原則は、顧客の知識、経験、財産の状況、**商品購入の目的**に照らして不適当な勧誘をしてはならない、というルールです。顧客の状況を総合的に考慮して、それに見合った勧誘をすることを求めているものです。
- したがって、証券会社・金融機関が(顧客の知識や経験等に関係なく)
  - 一律に高齢者にはリスクの高い商品を販売しない
  - 一律に高齢者には一度目の訪問では販売しない
  - 一律に高齢者には親族の同席がなければ販売しない
 などの対応をとることは、**必ずしも制度の趣旨に合いません。**
- いずれにせよ、それぞれの**置きの状況に応じた**、きめ細かく柔軟な販売・勧誘が行われることが、利用者、証券会社・金融機関の両方にとって望ましいことと考えられます。  
(金融庁「金融商品取引法の疑問に答えます」(平成20年2月21日))

## 適合性の原則の医学的理解

契約に必要な判断能力は以下の影響を受ける

- 認知機能低下
  - 記憶、実行機能、注意...
- 経験と知識

企業に必要とされる実務

- 高齢顧客との契約に関するインセンティブについて、結果ではなくプロセスを重視する。
- どのような顧客に向く商品なのかを明らかにする
- 手数料やリスクと利益について明示する

(成本 迅、尾川宏豪・金融財政事情 印刷中)

### 公平な契約と意思決定サポートのために

- 本人に丁寧に安心できる環境で契約内容を説明する
- 他の人に相談したり、記憶力低下を補えるよう説明内容の資料を準備する
- 契約能力確認にあたっては本人自身の言葉で契約内容を説明してもらい記録する
- 契約能力の確認手順設定にあたっては契約内容の複雑さやリスクも考慮する
- 高価な商品や損害のリスクがある場合は、複数で本人の理解や意向を確認する
- 契約のプロセスが1～5の要件を満たしているかを確認する仕組みがある

### 財産管理能力と医療同意能力

医療同意能力	財産管理能力
医療者と患者の目的は一致している	客と企業の目的は必ずしも一致しない
患者自身の健康、福利が目標	家族や第三者のための場合がある
選択肢が少ない	選択肢が多い
最善の利益概念が通用する	何が最善の利益かわからない

### 意思決定サポートシステムと成年後見制度の比較 (小賀野・成本作成)

	意思決定サポートシステム	成年後見制度
対象	地域	全国
根拠・手続	民法及び民法特別法 要綱、条例 ガイドライン、マニュアル	民法及び民法特別法 家庭裁判所の審判(法定後見) 契約(任意後見)
支援	日常生活での意思決定 意思決定支援 地域の連携 例)日常生活自立支援事業	法律行為 代理権、同意権、取消権 成年後見人等、指定された者
家族	家族の意向・関与を尊重	家族は成年後見人等の候補者
判断能力	生活能力 意思疎通能力	意思能力 事理弁識能力
能力判定	財産管理、日常生活能力 対面と遠隔、ICT利用	財産管理 医師の鑑定・診断
支援時期	健康時から死亡まで 予防、事前・事後の支援	判断能力低下の判定後 事後の支援
医療契約	患者と医師の協働関係	双務契約、対向関係
医療同意	患者の意思 第三者の関与	患者の意思 成年後見人等に権限なし
個人情報	支援者間の共有 プライバシー保護	原則として本人の同意 プライバシー保護
公と私	公私協働における民法	私法としての民法
制度像	弾力性、柔軟性、個性	堅実性、厳格性、統一性

COLTEM





### 意思決定サポートシステム構想 1

意思決定サポートシステム	成年後見制度
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域を対象</li> <li>●日常生活での意思決定支援 地域の連携</li> <li>●家族の意向・関与を尊重</li> <li>●財産管理・日常生活能力に関する能力判定</li> </ul> <p>-生活能力・意思疎通能力はあるか? -ICTを利用して対面、遠隔での判定が可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全国を対象</li> <li>●法律行為の支援 代理権、同意権、取消権、 成年後見等、指定された者</li> <li>●家族は成年後見人等の候補者</li> <li>●財産管理に関する能力判定</li> </ul> <p>-意思能力・事理弁識能力はあるか? -医師の鑑定・診断</p>
根拠：民法及び民法特別法、要綱、条例、ガイドライン、マニュアル、当事者間・連携者間の契約	根拠：民法及び民法特別法、家庭裁判所の審判(法定後見)、契約(任意後見)

(中央大学法学部 小賀野晶一・京都府立医科大学 成本 迅 作成)



意思決定サポートシステム構想 2

意思決定サポートシステム	成年後見制度
<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康時から死亡まで幅広く支援 -予防、事前・事後の支援が充実</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●医療契約は患者と医師の協働関係 -患者の意思 -第三者の関与</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●個人情報支援者間で共有、プライバシー保護</li> </ul> <p>公と私：公私協働における民法 制度像：弾力性、柔軟性、個別性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●判断能力低下の判定後から支援 -事後の支援</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●医療契約は双務契約、対向関係 -患者の意思 -成年後見人等に権限なし</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●個人情報の共有には原則として本人の同意、プライバシー保護</li> </ul> <p>公と私：私法としての民法 制度像：堅実性、厳格性、統一性</p>

(中央大学法学部 小賢野晶一・京都府立医科大学 成本 迅 作成)

地域での取り組み

## 新・京都式オレンジプランについて



認知症になっても本人の意思が尊重され、  
住み慣れた地域で暮らし続けられる社会を目指して

京都府医師会理事 京都九条病院 西村幸秀先生作成

## 京都式オレンジプラン 10のアイメッセージ

目指す姿 認知症とともに歩む 本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられる社会

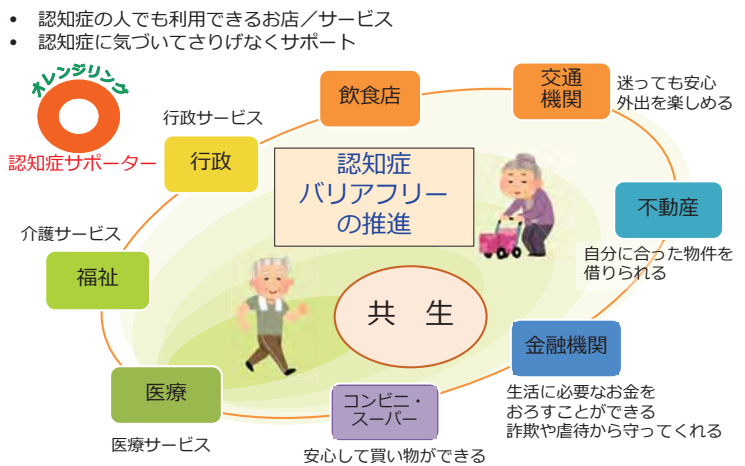
10のアイメッセージを  
かなえるオレンジロード

- 私は、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられる社会を目指して
- 私は、周囲のすべての人が、認知症について正しく理解してくれているので、人権や個性に十分な配慮がなされ、できることは見守られ、できないことは支えられて、活動的にすごしている。
- 私は、症状が軽いうちに診断を受け、この病気を理解し、適切な支援を受けて、将来について考え決めることができ、心安らかにすごしている。
- 私は、体調を崩した時にはすぐに治療を受けることができ、具合の悪い時を除いて住み慣れた場所で終始切れ目のない医療と介護を受けて、すこやかにすごしている。
- 私は、地域の一人として社会参加し、能力の範囲で社会に貢献し、生きがいをもってすごしている。
- 私は、趣味やレクリエーションなどしたいことをかなえられ、人生を楽しんですごしている。
- 私は、私を支えてくれている家族の生活と人生にも十分な配慮がされているので、気兼ねせずすごしている。
- 私は、自らの思いを言葉でうまく言い表せない場合があることを理解され、人生の終末に至るまで意思や好みを尊重されてすごしている。
- 私は、京都のどの地域に住んでいても、適切な情報が得られ、身近に何でも相談できる人がいて、安心できる居場所をもってすごしている。
- 私は、若年性の認知症であっても、私に合ったサービスがあるので、意欲をもって参加し、すごしている。
- 私は、私や家族の願いである認知症を治す様々な研究がされているので、期待をもってすごしている。

京都式オレンジプラン 10のアイメッセージ

- 私は、周囲のすべての人が、認知症について正しく理解してくれているので、人権や個性に十分な配慮がなされ、できることは見守られ、できないことは支えられて、活動的にすごしている。
- 私は、症状が軽いうちに診断を受け、この病気を理解し、適切な支援を受けて、将来について考え決めることができ、心安らかにすごしている。
- 私は、体調を崩した時にはすぐに治療を受けることができ、具合の悪い時を除いて住み慣れた場所で終始切れ目のない医療と介護を受けて、すこやかにすごしている。
- 私は、地域の一人として社会参加し、能力の範囲で社会に貢献し、生きがいをもってすごしている。
- 私は、趣味やレクリエーションなどしたいことをかなえられ、人生を楽しんですごしている。
- 私は、私を支えてくれている家族の生活と人生にも十分な配慮がされているので、気兼ねせずすごしている。
- 私は、自らの思いを言葉でうまく言い表せない場合があることを理解され、人生の終末に至るまで意思や好みを尊重されてすごしている。
- 私は、京都のどの地域に住んでいても、適切な情報が得られ、身近に何でも相談できる人がいて、安心できる居場所をもってすごしている。
- 私は、若年性の認知症であっても、私に合ったサービスがあるので、意欲をもって参加し、すごしている。
- 私は、私や家族の願いである認知症を治す様々な研究がされているので、期待をもってすごしている。

多業種連携でつくる  
認知症の人でも安心して生活できる街づくり



参考資料 7 - 1 認知症が社会生活に与える影響 (成本委員)

京都府協議会

京都高齢者あんしんサポート企業とは

高齢者にやさしいお店・企業、それが「京都高齢者あんしんサポート企業」です。

高齢者が安心して暮らされたい地域づくりのため、高齢者の方へのお声掛けや買い物支援のほか、必要に応じた相談窓口の紹介、地域における高齢者向けの情報発信活動などを行う、高齢者にやさしいお店・企業のことです。

京都高齢者あんしんサポート企業の役割

各事業所にて、高齢者のお知らせや催しの窓口などのご紹介をいたします。

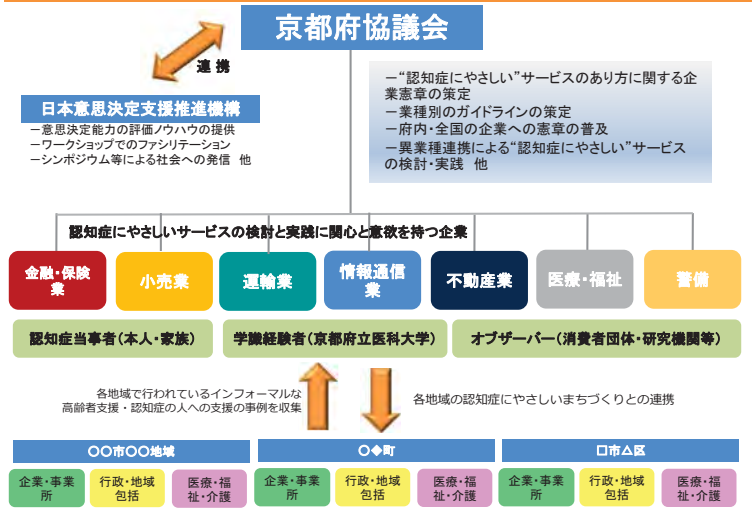
買い物等で困難になったお家まで、声かけや買い物支援を行います。

高齢者の方へ、できる範囲でのご協力をお願いしています。

京都地域包括ケア推進機構ホームページより

19

“認知症にやさしい”異業種連携協議会



意思決定サポートセンター

京丹後地域 高齢者の意思決定サポートモデル地域

実践・実証の場 京都府立医科大学 同志社女子大学

意思決定サポート コミュニケーションロボット・エージェント

理工学部 Elvez

意思決定能力評価 IOT 生活情報解析

京都府立大学 住友電工 住友林業

遠隔能力評価

志学館大学 人間関係学部 IJ Global

認知症の人にやさしい金融機関

京都銀行 三井住友信託銀行 Money Forward みずほ情報総研

高齢者意思決定の特徴と支援

慶應義塾大学 医学部 DNP 大日本印刷

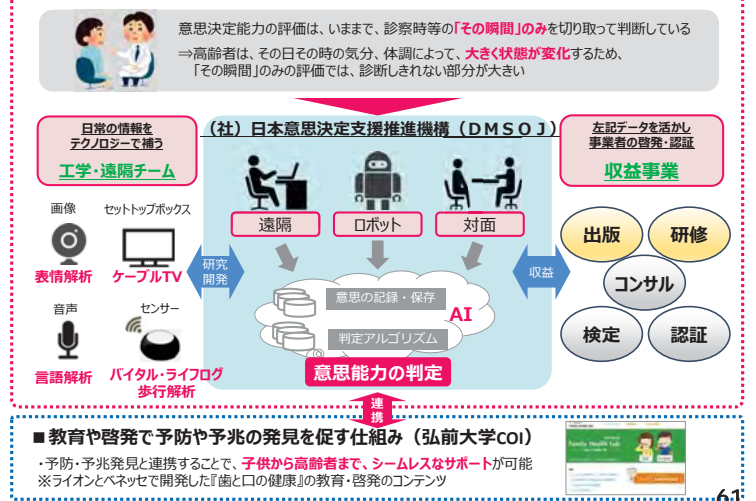
意思決定サポートシステム

中央大学 法学部

9大学、11企業、1自治体、4団体、2機関

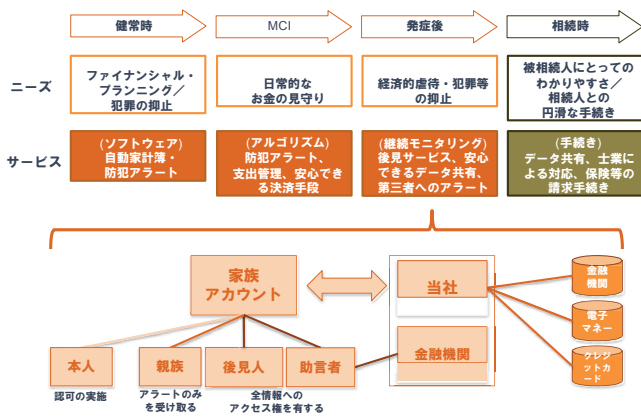
2013年よりJSTの助成を受け活動開始

高齢になっても認知症になっても自分らしく安全にすごせる仕組み (COLTEM)



61

段階論で考える生活支援

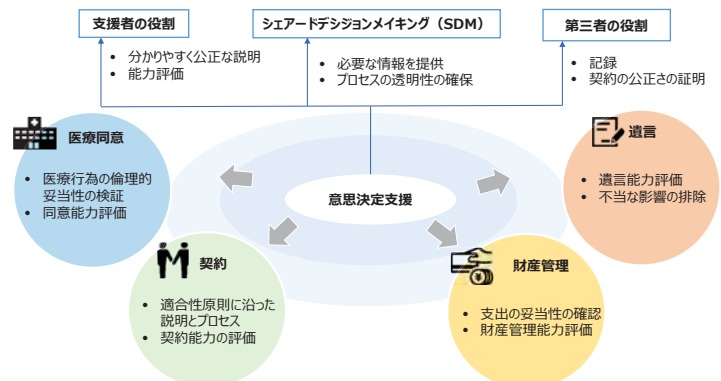


株式会社マネーフォワード瀧俊雄氏提供資料

意思決定サポートセンター

一般社団法人 日本意思決定支援推進機構

https://www.dmsoj.com/







【もくじ】  
認知症の理解 (医学的見地から)  
●主な認知症ごとの特徴  
●地域連携、多職種連携の必要性

知っておくべき基本知識  
●高齢者とのコミュニケーションのとり方  
●高齢者との信頼関係の築き方  
●意思決定能力とは  
●金融機関における認知症気づきのポイント  
●金融機関と公的支援窓口の連携

今すぐ活かせる! ケース・スタディ  
●「通帳や印鑑を繰り返さなくす」  
●「経済的虐待」  
●「詐欺被害」

金融機関の困りごと〔対面編〕  
●来店目的不明で長時間銀行に居続けるケース  
●何度もかけてくる電話への対応  
●預金を盗られたという訴えへの対応  
●本人の認知機能が変動しているケース  
●決められない本人に代わって、家族が預金解約を希望するケース  
●本人が成年後見制度の利用を拒否するケース  
●家族間の意見の対立があり、本人が特定の家族の言いなりになっているケース

金融機関の困りごと〔訪問編〕  
●長くお付き合いのある顧客宅を訪ねた時、以前と様子が違うケース  
●長くお付き合いのある顧客が保険料を滞納するケース  
●長くお付き合いのある顧客が、最近、自動車事故を頻発に起こすケース

金融機関が準備できること  
●リスク性商品の売買を行う場合  
●金融機関の組織的な対応方針について

## 必携! 認知症の人にやさしいマンションガイド 多職種連携からみる高齢者の理解とコミュニケーション



1. ケーススタディ  
団地駐車場で事故  
物盗られ妄想の隣人  
80代姉妹の危機
2. 管理する上での困りごと  
感情の高まりによる攻撃  
夜中の大声や騒音  
混乱に巻き込まれる近隣住民  
10階の窓外を歩(隣人  
自分の家がわからない  
滞納問題  
ボヤ騒ぎや出火の危険性  
高齢者夫婦の介護拒否
3. 認知症の理解  
アルツハイマー型認知症  
レビー小体型認知症  
血管性認知症  
前頭側頭型認知症
4. コミュニケーションの基本知識  
高齢者の方とのコミュニケーションの5つのヒント  
認知症の方とのコミュニケーションの4つのヒント
5. 認知症の人への対応  
「べからず十三か条」

## 椎名・名倉式遺言能力観察式チェックリスト

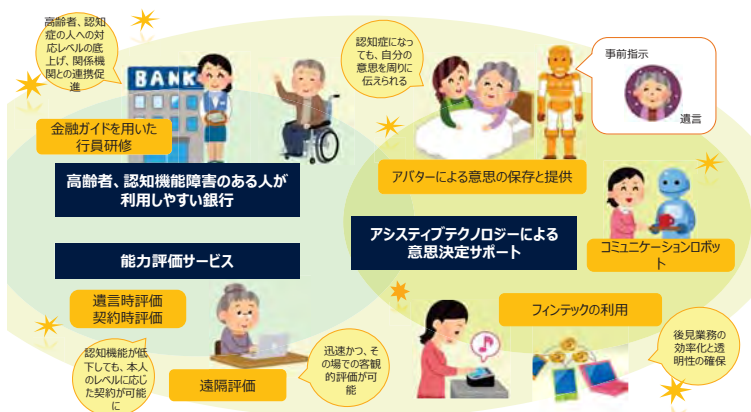
<http://www.kpu-m.ac.jp/doc/news/2019/20190207.html>

1	現在希望している遺言内容(どのような財産を、誰に分配するのか)について説明できる
2	【遺言内容を変更する場合のみ】当初の遺言内容(どのような財産を、誰に分配するのか)について説明できる
3	現在希望している遺言内容により、推定相続人のうち特定の推定相続人の取り分を無いものとし、法定相続分より減らしたりする場合、その特定の推定相続人は誰か、本来受け取る分配からおおまかにどの程度減るのかを説明できる
4	自分の遺言内容によれば、誰と誰の間(どのような高齢や緊密(感情的対立を含む)が生じる可能性があるのかを認識している

©日本意思決定支援推進機構 2018

5	現在希望している遺言内容により、法定相続人のうち特定の相続人の取り分を無いものとし、法定相続分より減らす場合、なぜそのような分配にするのか、その理由となる事情を述べることができる
6	なぜ遺言という方法を選択するのか、法定相続のままにしておく方法や生前贈与、養子縁組、パートナーと婚姻する方法など、他に検討できる方法と比較して、理由を述べることができる
7	現在希望している遺言内容により、それぞれの相続人・受遺者について、メリットまたはデメリットのいずれが生じることになるか及びその内容を説明できる
8	【遺言内容を変更する場合のみ】当初の遺言内容と比べて、それぞれの相続人について、どのようなメリットまたはデメリットが生じることになるかを説明できる
9	表明された意思が二転三転することなく、一貫している

©日本意思決定支援推進機構 2018



## 本人、家族への支援



- 第2章 母は「認知症? 私は何ともしない」と徹底抗戦
- 第3章 その名は「通販」。認知症介護の予想外の敵
- 第9章 父の死で知った「代替療法に意味なし」  
- 「同情するなら金をくれ」

参考資料 7 - 1 認知症が社会生活に与える影響（成本委員）





# AIが意思決定能力を測定

## DMC Score 測定アプリ Mieru プロ/ライト

### 実証実験にご参加しませんか？

【課題】  
高齢者と企業が  
安心して契約する  
ために

高齢者：自分で企業と契約したい  
企業：高齢者の契約判断能力を確認したい  
継続的に判断能力をフォローアップしたい

#### DMC Score (意思決定能力スコア) で課題解決

意思決定能力とは

1. 選択のために自分の意思を伝えることができること
2. 選択に関連する情報を理解していること
3. 選択によって生じる影響の意味を認識していること
4. 選択した理由に合理性があること

DMC Score  
基本的な考え方

意思決定能力と関連する認知機能をアプリケーション操作やその他の生活関連情報から推定してスコア化。社会生活・日常生活に即した4つの分類を用いし、それぞれ25点満点で減点法とし、AIによる採点を行います。  
※ DMC Score (Decision Making Capacity Score 意思決定能力スコア)

#### DMC Score 測定アプリ Mieru プロ/ライト

Mieru ライト



ご自身で簡単に意思決定能力を確認。安心にすごせます

Mieru プロ



複数の高齢者/顧客のDMC Scoreを確認。お試して測定も可能

接続

9つのAIがDMC Scoreを測定  
アプリ利用方法・選択内容を総合的に判断します  
2つのMieruがこれまでにない体験を実現します

- ◆ Mieru ライト：高齢者が利用します。高齢者にとって役に立つ情報を配信するとともに日々のDMC ScoreをAIで測定します
- ◆ Mieru プロ：高齢者とのリレーションをとりたい担当者・ご家族が利用します。スマホを持たない高齢者のためにDMC Scoreのお試し計測機能も装備しています

#### お問合せ先 DMC Score ワーキンググループ



京都府立医科大学 成本 迅先生、大阪大学 小川 浩平先生、公立ほこだて未来大学 松原 仁先生、中部電力株式会社、エルブズが、中核となりDMC ScoreおよびDMC Score測定アプリMieruを開発しています。実証実験などお問合せはホームページで

DMC Scoreワーキンググループ ホームページ  
<https://elvez.co.jp/wg>

遺言能力・意思決定能力の程度の確認の必要性

1 遺言能力に関する民法上の規定

(1) 年齢（民法 961 条）

「15歳に達した者は、遺言をすることができる。」

(2) 成年被後見人（民法 973 条）

1 項 成年被後見人が事理を弁識する能力を一時回復した時において遺言をするには、医師二人以上の立会いがなければならない。

2 項 遺言に立ち会った医師は、遺言者が遺言をする時において精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨を遺言書に付記して、これに署名し、印を押さなければならない。ただし、秘密証書による遺言にあつては、その封紙にその旨の記載をし、署名し、印を押さなければならない。

(3) 被保佐人・被補助人・任意後見における本人

規定無し。遺言能力の判断は個別具体的。

→ **能力をグラデーションで図る必要性あり（実際には成年被後見人でも同じ）**

→ **椎名・名倉式遺言能力観察式チェックリスト（資料 1, 2, 3）**

2 多職種連携のチームのケース会議等で起こりがちな問題

（「認知症と医療」（成本迅ほか 勁草書房 2018 年 12 月）P119～126 当職担当部分）

・各種の意思決定支援ガイドラインが見落としているもの

→ ガイドラインはプロセス。会議における議論の方向性の視点は示していない。

・その結果、議論において典型的に以下の（1）（2）のような問題が起きる。

・京都府下での中核機関設置に向けた事例勉強会を開催する際でもよく見られる。

(1) 議論が錯綜

【原因】

・多職種の専門職が各自で頭に思い描いている典型的な意思決定支援の場面が違う。

医療関係者は医療同意のイメージ。

法律関係者は施設入所契約等の法律行為のイメージ。

福祉関係者は日常生活の事柄（本人にとって快適な生活）の決定のイメージ

・意思決定支援の多義性を意識しないため …… 別紙参照

(2) 支援者が本人の言動に振り回される・本人の言動を軽視しすぎる

【原因】

・議論での確認ポイント・本人の意思決定能力（判断能力）の程度をふまえないため。

【実事例】

①生活環境悪化ケース

80歳代男性。会社を定年退職して数十年。一軒家に一人暮らし。年金生活。一人暮らしを続けていたが、日常生活動作ができなくなる。家から出ない。冷蔵庫には半年前に賞味期限が切れた飲み物やアイスが入っている。年金預金口座からの引き出しと食事とごみ出しは2週間に1回訪問する知人Aに依頼し、コンビニ弁当と引き出した生活費を家に持ってきてもらう。起居・排泄・入浴等をどのように行っているかは不明。自宅内はごみ屋敷状態。外からは人が住んでいるように見えない。

弁護士Cは、本人の別の知人Bから、「自分は高齢で身動きが取れないので、本人の状況を見て、助けてやってほしい。」と支援を頼まれる。

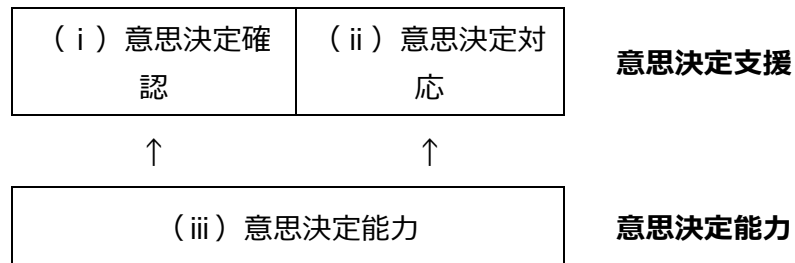
②セルフネグレクトのケース

①の事情に加えて以下のような事情あり。

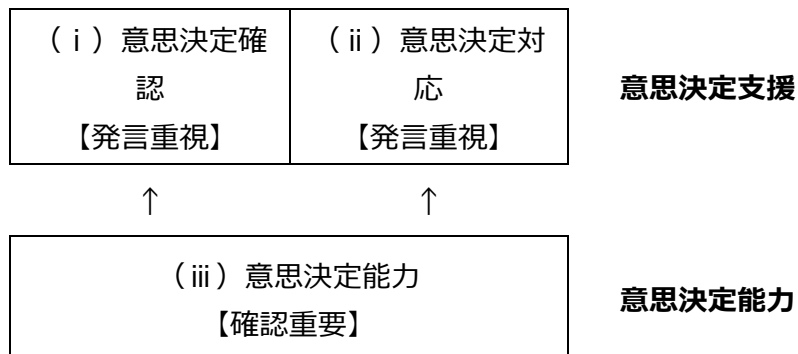
本人の健康状態は不明であるが、身体はどこかが痛むのか、ときおり顔をしかめる。本人は自分の生活に満足している。知人Aを含む誰と話しても、自分の生活リズムを変更することを明確に拒否する意向を示している。知人Aは本人の状態を放置してられないので本人に協力しているが、できればもう関わりたくないと思っている。

(3) 前記(1)と(2)の問題への一定の対策

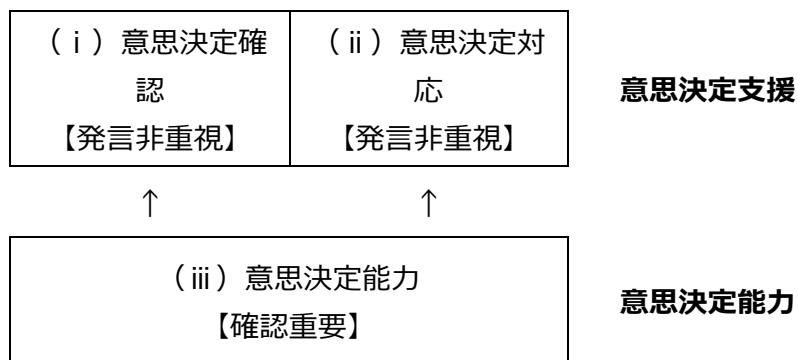
意思決定支援の構造図・・・ケース会議の議論での確認のポイント（同書 P122）



セルフネグレクト・本人の意思決定能力高の場合（同書 P124）



セルフネグレクト・本人の意思決定能力低の場合（同書 P125）



「意思決定支援」と一口に言っても、「意思決定」する主体は本人。本人の意思決定を「支援」する主体は支援者。「支援」には本人の意思決定を「確認すること」だけでなく「対応すること」の2つを想定する必要がある。その2つのどちらにおいても本人の意思決定「能力」は重要な要素となる。そのため、上記のような構造を例示した。

このような構造を想定するかどうかは別としても、少なくともケース会議等での（1）議論の錯綜の問題と（2）本人の言動に振り回されたり軽視しすぎる問題の解決には、本人の意思決定能力（判断能力）のグラデーションをふまえる必要がある。

本人に後見人が就任している場合の財産活用についても、本人にどこまでの金銭の取り扱いを認め、支援者がどこまで管理するかは、本人の希望（意思決定）について意思決定能力の程度を踏まえて確認し、さらに財産の多寡などの本人の意思以外の諸事情を加味して支援の内容を決定する必要がある。

財産管理において現時点における支援で欠けがちなのは本人の意思決定能力の把握である。

以上

## 椎名・名倉式遺言能力観察式チェックリスト

相談期間	年 月 日 ~ 年 月 日
遺言希望者	
使用者	

### 【使用上の留意点】

本チェックリストを使用するにあたっては、遺言希望者の個人情報に留意し、遺言希望者の承諾をもらってください。

本チェックリストは、遺言能力に関する検査の要否を検討するための参考資料であり、遺言希望者の遺言能力を測定するものではありません。

本チェックリストは、遺言に関する用語の名称の知識を問うものではありません。遺言希望者がその用語の名称を知らなくても、使用者から用語の内容の説明を受けたときにその内容を理解できればよいものとします。

本チェックリストは、主に遺言希望者の発言内容からチェック事項に該当するかどうかを確認するものであり、その発言内容を裏付ける客観的状況を確認する新たな調査は必須ではありません。

本チェックリストは、弁護士や司法書士、公証人の方にご使用いただくことを想定して作成していますが、法曹関係者以外の方もご活用ください。  
（例：金融機関の遺言担当者など）

作成：椎名基晴・名倉勇一郎 / 監修：一般社団法人日本意思決定支援推進機構

本チェックリストは、科学技術振興機構「革新的イノベーション創出プログラム(COI STREAM)」の助成を受けて作成されました。詳しくは、一般社団法人日本意思決定支援推進機構(意思決定能力評価・サポートセンター)のホームページをご覧ください。

ホームページ <https://www.dmsoj.com/>

ver.2



参考資料 8 - 2 椎名・名倉式遺言能力観察式チェックリスト（椎名委員）

チェック事項

各項目を確認する際に参考となる視点を「・」で記載しています。

チェック欄

<b>現在希望している遺言内容(どのような財産を、誰に分配するのか)について説明できる</b>		
1	・現在の自分の財産を把握している ・自分の推定相続人を把握している ・遺言内容に関する自己と取得者（推定相続人・受遺者）の関係性を把握している	<input type="checkbox"/>
<b>【遺言内容を変更する場合のみ】 当初の遺言内容(どのような財産を、誰に分配するのか)について説明できる</b>		
2	・過去（当初の遺言作成当時）の財産を把握している ・過去（当初の遺言作成当時）の推定相続人を把握している ・過去（当初の遺言作成当時）の遺言内容に関する自己と取得者（推定相続人・受遺者）の関係性を把握している ・遺言内容のほかに遺言の方式も変更する場合は、その理由を説明できる【※この項目は必須ではありません】	<input type="checkbox"/>
<b>現在希望している遺言内容により、推定相続人のうち特定の推定相続人の取り分を無いものとしたり、法定相続分より減らしたりする場合、その特定の推定相続人は誰か、本来受け取る分配からおおまかにどの程度減るのかを説明できる</b>		
3	・現在の自分の財産を把握している ・自分の推定相続人を把握している ・推定相続人やその家族に対するこれまでの贈与状況や寄与分を把握している ・遺言内容に関する自己と取得者（推定相続人・受遺者）の関係性を把握している ・法定相続分について理解している ・遺留分について理解している	<input type="checkbox"/>
4	<b>自分の遺言内容によれば、誰と誰の間にどのような葛藤や緊張(感情的対立を含む)が生じる可能性があるのかを認識している</b> ・誰と誰の間に葛藤や緊張が生じる可能性があるのかを、一般論としてではなく自分に関する事柄として認識している	<input type="checkbox"/>
5	<b>現在希望している遺言内容により、法定相続人のうち特定の相続人の取り分を無いものとしたり、法定相続分より減らす場合、なぜそのような分配にするのか、その理由となる事情を述べる事ができる</b> ・自分が遺言をすることについて、自分のこととして考えて理由を述べられる（※理由の合理性は問わない）	<input type="checkbox"/>
6	<b>なぜ遺言という方法を選択するのか、法定相続のままにしておく方法や生前贈与、養子縁組、パートナーと婚姻をする方法など、他に検討できる方法と比較して、理由を述べる事ができる</b> ・「他の選択肢とその結果」と「遺言とその結果」を比較した上で合理的に判断している	<input type="checkbox"/>
<b>現在希望している遺言内容により、それぞれの相続人・受遺者について、メリットまたはデメリットのいずれが生じることになるか及びその内容を説明できる</b>		
7	・現在の自分の財産を把握し、その情報を運用できる ・自分の推定相続人を把握し、その情報を運用できる ・推定相続人やその家族に対するこれまでの贈与状況や寄与分を把握し、その情報を運用できる ・遺言内容に関する自己と取得者（推定相続人・受遺者）の関係性を把握し、その情報を運用できる ・法定相続分について理解し、その情報を運用できる ・遺留分について理解し、その情報を運用できる【※この項目は必須ではありません】	<input type="checkbox"/>
<b>【遺言内容を変更する場合のみ】 当初の遺言内容と比べて、それぞれの相続人について、どのようなメリットまたはデメリットが生じることになるかを説明できる</b>		
8	・現在の自分の財産を把握し、その情報を運用できる ・自分の推定相続人を把握し、その情報を運用できる ・遺言内容の変更に関する自己と取得者（推定相続人・受遺者）の関係性を把握し、その情報を運用できる ・法定相続分について理解し、その情報を運用できる ・遺留分について理解し、その情報を運用できる【※この項目は必須ではありません】	<input type="checkbox"/>
9	<b>表明された意思が二転三転することなく、一貫している</b> ・遺言内容に関して表明された意思を複数回確認しても一貫性がある	<input type="checkbox"/>

※1つでもチェックの入っていない項目がある場合、念のため精査・確認を受けていただくことをおすすめします。

遺言内容を変更しない場合(2と8を除く)【 /7】  
 遺言内容を変更する場合(全項目)【 /9】

<b>【観察所感】 遺言者の言動や精神状態など、気になる点があれば具体的に記載してください</b>